

国の制度及び予算に関する 提案・要望書



左上：特別自治市パネル展（令和4年3月5日～16日）

左下：2027国際園芸博覧会開幕5年前イベント「FLOWER YELL 2027～明日への応援花～」（令和4年3月24日～26日）

右上：ブルーライン新型車両4000形（令和4年5月2日運行開始）

右下：緑園義務教育学校（令和4年4月開校）

令和4年6月
横浜市



横浜市政の推進にあたり、日頃から御理解、御高配を賜り、深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の蔓延から 2 年以上が経ちました。横浜市は、関係府省をはじめ、多くの皆様と御一緒に、「感染症対策の強化」と「横浜経済の回復」に総力を挙げて取り組んでいます。

このたびの提案・要望は、感染症対策の一層の強化や、厳しい環境に置かれた市民・事業者の皆様への支援をはじめ、大都市としての力を最大限に発揮するための「特別自治市」の実現など、基礎自治体として迅速かつ着実に取り組むべき施策を挙げています。さらに、子どもを産み育てやすい社会の実現や行政のデジタル化の推進、脱炭素社会の実現に向けた取組など、横浜の更なる成長につながる施策についても御提案しています。

横浜市は、「誰もが自分らしさを発揮し、いきいきと安心して暮らすことができる街」の実現を目指しています。多くの皆様から「住みたい、住み続けたい」と思っていただき、事業者の皆様から選ばれるよう、全力を尽くしてまいります。また、国や県、周辺自治体等と緊密に連携し、最大の基礎自治体として、日本全体の課題解決と活力の創出にも貢献していく決意です。

関係府省におかれましては、この提案・要望に対し、特段の御配慮をくださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

令和 4 年 6 月

横浜市長

山中竹春



提案・要望項目

1 新型コロナウイルス感染症対策の強化

(1) 新型コロナウイルス等感染症対策における指定都市の機能強化	1
(2) 新型コロナウイルス感染症対策に関する財源措置	3
(3) 新型コロナウイルス感染症や緊迫する国際情勢の影響を受ける事業者への支援	5
(4) 新型コロナウイルス感染症の影響で収入減少した被保険者に対する国民健康保険料等減免の全額財政支援の継続	7
(5) 新型コロナウイルス感染症対策への対応方針の見直し	9

2 国の成長をけん引する大都市の自治強化

(1) 「特別自治市」の早期実現	11
(2) 持続可能な市政の基盤となる「地方税財政制度」の充実	13
(3) 地方分権改革の推進	15
(4) 三大都市圏の指定都市等を核とした広域連携の促進	17

3 すべての子どもたちの未来を創るまちづくり

(1) 安心して出産できる社会に向けた出産育児一時金の増額	19
(2) 子どもの医療費助成の充実	21
(3) 児童相談所及び一時保護所の体制強化	23
(4) 待機児童対策の推進と幼児教育・保育の安定的な基盤づくり	25
(5) 小学生の放課後対策の推進	29
(6) 国と地方自治体が一丸となった子どもの貧困対策の推進	31
(7) 充実した教育環境の実現のための支援スタッフの配置	33
(8) デジタル・AI 時代を見据えた GIGA スクール推進	35
(9) 小学校の児童支援を専任する教員の定数化	37
(10) 小学校高学年における国の教科担任制を踏まえた「チーム学年経営」の推進	39

4 誰もがいきいきと生涯活躍できるまちづくり

(1) 障害児の療育環境整備に係る支援の充実	41
(2) 医療的ケア児・者等への切れ目ない支援の充実	43
(3) 障害者が地域で自立した生活を送るための支援の拡充	45
(4) 総合的な依存症対策の充実に向けた支援	47
(5) 国民健康保険の財政基盤の安定化に向けた支援の拡充	49
(6) 国民健康保険に係る国庫負担金減額措置の廃止	51
(7) インボイス制度導入におけるシルバー人材センターの安定的運営	53

5 Zero Carbon Yokohamaの実現

(1) 持続可能な脱炭素社会の実現に向けた取組への支援	55
(2) プラスチック資源循環の推進	57

6 力強い経済成長の実現と賑わいがあふれるまちづくり

(1) 外国人材の受入れ・共生のための環境整備	59
(2) 海外インフラビジネスの一層の推進	61
(3) 文化芸術の持続可能性を高める支援の拡充	63
(4) 「グローバル拠点都市」の推進	65
(5) 持続可能な観光地域づくりの支援の拡充	67

7 住まいと地域を大切にする持続可能な郊外部のまちづくり

(1) 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援	69
(2) 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援	71

8 成長と活躍を生み出す都心・臨海部のまちづくり

(1) 横浜都心・臨海地域における都市再生の推進	73
--------------------------	----

9 花・緑・農・水の豊かな魅力あふれる都市づくり

(1) 国際園芸博覧会の開催に向けた取組の推進	75
(2) 花と緑を生かした都市の魅力づくりの推進	77

10 災害に強い安全・安心な都市づくり

(1) 道路・河川における防災・減災、国土強靭化の対策推進	79
(2) 持続可能な社会の構築に資する下水道事業への支援	81

11 市民生活と経済活動を支える都市づくり

(1) 高速道路の整備推進	83
(2) 市内幹線道路の整備と連続立体交差事業の推進	85
(3) 鉄道整備事業の推進	87
(4) 国際コンテナ戦略港湾の取組の推進	89
(5) 国際クルーズの再開と港の賑わい創出	91
(6) 安全・安心で環境にやさしい港づくり	93
(7) 公共施設の老朽化対策の推進	95
(8) 災害に強い水道システム構築に向けた更新・耐震の推進	99
(9) 国及び国の関係機関が発注する公共事業における市内中小企業者の受注機会の増大	101

12 デジタル社会の実現に向けたDXの推進

(1) 住民情報系システム標準化に向けた地方自治体への支援	103
(2) デジタル社会の基盤であるマイナンバーカード普及促進	105

【巻末】提案・要望項目 府省別一覧	107
-------------------	-----

新型コロナウイルス等感染症対策における指定都市の機能強化

内閣府、厚生労働省、総務省

- 1 新型コロナウイルス感染症対策における国・都道府県・指定都市の役割を検証し、指定都市が柔軟かつ機動的に感染症対策を実施できる仕組みの構築
- 2 新型コロナウイルス感染症対応における役割分担の議論にあたり、横浜市を始めとする指定都市への意見聴取の実施

現状・課題

国

- 新型コロナウイルス感染症対策では、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）と感染症法、予防接種法が適用。感染症法は、平時からの感染症対策全般に対応する法律。保健所を設置する指定都市は都道府県と同等の権限を持つ。一方、特措法は全国的な感染症のまん延等の緊急事態を想定。都道府県が権限の主体で、指定都市の権限は極めて限定的。予防接種法は、伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防する法律。臨時に行う予防接種において、指定都市は都道府県を通じて接種を実施。
- 経済財政運営と改革の基本方針 2021において、今回の感染症対策で直面した課題等への対応として、「地方制度調査会等において検討を進め改善に向けて取り組む」ことが示される。
- 第33次地方制度調査会専門小委員会において、新型コロナウイルス感染症対応等の都道府県と市町村の役割分担や連携のあり方等に関する課題について、地方六団体へのヒアリングを実施。

横浜市・指定都市

- 指定都市の所在する道府県における陽性者数のうち約44%が指定都市に集中。令和2年4月の第一波時点では約40%、第二波の7月時点では50%となり、これまでほぼ横ばい。



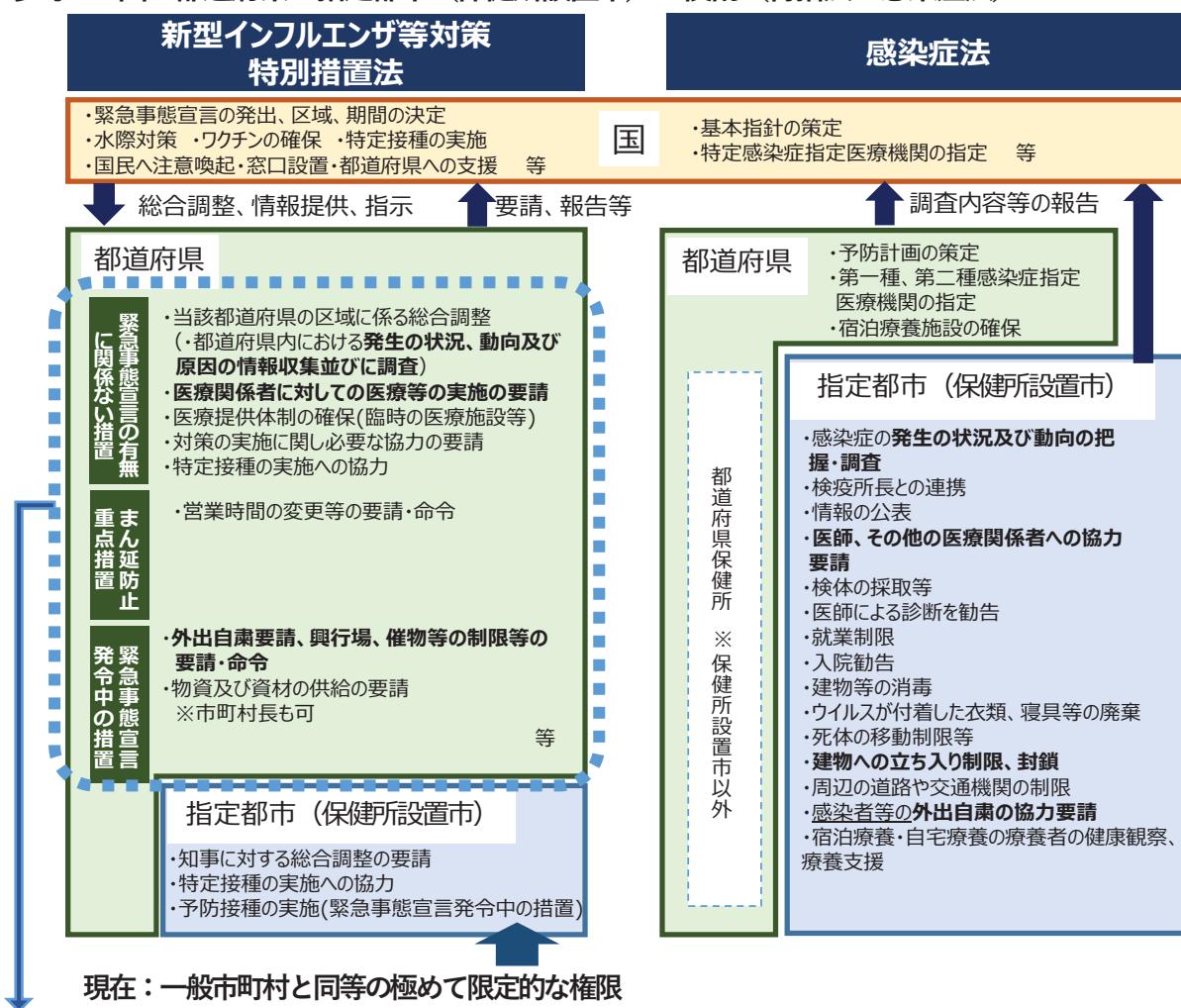
新型コロナウイルス感染症対策における国・都道府県・指定都市の役割の検証と、機能強化が必要

- 感染症対応の最前線となる保健所・衛生研究所、高度医療機関を持ち、経済活動の中心となっている横浜市等の大都市では、それらの資源を最大限に活用し、引き続き感染症対策、経済対策を進める必要がある。そのためには、新型コロナウイルス感染症対策における国・都道府県・指定都市の役割を検証し、新たな感染症対策における指定都市の機能強化が必要。

提案・要望内容

- 1 新型コロナウイルス感染症対策の国・都道府県・指定都市の役割を検証し、特措法に基づく都道府県の権限について、希望する指定都市へ事務・権限・財源を付与し、指定都市が地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に感染症対策を実施できる仕組みを構築すること。ワクチンについて、特に人口や人流が集中する指定都市においては、効率的かつ迅速なワクチンの供給・接種体制を構築するため、希望する指定都市に都道府県の権限を付与すること
- 2 新型コロナウイルス感染症への対応における国と地方の役割分担や国の関与のあり方を議論する際、指定都市の意見が反映されるよう、横浜市を始め、**指定都市からの意見を聴取すること**

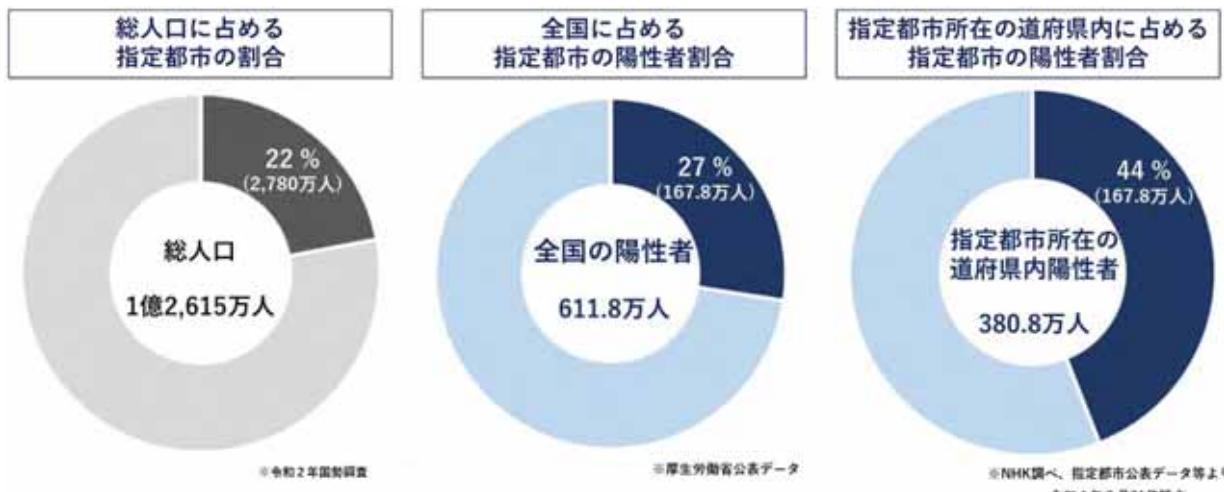
参考1 国・都道府県・指定都市（保健所設置市）の役割（特措法・感染症法）



新たな仕組み：新型コロナウイルス感染症対策の国・都道府県・指定都市の役割を検証し、

希望する指定都市に対して、権限と財源を移譲（都道府県の広域調整機能を除く）

参考2 指定都市の感染状況



提案の担当 / 政策局大都市制度推進本部室広域行政課担当課長

総務局危機管理室緊急対策課長

健康福祉局健康安全部健康安全課感染症対策強化担当課長

健康福祉局健康安全部健康安全課ワクチン接種調整等担当課長

医療局医療政策部医療政策課長

長久 伸子 TEL 045-671-2109

細川 直樹 TEL 045-671-2170

橋本 育世 TEL 045-671-2468

鳥丸 雅司 TEL 045-671-4840

山本 憲司 TEL 045-671-2438

新型コロナウイルス感染症対策に関する財源措置

内閣府、総務省、厚生労働省

- 1 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の必要額の配分と、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の繰越等の措置の継続
- 2 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の指定都市に対する直接交付の実施
- 3 公営企業における特別減収対策企業債制度の継続

現状・課題

国

- 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下、「臨時交付金」）」は、令和2年度補正予算で4.5兆円、令和3年度補正予算で6.8兆円、令和4年度一般会計新型コロナ感染症対策予備費を活用して8,000億円措置（令和4年4月時点）。
- 公営企業の当面の資金手当措置として、「公営企業における特別減収対策企業債」（以下、「特別減収対策企業債」という。）を令和2年度に措置し、令和4年度も継続。

横浜市

- 感染拡大防止と医療提供体制の確保、経済再生に向けた対策等をきめ細かく推進。
- 臨時交付金は、現時点（令和4年4月）の交付限度額632億円に対し、繰越分も含めて令和2年度は287億円、令和3年度は142億円を活用し、令和4年度は地方単独事業分の交付限度額のうち71億円を当初予算で活用。
- 包括支援交付金は令和2年度に39億円を活用し、令和3年度は当初予算・補正予算を併せ31億円、令和4年度は当初予算で32億円を予算計上。
- 公営企業では設備の老朽化への対応や企業債の元利償還等、先送りできない支出も多い中、特に地下鉄事業では、テレワーク等の定着により料金収入が大きく減収し、資金不足が発生。

感染症の状況等を見極めながら、更なる感染拡大防止策や経済対策、機動的な取組の実施が重要

- 今後も感染症拡大・収束状況等を見極め、感染拡大防止と経済再生の両輪による機動的な取組が不可欠である。特に大都市部に陽性患者が集中している現状等も踏まえ、臨時交付金については、財政力指標によらない必要額の配分や継続した予算措置が必要。
- 適切な予算計上のため、国の予算措置時期や交付限度額の通知に係る日程の早期提示が必要。
- 包括支援交付金の交付対象は都道府県であり、市町村への財源配分の権限も都道府県にあるが、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に感染症対策を実施できるよう、指定都市に対して必要額を直接交付することが必要。

公営企業の事業継続のため、資金手当措置の継続が必要

- 令和5年度も一定の減収を見込まざるを得ない状況であることから、事業継続のため、令和5年度も特別減収対策企業債制度の継続が必要不可欠。

提案・要望内容

- 1 今後の機動的な取組が可能となるよう、**臨時交付金の継続した予算措置を実施するとともに、補助事業分の未配分額について必要額を配分すること。**また、年度末でも切れ目なく対策を継続できるよう、**臨時交付金の繰越措置の継続等**、必要な対応を行うこと。さらに、今後の予算措置時期やそれに伴う交付限度額の通知に係るスケジュールについて、早期提示を行うこと
- 2 包括支援交付金については、**指定都市が地域の実情に応じて柔軟かつ迅速に活用できるよう、指定都市を直接交付の対象とすること**
- 3 特別減収対策企業債制度の令和5年度の継続

参考1 令和4年度 横浜市の新型コロナウイルス感染症対策

当初予算 2,041 億円	感染拡大防止と医療提供体制確保		427 億円
	ワクチン接種、コールセンター運営、PCR検査、自宅療養者への支援、「Y-AEIT」「Y-CERT」運営 等		
	横浜経済の活性化と市民生活の安全・安心		1,561 億円
	中小企業支援、緊急雇用創出、観光MICE支援、子ども・子育て支援、生活困窮者等自立支援 等		
	With コロナ/After コロナ		52 億円
	GIGAスクール構想の推進、行政サービスデジタル化の推進 等		

参考2 国の予算編成状況

	2年度			3年度補正 (R3.12)	4年度 (R4.4)	合計
	1次補正 (R2.5)	2次補正 (R2.6)	3次補正 (R3.2)			
臨時交付金 (うち地方単独事業向け 市町村分)	1兆円 (3,530億円)	2兆円 (1兆750億円)	1.5兆円 (5,000億円)	6.8兆円 (5,000億円)	8,000億円 (4,000億円)	12.1兆円 (2兆8,280億円)
包括支援交付金	0.2兆円	2.2兆円	1.3兆円	2.1兆円	-	5.8兆円※

※ 0.9兆円の予備費措置と合わせ、総額6.7兆円の予算を確保

参考3 地方単独事業向け臨時交付金の住民1人当たり交付限度額

【令和2年度分】	横浜市： 8,719円	全国市町村平均： 15,170円	全国比約 57%
【令和3年度分】	横浜市： 2,336円	全国市町村平均： 3,961円	全国比約 59%
【令和4年度分】	横浜市： 2,011円	全国市町村平均： 3,171円	全国比約 63%

提案の担当	／	政策局政策部政策課長	岡 靖之	TEL 045-671-3912
		政策局政策部政策課担当課長	柴 政紀	TEL 045-671-4791
		財政局財政部財政課長	飯島 龍	TEL 045-671-2230
		健康福祉局健康安全部健康安全課感染症対策強化担当課長	橋本 育世	TEL 045-671-2468
		医療局医療政策部医療政策課長	山本 憲司	TEL 045-671-2438
		交通局経営管理部経営管理課長	小林 哲也	TEL 045-671-3134

新型コロナウイルス感染症や緊迫する国際情勢の影響を受ける事業者への支援

経済産業省、厚生労働省

新型コロナウイルス感染症の影響や緊迫する国際情勢による原油高等の影響を踏まえた事業者支援策及び雇用対策の一層の充実

現状・課題

国

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、日本政策金融公庫等による実質無利子融資の延長を行うと共に、既往債務の条件変更については、事業者の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応を継続するように金融機関に要請。（実質無利子融資は令和4年9月末まで延長）
- 事業復活支援金や事業再構築補助金により、コロナの影響を受けた事業の継続・回復や、新分野展開・業種転換等を目指す事業者を支援。
- 雇用対策として、「雇用調整助成金」の特例措置及び「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」を令和4年9月末まで継続。
- ウクライナ情勢により、国際情勢が緊迫する中で、更なる原油高や原材料費の高騰等が懸念。

横浜市

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者支援策として、これまでに、資金繰り支援や、「新しい生活様式」対応補助金、テレワーク導入助成等、フェーズ毎に必要な経済対策を実施。また、飲食事業者や小規模事業者向けの支援等、影響の長期化を踏まえたきめ細やかな支援策を実施。
- 「第120回横浜市景況経営動向調査」結果より、令和4年1-3月期の自社業況BSIは、マイナス34.4と前期より8.4ポイント低下し、引き続き厳しい状況が継続。
- 令和4年3月末時点の市内有効求人倍率（1.08倍）は、新型コロナウイルス感染症拡大前（1.63倍/令和元年12月末）に比べ、低い水準で推移。
- 令和4年2月25日よりウクライナ情勢の影響に伴う市内中小企業向けの「特別経営相談窓口」を設置。関係機関と緊密に連携しながら、資金繰り支援や経営全般に関する相談に対応。
- 令和4年5月26日、横浜商工会議所が横浜市に対し要望書を提出。原油価格等の高騰により、市内企業に影響が出ており、事業者への支援拡充等を要請。

新型コロナウイルス感染症や原油高の高騰等による影響の長期化を踏まえた支援措置の充実が必要

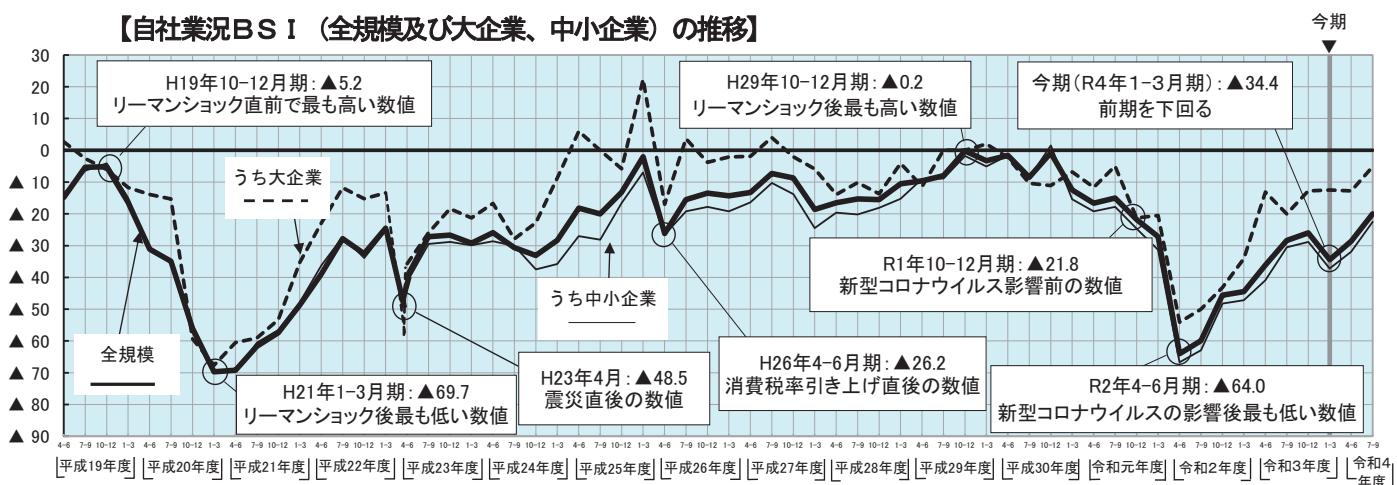
- 市内経済や雇用情勢は依然として厳しい状況が続いていること、また、事業者や労働者への影響が、今後さらに長期化する恐れがあることを踏まえ、支援策の延長や拡充、財政支援が必要。
- 国際情勢が緊迫する中、原油高や原材料費の高騰等により、影響を受けている中小企業等の事業者の資金繰りに支障が生じないよう、きめ細やかな事業者支援が必要。

提案・要望内容

- 新型コロナウイルス感染症による影響の長期化を踏まえ、日本政策金融公庫等が実施する**実質無利子融資の延長や、既往債務の返済猶予や借換え等**、事業者の実情に応じた柔軟な対応を行うよう金融機関への働きかけを引き続き実施すること。また、**直接給付施策の継続実施や拡充、事業者の収益力改善や事業再生を促す支援**を実施すること。あわせて、国際情勢が緊迫する中、**原油高や原材料費の高騰等**により、経営に影響を受けた事業者への支援を実施すること。なお、支援策の実施にあたっては、**申請手続きの簡素化、迅速化等、事業者の利便性の向上**に一層の配慮を行うこと。また、労働者の安定的雇用の維持を図る「**雇用調整助成金**」特例措置等を適時・適切に実施すること

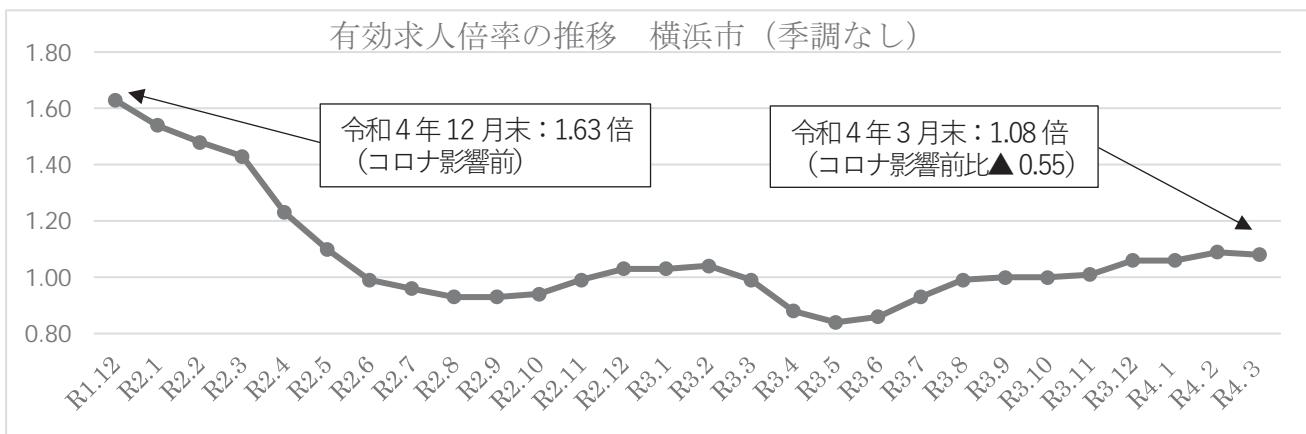
参考1 市内企業の業況（「横浜市景況経営動向調査」の結果）

【自社業況BSI（全規模及び大企業、中小企業）の推移】



出典：第120回 横浜市景況・経営動向調査（令和4年3月実施）

参考2 市内の有効求人倍率の推移（令和4年3月末時点）



参考3 事業者の声

- ・長引くコロナの影響の中、従業員の生活を守るためにも更なる助成をお願いしたい。【製造業】
- ・コロナ禍により、売上高が減少。既存事業を補完する新事業を展開する必要がある。【建設業】
- ・ウクライナ情勢により、輸入穀物価格が上昇し、今後の事業活動に不安を感じている。【卸売業】

提案の担当	／	経済局政策調整部企画調整課長	高橋 正海	TEL 045-671-2565
		経済局中小企業振興部金融課長	近藤 陽介	TEL 045-671-2586
		経済局市民経済労働部雇用労働課長	卯都木 優子	TEL 045-671-2303

新型コロナウイルス感染症の影響で収入減少した被保険者に対する国民健康保険料等減免の全額財政支援の継続

厚生労働省

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険料及び介護保険料の減免を全額国費負担とする財政支援の継続

現状・課題

国

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった被保険者等に対する国民健康保険及び介護保険の保険料減免（以下、「保険料減免」という。）に係る適用基準及び財政支援を各市区町村に通知。
- 令和3年度までの保険料減免に対する財政支援は全額国庫負担とされたが、令和4年度の保険料減免に対する財政支援は、全額国庫負担ではなく、交付基準額に対する減免総額の割合に応じた3段階（4割・6割・10割のいずれか）と示された。

横浜市

- 国の財政支援を踏まえ、横浜市でも保険料減免を実施（減免額：参考2）。
- 令和3年度減免額を令和4年度の財政支援基準にあてはめると、国民健康保険では約5.2億円、介護保険では約0.5億円の市負担分（財政影響額）が生じる。



令和4年度の保険料減免に係る財政支援も、「全額国費による財政支援」が必要

- 新型コロナウイルス感染症は、オミクロン株の蔓延により引き続き多くの感染者が確認される等、令和4年度に入っても全国的にいまだ収束がみえず、今後も影響が長期化すると想定される。そのため、新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少等となる被保険者等への生活支援策（保険料減免）は、今後も継続していくことが必要。
- 大規模災害発生時における国の特例的な国費全額補助は発生から1年とする例が多いが、新型コロナウイルス感染症による影響は、長期間災害発生時と同様の状況が続いていること及び緊急事態宣言等が発出される度にその影響を受ける対象も異なること等からも、その都度特例的な国費全額補助が必要。

提案・要望内容

- 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する令和4年度の保険料減免について、これまでと同様に、**全額国費による財政支援の継続**

参考1 「新型コロナウイルス感染症による収入減少等減免」の概要

	令和2年度・3年度	令和4年度
対象 保険料	令和元年度分の一部（2・3月納期分） 令和2年度（年間分） 令和3年度（年間分）	令和4年度（年間分）
減免基準	①コロナにより、主な生計維持者が死亡・重篤な傷病を負った ②コロナにより、主な生計維持者の事業収入等が前年より30%以上減少	①コロナにより、主な生計維持者が死亡・重篤な傷病を負った ②コロナにより、主な生計維持者の事業収入等が前年より30%以上減少
財政支援	保険者（地方自治体）の <u>負担なし</u> <u>（全額国費負担）</u>	保険者（地方自治体）の <u>負担あり</u> <u>（減免総額の割合に応じて、3段階（4割・6割・10割のいずれか）に一部縮小）</u>

参考2 横浜市における保険料減免等の適用状況（令和4年3月末時点）【速報値】

	適用件数（件）			減免金額（億円）		
	R元	R2	R3	R元	R2	R3
国民健康保険	11,810	13,957	4,876	4.8	27.5	8.7
介護保険	3,443	3,821	1,352	0.4	2.5	0.9

※令和元年度は2月・3月期のみ。

参考3 令和4年度の財政支援基準とした場合における国民健康保険・介護保険の財政影響

単位：億円

	減免金額（R3）	財政支援割合	国費充当分	横浜市負担分
国民健康保険	8.7	4/10	3.5	5.2
介護保険	0.9	4/10	0.4	0.5

《財政負担割合》

国民健康保険

調整交付金の「調整対象需要額」(※)に対する減免総額の割合に応じて「4割・6割・10割」のいずれかとなる。

⇒ 令和3年度実績に基づく試算では、減免総額の割合「0.6%」(1.5%未満)なので、財政負担割合「4/10」

(※)「調整対象需要額」…国民健康保険調整交付金における交付基準額で、本来当該保険者が保険料を財源として賄うべきとされている医療給付費の支出額
(実績 R3: 837 億円、R2: 789 億円、R元: 839 億円)

介護保険

保険料賦課総額に対する減免総額の割合に応じて「4割・6割・10割」のいずれかとなる。

⇒ 令和3年度実績に基づく試算では、減免総額の割合「0.1%」(1.5%未満)なので、財政負担割合は「4/10」

減免総額の占める割合	財政支援割合
3%以上	10/10
1.5～3%	6/10
1.5%未満	4/10

新型コロナウイルス感染症対策への対応方針の見直し

内閣府、総務省、厚生労働省

- 1 新型コロナウイルス感染症について、これまでに積み重ねられた医学的知見等を踏まえ、感染症の特性に応じて届出基準を改める等、柔軟な対応を行うこと
- 2 新型コロナワクチンの接種実施について、体制確保に必要な情報を早期に提示すること。また、予防接種法上の臨時接種で実施する場合は、自治体に負担が生じないよう、国において引き続き必要な財源措置を行うこと

現状・課題

国

- 新型コロナウイルス感染症は、まん延により国民の生命及び健康に影響を与える恐れに鑑み、感染症法上「新型インフルエンザ等感染症」に位置付けられている。
- ワクチン接種の推進、検査体制の拡充に加え、重症化のリスク因子の評価法、治療方針、濃厚接触者の対応等、国内外の知見が集まる中、対策は転換期を迎えている。
- 財政制度等審議会財政制度分科会（令和4年4月13日）において、ワクチン接種費用の負担を国から地方自治体に変更する議論が提起。
- 4回目接種について、3回目接種（追加接種）を終了した者のうち、60歳以上の者及び基礎疾患を有する18歳から59歳の者等を対象に、国が全額費用負担の上で実施することとし、各自治体に通知。

横浜市

- 横浜市の一日の新規感染者数は令和4年1月29日に4,524人、自宅療養者数（宿泊療養含む）は2月5日に35,509人、入院患者数2月12日に714人と、過去最多となった。
- 第6波（1月～3月）の死亡者数は336人で、その約93%が65歳以上の高齢者。
- 約2,000か所の医療機関による個別接種のほか、市内延べ55か所の集団接種会場や大規模接種会場の運営により、希望する全ての市民が3回のワクチン接種が実施できる接種体制を構築。
- 3回目接種の開始当初、度重なる接種間隔の前倒しが生じ、段階的な接種券発送の前倒しを実施。開始直後の国の方針変更に厳しい対応を迫られた。

感染症の特性に応じた柔軟な対応が重要

- 国内の感染者が累計887万人にのぼり（令和4年6月2日現在）、国内外での知見が積み重なっているが、いまだに全数の届出が求められているため、保健衛生行政は積極的疫学調査や療養支援、入院調整などの業務の負担が大きくなっている。

安定的なワクチン接種実施のため、体制確保に必要な情報が早期に提示されることが必要

- 令和5年度も追加接種を継続する場合、接種スケジュール、対象者、供給されるワクチンの種類及び国の予算措置等、体制確保に向けた情報の早期提示が必要。

更なる追加接種（4回目接種等）を実施する上で引き続き国費全額負担による接種体制構築が必要

- 全国的な感染状況やワクチン開発状況等を踏まえ、我が国の感染症対策の一環として、引き続き国が全額負担して接種事業を実施する必要がある。

提案・要望内容

- 1 今回の第6波の課題を踏まえ、現在の感染症法で規定されている**全数を直ちに届け出る扱いを見直し、新たな届出基準を策定すること**
- 2 令和4年度以降を見据えた、**ワクチン接種の中長期スケジュール及び接種対象者、接種期間、ワクチン種類等の体制整備に必要な情報を早期に示すこと**。また、接種率向上や接種スケジュール見直しのために自治体が行う追加措置を含め、必要となる経費については地方自治体の負担が生じないよう**全額国費による財政措置を講ずること**

参考1 第5波と第6波の陽性者数と死亡者数、療養者数の比較（横浜市）

	陽性者数	死亡者数	死亡割合	死亡者のうち 65歳以上の割合	入院患者数 (最多)	自宅療養者数 宿泊療養含む (最多)
第5波	38,285人	111人	0.28%	74.5%	597人 (R3.9.4)	11,525人 (R3.8.29)
第6波	164,487人	336人	0.20%	93.2%	714人 (R4.2.12)	35,509人 (R4.2.5)

第5波期間：令和3年6月15日～9月14日 第6波期間：令和4年1月1日～3月31日

参考2 水痘（入院例に限る）の届出基準（見直しのイメージ）

- (1) 感染症法上の分類 5類
- (2) 届出基準

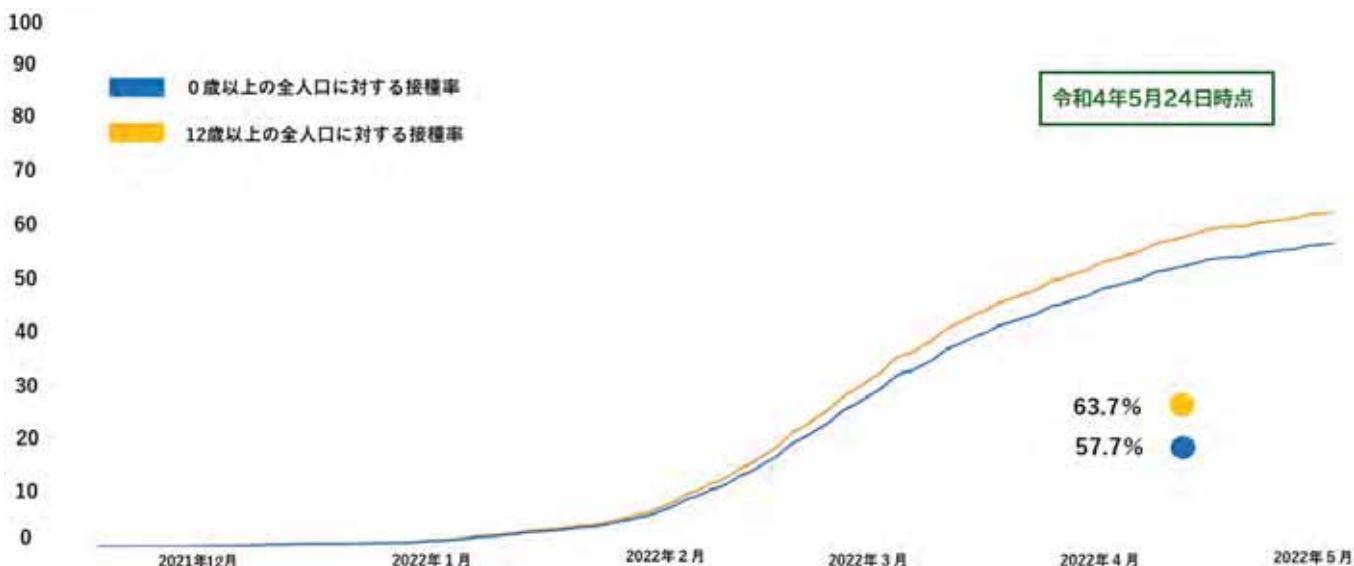
医師は、臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から水痘が疑われ、かつ届出のために必要な要素を満たすと診断した場合には、感染症法による届出を7日以内に行わなければならない。

（届出のために必要な要素）

- ① 検査診断例：届出に必要な臨床症状の1つ以上を満たし、かつ、届出に必要な病原体診断のいずれかを満たし、かつ、24時間以上入院したもの（他疾患で入院中に水痘を発症し、かつ、水痘発症後24時間以上経過した例を含む。）
- ② 臨床診断例：届出に必要な臨床症状をいずれも満たし、かつ、24時間以上入院したもの（他疾患で入院中に水痘を発症し、かつ、水痘発症後24時間以上経過した例を含む。）

参考3 新型コロナウイルスワクチン接種率の推移

<0歳以上の全人口に対する接種率、12歳以上の人口に対する接種率の推移（3回目接種）>



提案の担当 ／ 健康福祉局健康安全部健康安全課長

赤松 智子 TEL 045-671-2442

健康福祉局健康安全部健康安全課ワクチン接種調整等担当課長 鳥丸 雅司 TEL 045-671-4840

「特別自治市」の早期実現

内閣府、総務省

- 1 指定都市が地域の実情に応じた多様な地方自治制度を選択できるようにするため、特別自治市制度立法化の早期実現
- 2 地方制度調査会における特別自治市など大都市制度改革の議論の加速化
- 3 総務省に大都市制度検討専任組織と研究会の設置

現状・課題

国

- 現行の指定都市制度は、暫定的な制度として創設されてから65年余りが経過し、道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、多くの課題を抱えている。
- 令和4年3月、総務省自治行政局行政課の協力の下、一般財団法人自治総合センター「21世紀地方自治制度についての調査研究会報告書」が取りまとめられ、新たな大都市制度（特別自治制度）の意義と課題が整理された。

横浜市

- 令和3年3月に、第30次地方制度調査会で示された特別市（仮称）に対する3つの課題への対応や、立法化に向けた取組などをとりまとめた「横浜特別自治市大綱」を改訂。
- 令和3年6月に、「特別自治市制度の早期実現を求める意見書」を横浜市会にて可決。
- 令和3年11月に、指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」において、「最終報告」を公表。
- 令和4年2月に、「『特別自治市』の早期実現に関する決議」を横浜市会にて可決。
- 令和4年5月に、「県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会」を開催し、特別自治市制度について協議。今後も協議を継続していくことを合意。



指定都市制度の抜本的な改革と特別自治市の早期実現が必要

- 地域によって都道府県・市町村間の事務分担は大きく異なるため、従来の基礎自治体・広域自治体の二層制を前提としない、地域の実情に応じた多様な地方自治制度が必要。
- 我が国における大都市制度の新たなカテゴリーとして、日本全体の成長力を高め、経済を活性化し、大都市・横浜が持つ力を最大限発揮できる特別自治市制度の早期実現を日本の国家戦略として推進することが必要。
- 第30次地方制度調査会以降、地方制度調査会における特別自治市等の大都市制度改革に関する議論が進んでいない。
- 特別自治市への税源配分・財政調整のあり方等、地域の実情に応じた多様な地方自治制度の検討を進めていくため、国（総務省）において、大都市制度を専門的に検討する専任組織と新たな研究会の設置が必要。

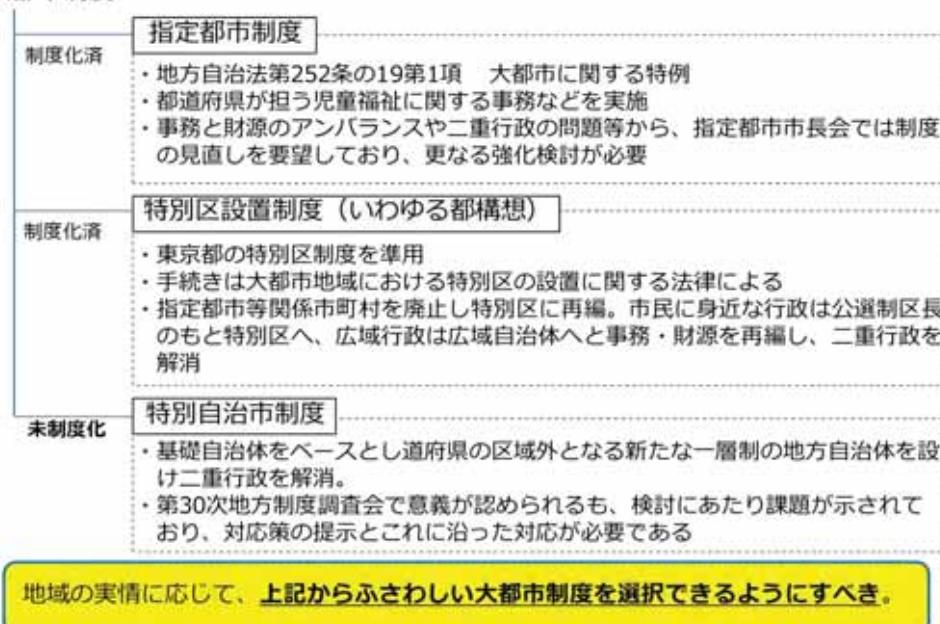
提案・要望内容

- 1 指定都市が地域の実情に応じた地方自治制度を選択できるようにするため、「大都市地域特別区設置法」に基づく特別区設置以外の選択肢である**特別自治市制度立法化の早期実現**
- 2 特別自治市制度立法化の議論を進めるため、**地方制度調査会における特別自治市など大都市制度改革の議論の加速化**
- 3 特別自治市をはじめ多様な大都市制度の検討を加速させるため、国（総務省）における**大都市制度検討専任組織の設置（大都市制度企画官の設置）**と研究会の設置

参考 指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告（令和3年11月）抜粋

現在の大都市制度の状況

大都市制度



時代に即応した多様な大都市制度実現の1つの方策として、広域自治体の区域外となる「特別自治市制度」の立法化を提言する。

特別自治市の法的位置づけの整理

項目	考え方
性格	特別地方公共団体
区域	都道府県の区域外とする（一層制自治体）
事務	基礎的な地方公共団体として、市及び市域内における都道府県に属する事務（ただし、包括する市町村間の連絡調整及び補完事務を除く。）、その他区域内における他の行政事務で国の事務に属しないものを処理。 圏域において地域の実情に応じて近隣自治体との連携の中心的な役割を担う。
税財源の調整	区域内における地方税は特別自治市が一元的に賦課徴収する（市民目線では地方税の納税先が一元化される）（地方税法等の改正が必要）
区	行政区（市の内部組織）とし、法人格を有しないこととする。 行政区においてさらなる住民自治機能の強化に努める。

持続可能な市政の基盤となる「地方税財政制度」の充実

総務省

- 1 税制・税源配分の見直しと自主財源の充実・強化
- 2 社会経済動向や大都市の特性を踏まえた地方交付税の充実・確保
- 3 臨時財政対策債の見直し
- 4 ふるさと納税制度の見直し

現状・課題

国

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」においては、**地方財政改革**及び**地方行財政の「見える化」改革**等を引き続き推進するとともに、2024 年度までの「一般財源の総額について、2021 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」ことを明記。
- 地方財政審議会は、「**目指すべき地方財政のあり方**」として、持続可能な、確固たる**税財政基盤の構築**が不可欠であるとし、**地方税の充実確保**と**税源の偏在性**が小さく**税収が安定的**な**地方税体系**の構築、**地方交付税の機能の適切な発揮**が必要と意見。

横浜市

- 「**横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例**」の趣旨を具体化、実効化するため、令和4年6月に**議会の議決のもと「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」**を策定。
- 基本構想相当の当該ビジョンでは、「持続的な財政」の姿を定義し**「基本方針」**を定め、今後、**市の責任と権限の範囲**において、将来に向けた各アクションに**自主的かつ計画的に取り組む**。
- 市が持続的に発展し、**国全体の発展**にも貢献していくためには、**地方税財政制度**という制度的環境が、**社会経済の動向や大都市の行政現場の実態**に合ったものであることも不可欠。

社会経済動向や大都市の特性を踏まえた地方税財政制度の充実、見直しが必要

- 高齢化の進展や施設の老朽化等による財政需要の拡大に備え、**大都市の特性**や**基礎自治体の実態**を踏まえた、**自主財源の安定的な確保**や**財政運営の自立性**の向上につながる**税制と税源配分の実現**、適時適切な**財源保障の充実**が必要。
- 臨時財政対策債は、元利償還費が基準財政需要額に算入されるとしても、大都市はその配割合が高く、実質的に財政の硬直化につながっているため、**抜本的な見直しに向けた取組**が必要。

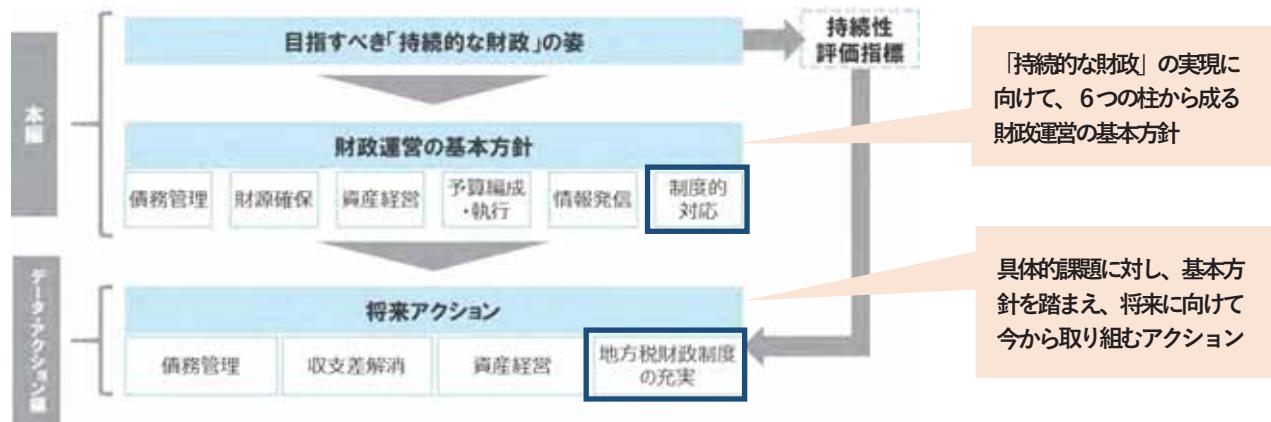
提案・要望内容

- 1 (1) **個人所得課税の国・地方間の税源配分是正・配分割合拡充、固定資産税の安定的確保、法人所得課税及び消費・流通課税の地方・大都市への配分割合の拡充**
(2) **大都市特例事務に係る経費について、税源移譲による不足額の制度的措置**
- 2 (1) 国・地方双方の財政の持続性の確保を前提に、適切な財源充実策を講じつつ、**国の経済及び財政規模に応じた、地方全体の一般財源総額の充実**
(2) **大都市特有の財政需要や行政サービスのコスト構造の地方交付税の算定への的確な反映**
- 3 **今後も折半対象財源不足が発生しないよう、法定率の引上げをはじめ交付税財源の確保、必要な地方歳出確保の上で、臨時財政対策債で元利償還費を賄う状況の改善**
- 4 **特例控除額への定額上限設定等、ふるさと納税の本来の趣旨に沿った早急な制度の見直し**

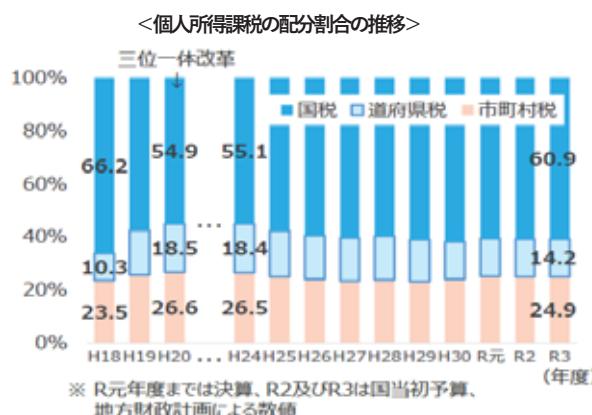
参考1 「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」の概要

将来にわたる安定した市政運営の“土台”となる持続的な財政を実現するため、中長期の財政方針として策定

<財政ビジョンの構成イメージ>



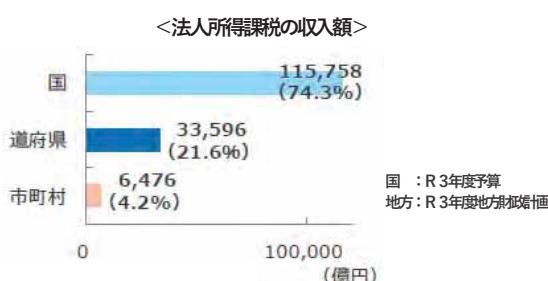
参考2 本市等の税制に関する状況



<本市のふるさと納税による税収影響額 (交付税措置は未考慮)> (決算)

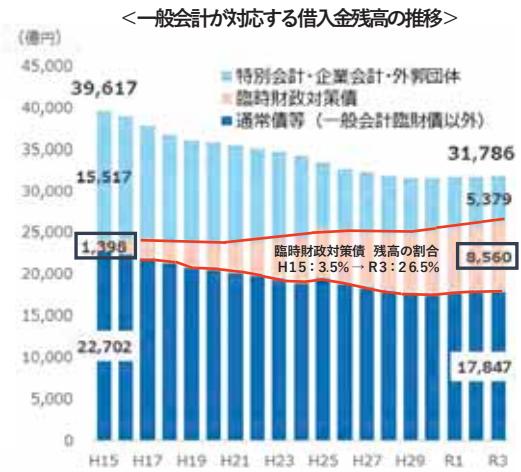
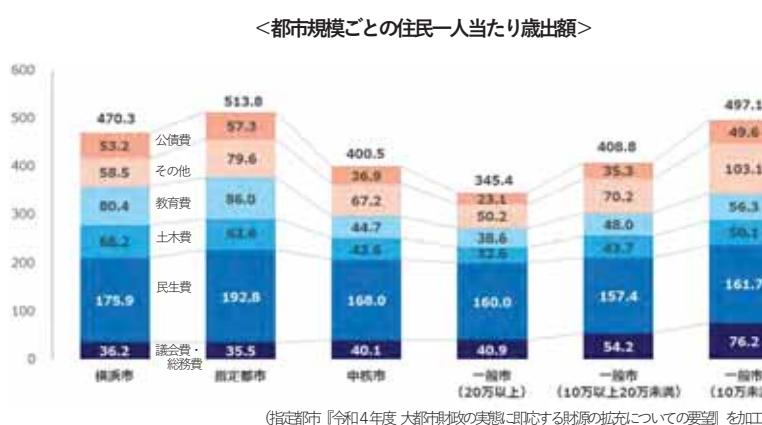
H28	H29	H30	R元	R2	R3	(年度)
▲ 28	▲ 53	▲ 97	▲ 131	▲ 143	▲ 171	(億円) (見込)

市外への流出額が増加の一途をたどっており、必要な行政サービスの提供に支障を来しかねない状況



出典: 指定都市令和4年税制改正要望

参考3 本市の財政に関する状況



提案の担当 / 財政局主税部税制課長 永森 秀
財政局財政部限界原課長 足利 有喜 TEL 045-671-2188
TEL 045-671-2185

地方分権改革の推進

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

- 1 指定都市に対する事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しの更なる推進
- 2 提案募集方式における地方の提案の積極的受け止め
- 3 河川管理に係る事務・権限及び河川占用料等財源の移譲推進

現状・課題

国

- 地方分権改革は、平成5年の「地方分権の推進に関する決議」から始まり、平成26年からは、地方からの発意に根差した取組として「提案募集方式」を導入。
- 第12次地方分権一括法（令和4年5月公布）において、液化石油ガス販売事業者の登録等に係る事務・権限を都道府県から指定都市に移譲。

横浜市

- 地方分権一括法や神奈川県の事務処理特例条例等により、権限移譲が行われている。
- 平成30年に「災害救助法の一部を改正する法律」が改正され、大規模災害時の応急救助の実施権限が、国が指定する救助実施市（横浜市は平成31年4月に指定）に対して移譲。
- 令和2年11月に2回目となる「横浜市神奈川県調整会議」を開催（川崎市と合同）し、コンビナート地域に係る高圧ガス保安法や急傾斜地崩壊対策事業に係る事務・権限について協議。
- 河川法に基づき、市域内の県知事管理河川の管理権限の移譲を推進。平成15年に砂田川、梅田川、16年に鳥山川（一部区間）、23年に平戸永谷川、24年に宇田川の管理権限を移譲。

指定都市が地域の実情に応じた対応ができるよう、更なる地方分権改革が必要

- 地域の実情を把握している指定都市が、多様化・複雑化する地域課題や住民ニーズに的確に対応するとともに、持続可能な形での住民サービスを提供し、自らの発想と創意工夫による課題解決を行うため、市民生活に直結する分野で指定都市が求めている事務・権限の移譲が必要。
- 河川の管理権限の移譲について、占用料等については、河川法に基づき県が徴収することとなっているため、移譲後も市が実施する適正な管理の財源にすることができない。

提案・要望内容

- 1 基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を併せ持つ**指定都市に対する、事務・権限の移譲や、義務付け・枠付け**（法律による計画策定の努力義務等）**の見直し**の更なる推進
- 2 **提案募集方式**については、導入の趣旨を踏まえ、**市民生活の向上に資するもの**については、支障事例にかかわらず**地方の発意に基づき提案を受け止める方向**で取り組むこと
- 3 河川法に基づき県に徴収されている占用料等について、**実際の管理者が適正な管理のための財源として徴収することができるよう、法改正に取り組むこと**

参考1 横浜市が希望する事務・権限移譲の重点項目

項目	権限移譲の効果
私立幼稚園に係る 事務・権限及び財源の移譲 ① 私立幼稚園の設置等の認可・指導 ② 私立学校審議会の設置・運営 ③ 補助金交付に係る事務	子ども・子育て支援新制度の実施主体が市町村であることを踏まえ、待機児童対策、幼児教育・保育の質の向上、新制度の給付対象施設への移行促進など、幼児教育行政と保育行政を一体的に捉えた総合的な子育て支援策の実施が可能になる。
医療計画の策定に係る 事務・権限及び財源の移譲	二次医療圏が市域で完結し、医療政策の実績も有している横浜市が、地域特性に応じた医療計画を自ら策定し、地域医療介護総合確保基金を主体的に活用できる仕組みを構築することで、医療需要を的確に反映させた医療機能の分化・連携を迅速かつ効果的に進めることができる。
一級河川（指定区域）・二級河川の管理 に係る事務・権限及び財源の移譲	市内域で流域が完結する一級河川（指定区間）・二級河川について、一元的に市が管理し、河川法に基づき県に徴収されている占用料等についても、管理者が適正な管理のための財源として徴収することで、下水道や流域を含めた総合的な治水対策や、まちづくりと一体となった河川整備を行うことが可能になる。
急傾斜地法に係る 事務・権限及び財源の移譲	横浜市では、総合的な崖地対策として「啓発活動」、「予防対策」、「発災・復旧対応」などに取り組んでいるが、「予防対策」、「復旧対応」のうち「急傾斜地崩壊対策事業」については県が事業主体となっている。横浜市が担うことで、手続きの簡素化や横浜市独自の崖地対策と併せた対応が可能になる。

参考2 横浜市の主な提案結果

■これまでに実現した主な提案

- ・学校給食費の私人への徴収委託（コンビニエンスストア等での納付）の実現（平成29年）
- ・搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験における国際運転免許証等にかかる運転免許要件の明確化（平成30年）
- ・児童扶養手当の減額措置の適用除外に必要な届出の負担軽減（令和元年）
- ・保育所等利用待機児童数調査（10月1日現在）の廃止（※指定都市市長会共同で提案）（令和3年）
- ・子育てのための施設等利用給付の代理受領における施設等からの保護者に対する特定子ども・子育て支援提供証明書の交付の廃止（※指定都市市長会共同で提案）（令和3年） 等

参考3 河川の管理及び占用料について

・河川法第10条第2項

二級河川のうち指定都市の区域内に存する部分にあって、当該部分の存する都道府県を統括する都道府県知事が当該指定都市の長が管理することが適當であると認めて指定する区間の管理は、前項の規定にかかわらず、当該指定都市の長が行う。

・河川法第32条

都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第二十三条、第二十四条若しくは第二十五条の許可又は第二十三条の二の登録を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）を徴収することができる。

・権限移譲河川の実績

平成15年 一級河川砂田川・梅田川（河川延長 3.67km）

平成16年 一級河川鳥山川（一部区間）（河川延長 2.31km）

平成23年 平戸永谷川（河川延長 4.92km）

平成24年 宇田川（河川延長 3.52km）

三大都市圏の指定都市等を核とした広域連携の促進

総務省

三大都市圏における、指定都市等を核とした近隣市町村との連携を促進し、継続的に取り組むための新たな支援制度の創設

現状・課題

国

- 第32次地方制度調査会は、人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から、地域や組織の枠を超えた連携等の方策を講じていくため求められる地方行政体制のあり方を答申。
- 地方圏では、核となる都市と近隣市町村とで形成する「連携中枢都市圏」に地方交付税措置も含めた財政支援が行われており、現在34の圏域が形成されるなど、広域連携の取組が推進。
- 三大都市圏における「地域の未来予測」を踏まえた相互補完的、双務的な役割分担に基づく広域連携による取組の積極的な推進、関係市町村が担う役割に応じた適切な財政措置の必要性等について指摘。

横浜市

- 平成30年度、隣接する7市と「8市連携市長会議」を開催し、2040年頃の広域的な課題を見据え、基礎自治体ならではの視点から、水平・対等な関係で圏域全体の「行政サービスの維持・向上」等を目指し、連携策の協議を開始。
- 令和元年度・2年度、連続で総務省の「新たな広域連携促進事業」に採択。8市の長期的見通し及び課題解決に向けた連携施策を検討するため、現状や将来推計についての基礎調査等を実施。
- 令和3年度、再度「8市連携市長会議」を開催し、「ウィズ・コロナにおける行政課題」の共有、「専門人材の育成・確保」「プラスチックごみの発生抑制のための啓発活動」の具体的な連携の取組を研究・検討することについて合意。



中長期的課題を見据え、継続的に取り組むための新たな支援制度が必要

- 三大都市圏には、連携に向けた検討・準備を主目的とした単年度の国の委託事業（多様な広域連携促進事業）はあるが、地方圏における「連携中枢都市圏」のように、指定都市を核に、中長期的な課題を見据え、継続的に取り組むための支援制度ではなく、課題認識を持つ市町村が、限られた予算の中で任意に取り組んでいるのが実情。

提案・要望内容

- 三大都市圏においても、指定都市等を核に、近隣の市町村と相互補完的、双務的な役割分担に基づく連携を更に推進し、「地域の未来予測」の整理や中長期的な課題の解決に向け継続的に取り組めるよう、新たな広域連携支援制度を創設すること

参考1 横浜市と隣接7市※との連携 ※川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市、町田市

○ 8市連携市長会議の開催（令和3年5月11日）

【合意事項】「ウィズ・コロナにおける行政課題」、「専門人材の育成・確保」、「プラスチックごみの発生抑制のための啓発活動」

○ 新たな広域連携促進事業（令和元年度・令和2年度）

【取組の特徴】人口や経済等の将来推計についての基礎調査や新型コロナウイルス感染症等の状況も踏まえた8市在住者を対象としたアンケート調査を実施する等、8市の将来に影響を及ぼす要素についての分析・整理を実施。その結果等を「8市の未来予測等報告書」としてとりまとめた。

○ 8市連携スタディミーティング（若手職員勉強会）の開催

【取組の特徴】2040年頃に各市の中核を担う世代の幅広い分野の職員を集め、広域連携に対する意識醸成や基礎知識の習得、職員間の将来にわたるネットワークの構築を図るとともに、課題解決に向けた広域連携の政策提案を作成するワークショップ等を含む研修を行っている。

○ これまでの主な連携事例

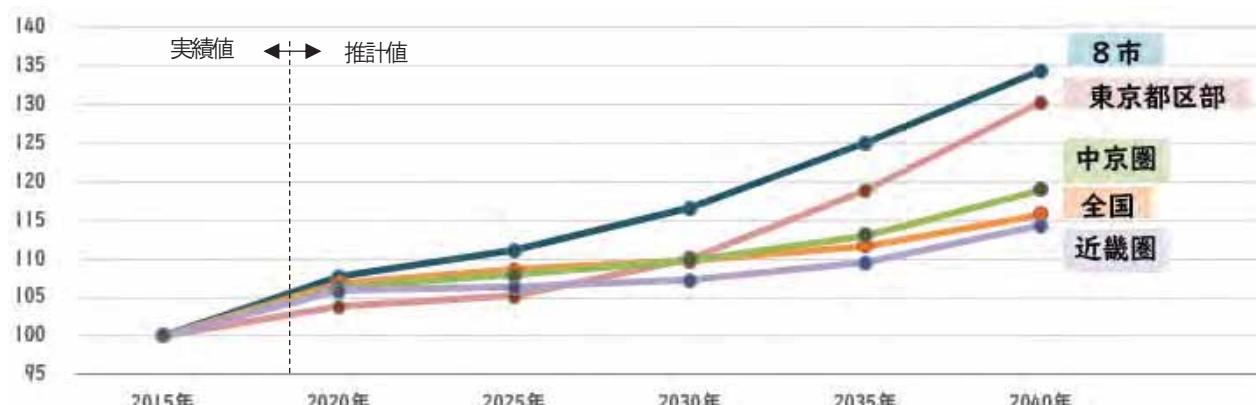
災害時の相互応援、待機児童対策、図書館の相互利用、観光施策の取組 等



8市連携スタディミーティング
若手職員勉強会

参考2 横浜市と隣接7市（8市）の将来推計

○ 高齢者人口の推移（2015年=100として指数化）



出典：総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

参考3 連携中枢都市圏構想

○ 人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、安心して快適な暮らしを営んでいくようにするために、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する政策。

○ 連携中枢都市圏構想の推進に向けた国の主な財政措置の概要

1 連携中枢都市の取組に対する包括的財政措置

- ・「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」の取組に対する普通交付税措置 等

2 地域活性化事業債の充当

- ・「連携中枢都市圏構想の推進」に真に必要な取組に資する施設整備に対し、地域活性化事業債を充当

3 人材の活用に対する特別交付税措置

- ・圏域外における専門性を有する人材の活用へ措置

4 民間主体の取組支援に対する財政措置

- ・民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置
- ・ふるさと融資の融資比率及び融資限度額の引き上げ

安心して出産できる社会に向けた出産育児一時金の増額

厚生労働省

- 1 子どもを産み育てやすい社会の実現に向けた出産育児一時金の増額
- 2 出産費用が高額な地域に対する出産育児一時金の地域加算の実施

現状・課題

国

- 出産にあたっては、法令等に基づき、加入先の健康保険が原則42万円の出産育児一時金（産科医療補償制度掛金分の費用も含む）を支給。
- 厚生労働省資料によると、病院及び診療所における出産育児一時金（正常分娩）の直接支払制度専用請求書を集計した令和元年度の出産費用の自己負担額の全国平均値は46万217円。産科医療補償制度等の費用を含めると52万4,182円となっており、一時金42万円と大きくかい離。（参考1：厚生労働省保険局集計資料（令和2年））

横浜市

- 横浜市における国民健康保険加入者の平成30年1月から令和3年9月まで（3年9か月分）の出産費用（正常分娩分）の分析では、市内医療機関での出産の場合、自己負担額の平均値は57万3,644円、中央値は57万1,890円であった。これは国民健康保険中央会の調査（平成28年度）における全国平均値と比較して6万7,885円、全国中央値と比較して7万8,490円高額な状況。（参考2：国民健康保険中央会資料（平成28年度））（参考3：横浜市における国民健康保険加入者の市内医療機関における出産費用分布（平成30年3月から令和3年9月））。
- 令和4年5月、九都県市首脳会議として、出産育児一時金の拡充を要望。

出産費用が上昇傾向にあることを踏まえ、出産育児一時金の増額が必要

- 国を挙げて子どもを産み育てやすい社会の実現に向けて取り組む中、出産育児一時金の増額により、子どもを望む家庭の経済的負担を軽減することは喫緊の課題。
- 年々、出産費用は上昇しているが、平成21年10月以降、出産育児一時金の総額は42万円から増額しておらず、実態と大きくかい離し続けており、早急な実態調査及び一時金の増額が必要。
- 出産費用（正常分娩）は自由診療の下で実施されていることから、他の地域と比較して特に首都圏における費用が高額（平均値等55万円以上）となり、居住地による経済的負担の差が大きい。そのため、首都圏における出産育児一時金については、地域加算等による増額が必要。

提案・要望内容

- 1 出産育児一時金について、出産費用の実態把握をした上で、子どもを望む家庭の経済的負担を軽減すべく、全ての健康保険で現在の42万円から増額し、実態に合せた額を支給する制度を構築するとともに、その増額分は、国の責任において必要な財政措置を講じること
- 2 他の地域と比較し経済的負担の大きい首都圏等に対する、出産育児一時金の地域加算制度の構築

参考1 出産費用（正常分娩）の推移（全施設） (出典元：厚生労働省集計資料) (単位：円)

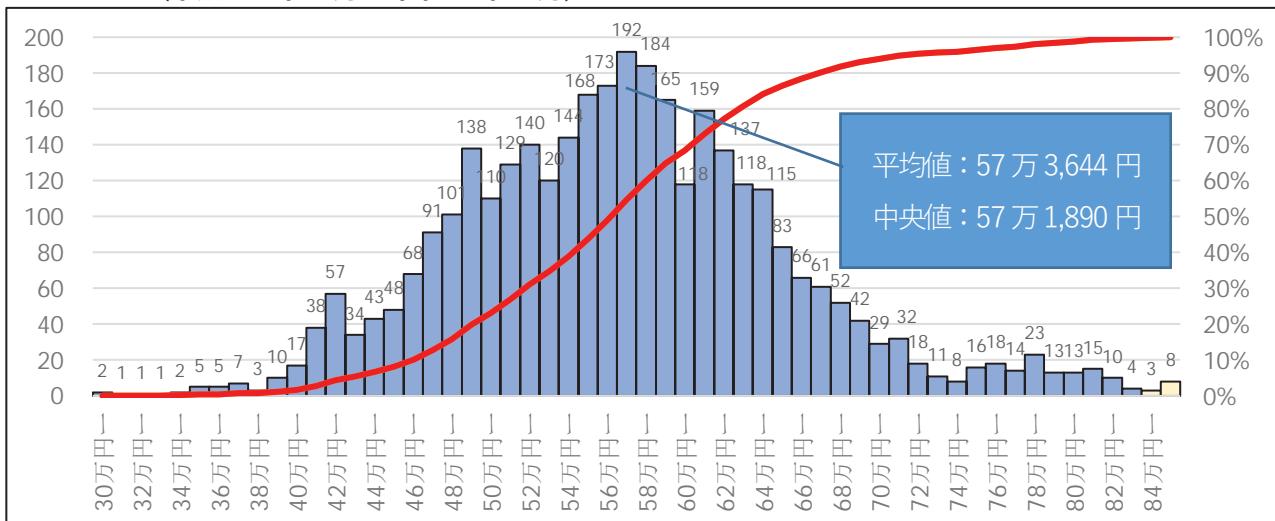
全施設の全国平均	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
入院料	110,112	110,650	111,730	112,504	112,726	112,123	113,982	115,047
分娩料	230,920	233,878	240,848	249,603	254,180	257,501	261,249	266,470
新生児管理保育料	50,445	50,339	50,508	50,752	50,621	50,172	50,094	49,980
検査・薬剤料	11,915	12,197	12,496	12,905	13,124	13,350	13,703	13,880
処置・手当料	13,336	13,575	13,918	14,301	14,563	14,815	14,623	14,840
室料差額a	14,653	15,149	15,702	16,008	16,580	16,878	17,503	18,074
産科医療補償制度b	29,672	29,670	27,559	15,884	15,881	15,778	15,757	15,740
その他c	25,324	25,968	26,788	27,657	28,085	28,895	29,532	30,151
総計	486,376	491,426	499,550	499,614	505,759	509,511	516,445	524,182
総計-a-b-c	416,728	420,639	429,501	440,065	445,214	447,960	453,652	460,217

参考2 正常分娩分の平均的な出産費用について（平成28年度） 平均値・中央値ともに55万以上
(出典元：公益財団法人 国民健康保険中央会資料) (単位：円)

都道府県	平均値	中央値									
北海道	443,271	442,018	東京	621,814	586,000	滋賀	490,049	489,410	香川	463,325	462,730
青森	435,414	435,620	神奈川	564,174	558,440	京都	482,787	481,195	愛媛	466,192	465,660
岩手	458,235	454,700	新潟	496,624	496,418	大阪	506,407	505,060	高知	435,241	432,100
宮城	535,745	528,876	富山	476,145	471,740	兵庫	513,036	513,164	福岡	473,420	468,900
秋田	449,260	452,615	石川	464,241	465,640	奈良	479,807	489,000	佐賀	438,341	438,400
山形	501,400	498,670	福井	469,145	465,995	和歌山	457,498	461,485	長崎	452,472	453,840
福島	478,965	483,240	山梨	490,763	489,720	鳥取	396,331	398,130	熊本	415,923	420,000
茨城	520,995	513,980	長野	507,281	506,090	島根	477,777	480,500	大分	430,141	427,155
栃木	543,457	546,365	岐阜	482,591	485,660	岡山	491,196	484,180	宮崎	428,157	426,879
群馬	510,156	502,005	静岡	499,655	496,750	広島	486,554	484,600	鹿児島	443,213	444,060
埼玉	531,609	522,660	愛知	515,973	513,530	山口	432,422	425,270	沖縄	418,164	418,100
千葉	512,087	506,450	三重	500,677	497,025	徳島	476,150	468,420	全国	505,759	493,400

参考3 横浜市における国民健康保険加入者の市内医療機関における出産費用分布

(平成30年3月～令和3年9月) (単位：件)



子どもの医療費助成の充実

厚生労働省

- 1 子どもの医療費に関する全国一律の負担軽減制度の構築
- 2 国と地方自治体が共同で制度検討を行う体制の構築

現状・課題

国

- 子どもの医療費については、医療保険制度の下で、義務教育就学前は2割、就学後は3割が自己負担。
- 自己負担分に対しては、全ての市区町村が独自の助成を実施。一方で、対象年齢・所得制限・自己負担額等の助成内容は、各市区町村によって異なる。
- 子どもの医療費助成を行う市区町村に対して、国民健康保険への国庫負担金を減額する措置が行われてきたが、平成30年度から、義務教育就学前の子どもについては廃止される等、市区町村による取組への支援に進展。

横浜市

- 子どもの医療費助成の対象を段階的に拡充しており、通院助成の対象を平成29年4月に小学6年生まで、平成31年4月から中学3年生まで拡大し、令和3年4月から、1、2歳児の所得制限を撤廃。
- 令和3年6月、指定都市市長会として、統一的な子ども医療費助成制度の創設を要請。



子どもの医療費に関して、本来国の責任で全国一律の負担軽減制度を構築することが必要

- 国を挙げて子どもを産み育てやすい社会の実現に向けて取り組む中、子どもの医療費助成は、子育て世代の家庭の経済的負担を軽減することによって、子どもたちが医療機関に受診しやすい環境を築くための重要な施策。本来は、地方自治体間の差異をなくしナショナル・ミニマムの保障として、国の主導による全国的な実施が必要。
- 同じ医療を受けても、居住地や住所地によって自己負担に差があり、不公平感が生じているため、全国一律の負担軽減制度が必要。

提案・要望内容

- 1 全ての子どもが、全国どこに住んでも安心して必要な医療を受けられるよう、子どもの医療費に関する全国一律の負担軽減制度の構築
- 2 長期的に安定した全国一律の負担軽減制度設計となるよう、国と地方自治体が共同で検討を行う体制の構築

参考1 横浜市的小児医療費助成制度（令和3年4月以降）

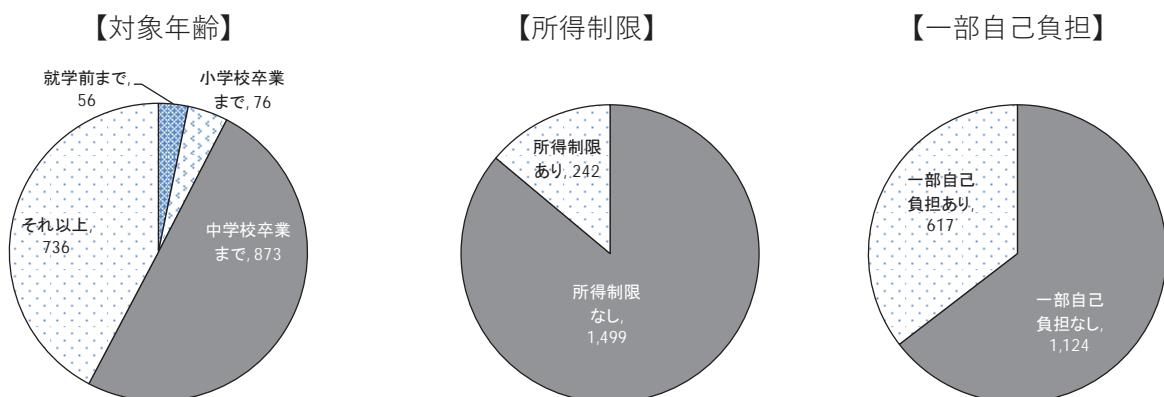
年齢		0歳	1~2歳	3歳~小3	小4~中3
助成対象		入院・通院			
所得制限		なし		あり	
助成内容	所得制限額未満	非課税			全額助成 通院1回500円までの負担。 入院、院外薬局は全額助成。
	所得制限額以上	課税		通院1回500円までの負担。 入院、院外薬局は全額助成。	対象外

参考2 子どもの医療費の自己負担分への助成の実施状況

全ての市区町村（1,741）が独自の助成を実施。一方で、助成内容は異なっている。

<通院に対する助成の実施状況>

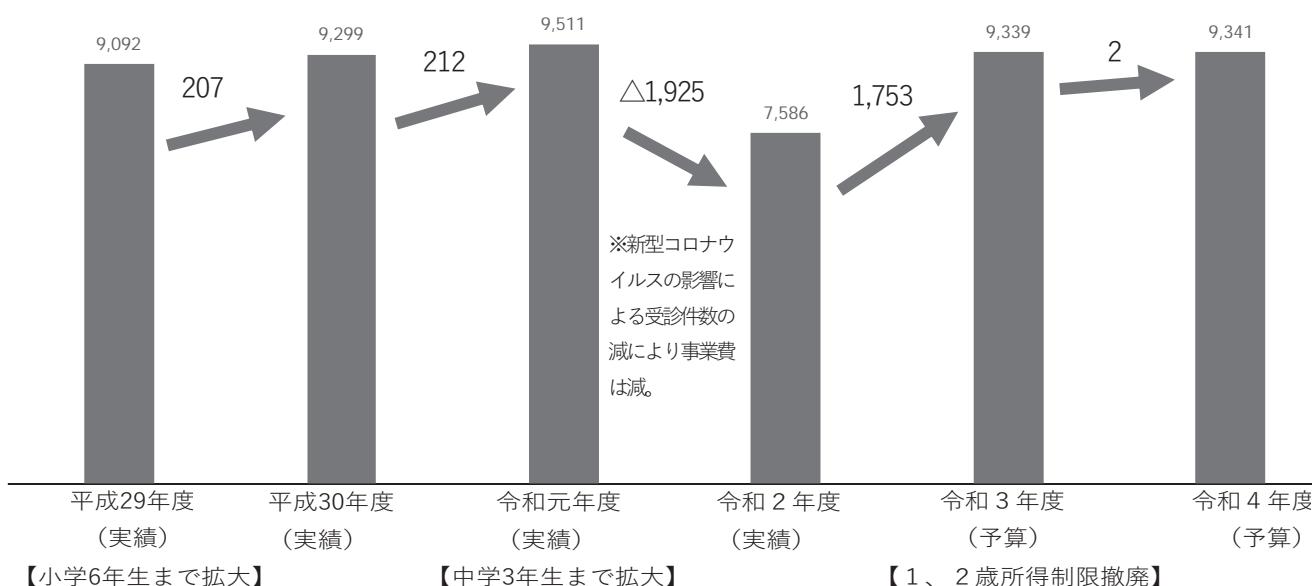
（単位：市区町村）



（出典）厚生労働省「令和2年度 乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」

参考3 横浜市における事業費の推移

（単位：百万円）



児童相談所及び一時保護所の体制強化

厚生労働省

児童相談所及び一時保護所の整備に対する財政支援の拡充

現状・課題

国

- 「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」（令和3年7月21日公布、令和5年4月1日施行）により、児童相談所の管轄区域に係る参酌基準を示し、**管轄区域内の人口は、「基本としておおむね50万人以下」とすべきとしたうえで、管轄区域の設定にあたっては、児童人口や将来の人口の見通し、地理的条件や交通事情等を含めた総合的な考慮の下に定めることを規定。**
- 「『一時保護所の定員超過解消計画』の実施方針について」（令和4年2月21日）により、安心こども基金に「児童相談所一時保護所等整備事業」を創設。自治体が一時保護所の定員超過解消のための計画を作成し、厚生労働省の承認を得た場合に、**一時保護所を整備するための費用の補助率を時限的に2分の1から10分の9に嵩上げ**。（実施期限：令和6年3月31日）

横浜市

- 377万8,318人（令和2年国勢調査）の人口を4所の児童相談所で管轄しており、**1所当たりの管轄人口は94万人を超え、国が示す参酌基準を大幅に超過**。
- 一時保護所定員161人（令和2年度末）に対して、平均入所児童数は173.8人に上る等、**定員超過傾向**。

児童相談所及び一時保護所の体制強化が必要

- 児童相談所における児童虐待相談対応件数は、令和3年度には7,659件となり、この5年間で約2倍（平成28年度：4,132件）になる等、1所で抱える**児童虐待相談対応件数が増加していくと、迅速な意思決定や要保護児童等へのきめ細かな支援に支障をきたす恐れがある**。
- 児童相談所の再整備として、南部児童相談所の移転新設工事（令和4～5年度）を実施するとともに、新たな児童相談所の整備（令和8年度開所予定）により、児童相談所の体制強化を実施予定。
- **新たな児童相談所整備に対する個別の補助事業がなく、また、一時保護所整備費用の補助率嵩上げ期間は令和5年度末までとされており、自治体の財政負担が大きい。**

提案・要望内容

- 平成18年度の税源移譲時には想定していなかった、児童虐待相談対応件数の急増や参酌基準の創設による児童相談所の整備を進めるため、**新たな児童相談所整備に対する個別の補助事業の創設及び一時保護所整備費用の補助率嵩上げ期間の延長**

参考1 横浜市の児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移

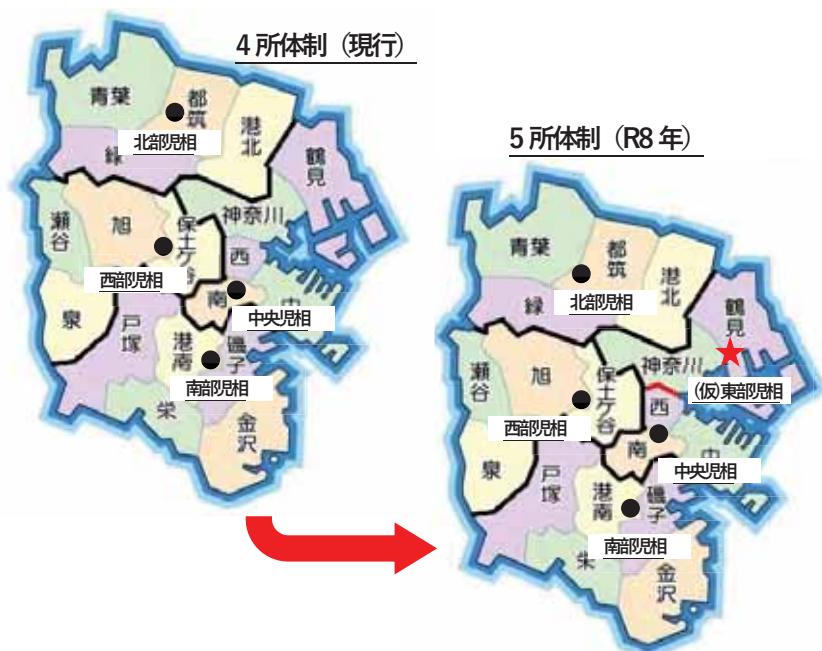


参考2 横浜市の一時保護所における定員超過解消計画



参考3 横浜市の児童相談所管轄区域及び管轄人口

児相別	管轄人口	
	4所体制	5所体制
中央児童相談所	999,184	544,704
(仮) 東部児童相談所	-	454,480
西部児童相談所	727,986	727,986
南部児童相談所	984,821	984,821
北部児童相談所	1,065,500	1,065,500
合計	3,777,491	



提案の担当 / こども青少年局こども福祉保健部こどもの権利擁護課児童施設担当課長
こども青少年局こども福祉保健部中央児童相談所副所長

村上 和孝 TEL 045-671-2359
深見 和夫 TEL 045-260-6516

待機児童対策の推進と幼児教育・保育の安定的な基盤づくり

内閣府、厚生労働省、文部科学省

- 1 全ての幼児教育・保育の質の確保・向上
- 2 保育者確保に向けた更なる取組の推進
- 3 保育の場の確保の推進
- 4 多様な保育ニーズへの対応と充実

現状・課題

幼児教育・保育の質に係る国・横浜市の現状

- 国は、保育士等キャリアアップ研修や睡眠中の事故防止対策、居宅訪問型認可外保育事業者（ベビーシッター）に対する講習の実施など、幼児教育・保育の質の確保・向上に取り組んでいる。
- 横浜市では、「よこはま☆保育・教育宣言」を基にした研修・実践などによる質の確保の体系づくりに加え、研修代替等のためのローテーション保育士の雇用経費、自園調理・アレルギー対応のための栄養士・調理員雇用費、認可外保育施設の児童の健康診断受診費用、調理担当職員等の保菌検査費用、施設所有・管理者賠償責任保険等加入経費などへの独自助成を実施。



全ての幼児教育・保育の質の確保・向上が必要

- 研修受講時の代替保育士の費用は公定価格で年間一人当たり 3 日分しか算定されておらず、保育士の研修受講機会は不十分。また、キャリアアップ研修より先の研修体系は国から示されていない。保育士等の継続した専門性向上による**質の確保・向上のための体系づくり**が必要。
- 公定価格の基本額に含まれている調理員雇用費は、常勤職員を雇用するには不十分。自園調理による食育やアレルギー児対応を促進するための**調理員配置費用の拡充**が必要。
- 認可外保育施設を対象とした安全対策に係る備品導入補助は対象が限定的。更に、ベビーシッターへの集団指導に関する具体的な方策の提示と対応に必要な経費の助成による、**認可外保育施設の質の確保・向上**が必要。

保育者確保に係る国・横浜市の現状

- 国は、保育者の収入を 3%程度（9,000 円）引き上げるための措置を令和 4 年 2 月から実施。一方、宿舎借り上げ支援事業については、対象期間を段階的に短縮（10 年→8 年）。なお、国の補助対象外となった 9 年目 10 年目の保育士に対しては、横浜市独自で継続して補助を実施。
- 横浜市では、保育者が働きやすい環境づくりに向け、休憩室の設置・充実など職場環境の改善への補助や横浜市独自の処遇改善、待機児童対策に寄与している幼稚園預かり実施園等を対象とした住居手当補助等を実施。令和 4 年度からは更に、保育者が労働環境等で悩んだ際に、不安を解消し、離職防止を図るための相談窓口を設置するなど、保育者の定着支援を推進。
- コロナ禍での Web 面接のため事業者の ICT 環境改善を令和 3 年度に実施。現在は、民間団体と連携した就職相談会や、インスタグラム等を活用し、横浜市で保育士として働く魅力の PR 強化など、保育者の採用支援を実施。

保育者確保に向けた更なる取組の推進が必要

- 人材紹介料の高騰により、保育士等の入件費が圧迫されている。また、処遇改善等加算Ⅱの算定割合が低く、7年目以上の保育士に十分な額が行き渡らない。更に、令和4年2月からの収入引上措置を実施しても、全産業平均に比べ保育士の年収は低く、**より一層の処遇改善**が必要。
- 宿舎借上げ支援事業は保育者の生活に直結するため、施設や保育士からは制度の先の見通しが立たないことへの不安や、対象期間外となった保育者の離職を恐れる声がある。保育者の負担軽減による働きやすい職場環境づくりの支援など、**保育者の定着のための更なる取組**が必要。
- 保育士資格取得後の就業状況などの現況が把握できないため、潜在保育士への継続的な働きかけが困難。国が検討する資格管理システムとの連動等により**採用に向けた取組の効率化**が必要。

保育の場の確保に係る国・横浜市の現状

- 国は、新子育て安心プランに基づき、整備費等の補助率の嵩上げや企業主導型による保育の支援などにより、教育・保育等の量的拡充及び質の向上を図る。また、人口減少地域における保育所の在り方についても検討。
- 横浜市では、1歳児枠拡大に向けた定員変更や中規模改修への補助の拡充・新設など、将来を見据え、既存資源を最大限活用。その上で不足する場合に新規整備し、毎年1,290人の受入枠を拡大。一方、年々進む施設の老朽化や、郊外部での定員割れ施設の増加が課題。

保育の場の確保の推進が必要

- 公定価格の0歳児と1歳児の単価の差や、0歳児の利用が要件の加算、定員を超過する場合の乗除調整、また、小規模保育事業の受入上限により、保育ニーズに合わせた受入枠の調整が困難。さらに、小規模保育事業は1歳児の受入枠拡大に効果的だが、初年度は2歳児入所が少なく、運営が不安定。**よりニーズの高い1歳児枠確保の促進策**が必要。
- 保育所等の突然の閉園や定員減、老朽化による廃園を防ぎ、安全で質の高い保育所等の運営を継続するため、**将来を見据えた持続可能な受入れ枠確保の促進策**が必要。

多様な保育ニーズへの対応に係る国・横浜市の現状

- 育児・介護休業法では保育所等に入所できなかった場合等に限り、2歳まで育児休業給付金の受取が可能。育児休業延長を許容できる場合は利用調整の優先順位を下げる運用が国から示されたため、横浜市では、利用調整指數等の減点を実施。令和4年4月時点で約1,500名が申請。
- 国の、地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会では、一時預かり事業の利用促進も「取組に向けての検討を速やかに開始すべきもの」として提言。
- 横浜市では、一時預かり事業の利用者や事業者の利便性向上を目的に、令和3年度末からWEB予約システムを運用開始。

多様な働き方を選択できる社会の実現に向けて、多様な保育ニーズへの対応と充実が必要

- 運用上の工夫だけでは、育児休業の延長のための保育所等利用申請という保護者の手間は残るため、子どもが2歳になるまでは、**自由に育児休業を取得できる制度**が必要。
- 一時預かり事業及び病児保育事業は、事業の採算性が低く、保育士の確保も困難な状況のため、実施園の拡大が難航。**補助制度の拡充**が必要。

提案・要望内容

1 すべての幼児教育・保育の質の確保・向上

- (1) 保育士の研修機会の確保等のためのローテーション保育士雇用経費の充実、キャリアアップ研修修了後の質の向上に向けた研修体系や、保育士が自身の専門性向上に向けて研修受講履歴を管理できる仕組みの構築による幼児教育・保育の質の確保・向上のための体系づくり
- (2) 自園調理による食育の促進や確実なアレルギー児対応のための調理員配置費用の拡充
- (3) 子どもの健康診断等の衛生・安全対策事業の拡充や、安全性向上に資する備品への導入助成拡大、ベビーシッターへの集団指導に関する具体的な方策の提示と対応に必要な経費の助成による、認可外保育施設の質の確保・向上

2 保育者確保に向けた更なる取組の推進

- (1) 全国一律での人材紹介会社の紹介料の上限設定及び委託費を確実に保育士の人工費にあてる使途制限、並びに処遇改善加算Ⅱの算定割合の見直し及び保育士給与のベースアップなどによる、より一層の保育士の処遇改善の実施
- (2) 宿舎借り上げ支援事業に係る地域による基準額の格差の撤廃、保育士等の定着と生活への影響を考慮した補助対象期間の見直し及び今後の見通しの提示、更には幼稚園教諭に対する宿舎借り上げ支援事業の創設。また、保育者が働きやすい環境づくりに向けた、事務職員の配置に係る公定価格の加算充実、保育者業務支援事業費の定員規模に応じた加算、保育所等がICT化を行うためのシステム導入補助を再申請できるよう要件緩和、保育・教育施設と地方自治体の効率的な情報伝達システムの運営費への補助新設など保育者の定着のための取組の更なる実施
- (3) 保育士資格の保有に関する情報管理を国レベルで推進し、保育士採用に向けた取組を効率化

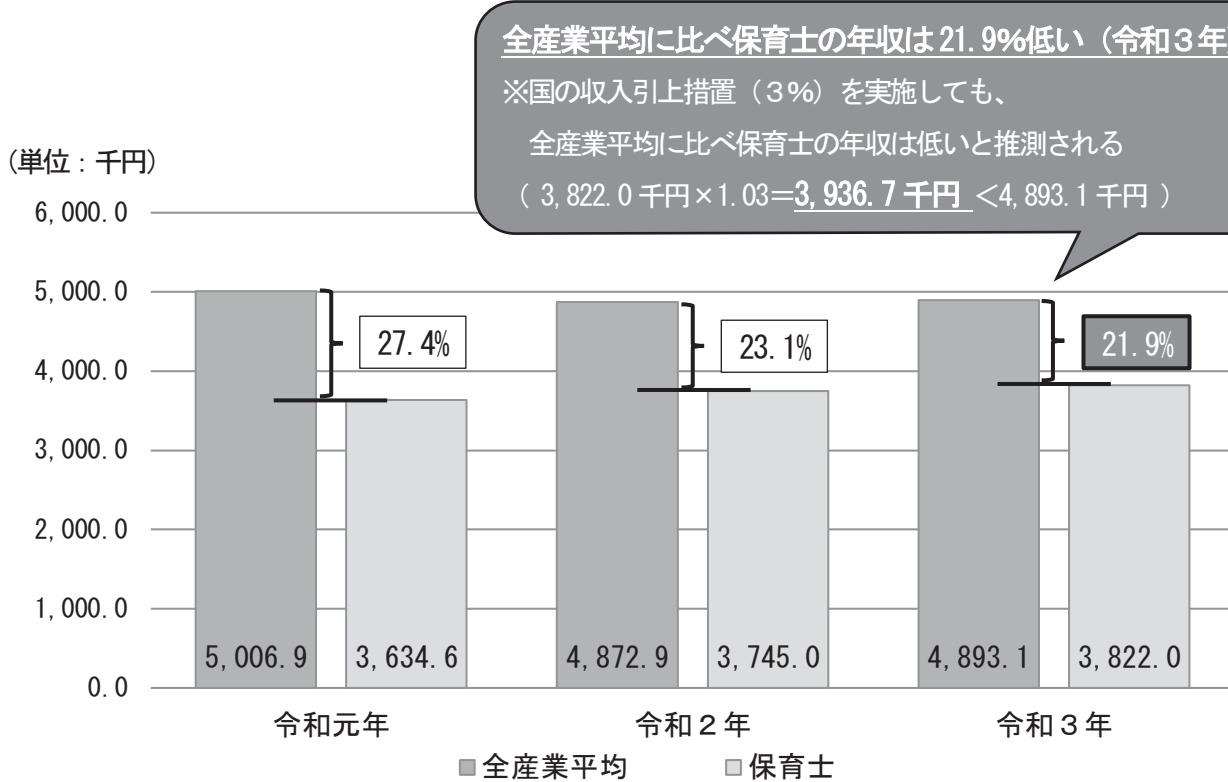
3 保育の場の確保の推進

- (1) 0歳児から1、2歳児への定員の変更をした場合に、一定期間0歳児と同額まで運営費を加算することや、0歳児利用を要件とした加算要件の緩和、定員を超過する場合の乗除調整の時限的な緩和、小規模保育事業の利用定員の弾力化による受入上限の見直し、新設の小規模保育事業が安定運営できるような運営費加算の創設など、よりニーズの高い1歳児枠確保の促進
- (2) 突然の閉園を防ぎ、安全で質の高い保育所等の運営を継続するため、公定価格の細分化による安定的な施設運営の支援、老朽民間児童福祉施設整備の補助率を保育所等整備等交付金と同等にする引上げの実施や企業主導型保育事業が運営を維持できるよう支援体制を充実するなど、持続可能な受入れ枠確保の促進

4 多様な保育ニーズへの対応と充実

- (1) 多様な働き方を選択できる社会に向けて、子どもが2歳になるまでは自由に育児休業を取得し、育児休業給付金を受けられるよう、育児・介護休業法等の改正
- (2) 一時預かり事業及び病児保育事業の、人件費や賃料等の地域格差是正のための地域区分の設定、人材確保のための公定価格と同等の賃金水準の実現や、一時預かり事業の特性に合わせた乳児加算の創設など、補助制度の拡充

参考1 保育士の年収の全産業比較



(出典：賃金構造基本統計調査)

参考2 年齢別にみた保育ニーズの状況

◆横浜市の保留児童数（令和4年4月1日現在）

(単位：人)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
保留児童数	697	1,654	364	142	54	26	2,937
うち、 育児休業延長希望の方を 除いた数	257	889	301	125	49	26	1,647
	15.6%	54.0%	18.3%	7.6%	3.0%	1.6%	100.0%

1歳児が保留児童数の50%以上を占めている

提案の担当 / こども青少年局保育・教育部保育対策課長

渡辺 将 TEL 045-671-3955

こども青少年局保育・教育部保育対策課担当課長

岡崎 有希 TEL 045-671-4468

こども青少年局保育・教育部保育対策課担当課長

大島 範子 TEL 045-671-4221

こども青少年局保育・教育部保育・教育運営課長

古石 正史 TEL 045-671-2365

こども青少年局保育・教育部保育・教育運営課担当課長

真館 裕子 TEL 045-671-2386

こども青少年局保育・教育部保育・教育支援課人材育成・向上支援担当課長

野澤 裕美 TEL 045-671-2706

こども青少年局保育・教育部こども施設整備課長

安達 友彦 TEL 045-671-2376

小学生の放課後対策の推進

厚生労働省

- 1 地域の実態に合わせた財政措置の実現
- 2 低所得世帯、ひとり親家庭、多子世帯等への利用料減免制度の創設

現状・課題

国

- 小1の壁打破・女性の就業率上昇への対応を目的に、**小学生の放課後の受け皿を5か年で30万人分整備**する「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月）を策定。
- 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年）や放課後児童クラブ運営指針（平成27年）を策定するとともに、市町村に対する補助事業として財政措置。
- 保育所等は市町村ごとに定められた地域区分による財政措置がされているが、**放課後児童健全育成事業の補助単価は全国一律**。

横浜市

- 小学校を活用した公設民営の放課後キッズクラブと民間施設を活用した民設民営の放課後児童クラブとで、受け皿を確保。両事業ともに、運営主体に対する運営費の補助により事業を実施。
- 利用料減免補助や既存の民間施設の家賃補助等、国の補助制度にない独自の補助制度を実施。
- 国の補助の増額に伴い、横浜市から運営主体への補助額も増。一方、都市部は賃借料の負担が重く、最低賃金も全国平均より高いため、運営に苦慮するクラブが多数存在。



人件費や賃借料補助等、地域の実態に合わせた財政措置が必要

- 放課後児童健全育成事業について、人件費や賃借料等の運営経費は市町村により大きく異なるため、**地域の実態に合わせた補助金額の設定が必要**。
- 放課後児童支援員の更なる処遇改善を行い、**安定的な人材確保**ができる環境整備が重要。

低所得世帯、ひとり親家庭、多子世帯等の負担を軽減する財政措置が必要

- 利用料を徴収している全国のクラブのうち、約86.3%（令和3年、22,426か所）が**利用料減免を実施**し、その数は増加傾向（平成28年：約81.1%）。高いニーズに対する財政措置が必要。
- 新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、ひとり親世帯等に対する支援が進む中、就労継続支援や収入減による利用控え防止の観点から、放課後事業の利用料負担軽減も早急に必要。

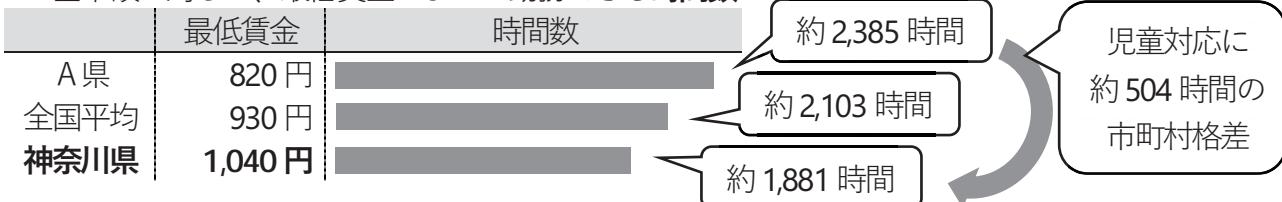
提案・要望内容

- 1 地域による人件費や賃借料等の格差を踏まえ、地域の実態に合わせた財政措置の実現として、現在の基準額を全国の最低水準とした上で、**保育所等と同様に地域区分の新設による各種補助基準額（人件費・賃借料等）の引上げ**の実施
- 2 低所得世帯、ひとり親家庭、多子世帯等を対象とした、**利用料減免制度の創設**

参考1 最低賃金をもとにした時間数・人件費比較（令和4年4月）

■障害児受入推進事業（基準額：1,956千円）

- ・基準額に対して、最低賃金によって勤務できる時間数



- ・基準額と最低賃金で想定される、勤務時間数に対する人件費

(基準額／最低賃金) (最低額：820円) = 約2,385時間

	最低賃金	勤務時間	人件費
A県	820円	約2,385時間	約1,956千円
神奈川県	1,040円		約2,480千円

約524千円の
市費負担の
追加が必要

参考2 民設民営クラブ1か所あたりの平均賃借料 各都市の状況（令和3年4月）

横浜市	さいたま市	名古屋市
201,116円 (203か所)	181,093円 (170か所)	97,685円 (44か所) ※

※令和元年度数値

横浜市は指定都市の中でも賃借料負担が重い

参考3 公設民営クラブ利用料減免額 各都市の状況（令和4年4月）※19時までの月額利用料

	利用料	減免額	備考
横浜市	5,000円 (7・8月は+500円)	2,500円	生活保護世帯、市民税所得割非課税世帯、就学援助世帯
さいたま市	8,000円	8,000円または6,000円	対象世帯の区分により異なる。
名古屋市	6,500円	3,250円	生活保護世帯、ひとり親家庭（所得制限あり）

参考4 本市における子育て就労世帯の利用料等の負担状況（月額）

ステージ	利用料	副食費・おやつ代	合計
3～5歳児（保育所） 【減免適用後】	0円 【0円】	4,500円 【0円】	4,500円 【0円】
小学生（公設民営） 【市独自の減免適用後】	5,000円 【2,500円】	2,000円 【2,000円】	7,000円 【4,500円】

就学後は減免適用の有無にかかわらず利用料等の負担が増加。支援が必要な世帯は減免制度がないと負担が大きく増える。

国と地方自治体が一丸となった子どもの貧困対策の推進

内閣府、厚生労働省

- 1 子どもの学習・生活支援事業に対する補助制度の拡充
- 2 一時預かり事業、病児保育事業におけるひとり親世帯等の減免制度の創設

現状・課題

国

- 平成31年4月施行の改正生活困窮者自立支援法より、子どもの学習支援事業は、学習支援に加え、生活習慣・育成環境の改善等を行う「子どもの学習・生活支援事業」として強化。
- 地域子ども・子育て支援事業として、市区町村は一時預かり事業及び病児保育事業を行うこととしている。現在、低所得者世帯への減免制度はあるが、ひとり親世帯等に対する減免制度はない。

横浜市

- 学習支援と生活支援では支援の目的や手法等が異なるため、法改正以前から、別事業として生活支援事業を実施。別事業として実施することで、学習や将来の自立の土台となる生活習慣の習得、コミュニケーション能力の向上、ロールモデルの獲得等の効果が出ている。
- 横浜市の生活支援事業では、子どもや家庭の状況を鑑み、人員支援体制の充実や送迎の実施、安心して過ごせる場所の確保等を進めている。
- 認可保育施設等の一時預かり及び病児・病後児保育において、経済的な理由で利用できないことを防ぐ目的で、ひとり親世帯等の利用料を減免。（※所得制限あり）

子どもに寄り添ったきめ細かな支援に対する補助制度の拡充が必要

- 生活困窮状態にある等養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ子どもは、手洗い・歯磨きや入浴等の基本的な生活習慣が身に付いておらず、きめ細かな支援が必要。
- 地方自治体の規模によって補助の上限額が定められているため、積極的に取り組む地方自治体ほど、上限額を超えた費用負担が生じ、財政負担が重くなっている。

ひとり親世帯等が経済的負担なく、一時預かり事業や病児保育事業を利用できる環境整備が必要

- 心身の不調により就労困難なひとり親世帯、死別・離婚等によりひとり親となった直後の世帯の子どもの養育環境整備や親の就労に向けた支援として、一時預かり事業や病児保育事業を経済的負担なく利用できる環境整備が必要。

提案・要望内容

- 1 「子どもの学習・生活支援事業」における、人口規模や実施か所数、送迎の実施等に応じた、大都市の状況やきめ細かな取組内容に見合った補助金額の設定
- 2 一時預かり事業及び病児保育事業利用時のひとり親世帯等に対する利用料減免制度の創設

参考1 横浜市の子どもの学習・生活支援事業実施状況

	学習支援に関する事業	生活支援に関する事業
目的・役割	■生活保護受給世帯を中心とした生活困窮世帯の子どもの高校進学に向けた学習意欲や学力の向上	■養育環境に課題がある家庭に育つ子どもの生活・学習習慣（食事、歯磨き、宿題など）の習得
対象者	■生活保護受給世帯、生活困窮世帯や養育環境に課題があり支援を要する世帯の中学生、事業を利用して高校等に進学した生徒及び高校生世代（高校に行っていない子を含む）等	■生活困窮、親の疾病、不就労、外国につながる、ひとり親など様々な理由により養育環境に課題があり、生活支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等
実施内容	■個々の中学生の到達度に応じた学習支援 ■大学生ボランティア等による精神的な成長の促進 ■高校生世代に対し、将来の自立に向けた講座の開催や、相談先・居場所の提供等による精神的なサポート ■1回あたり2時間程度	■手洗いや歯磨きの練習 ■食材の調達、簡単な調理、食卓の準備、仲間と食卓を囲む ■掃除や洗濯 ■宿題や復習 ■1日5時間以上
実施方法	概ね1対2による個別支援（多動や不適応など、特に配慮を要する参加者に対しては、1対1での対応を行う場合あり）	少人数制による個別支援
主な実施場所	地域の実情に応じ公共施設等（区社協・福祉保健活動拠点、地域ケアプラザ等）	地域の実情に応じ設定（民家・集合住宅等借上げによる常設施設設）

参考2 令和4年度の国庫補助協議状況

国の子どもの学習・生活支援事業の補助率：1／2（基準額の上限設定あり）

国庫補助率との乖離

横浜市の総事業費に対する、国の子どもの学習・生活支援事業の補助率：1／4以下（約22%）

さらに、横浜市では、学習支援と生活支援で事業費を案分しているため、財政負担が重くなっている。

参考3 一時預かり事業及び病児保育事業における国と横浜市の利用料減免制度の比較

		国の減免制度	横浜市の減免制度
一時預かり事業	低所得世帯	あり【R3補正で創設】	<認可保育施設等・認可外保育施設等> あり ※生活保護世帯、市民税非課税世帯について、国の制度に準じて減免
	ひとり親世帯	なし	<認可保育施設等・認可外保育室等> あり ※ひとり親家庭等福祉医療証保持世帯について、 独自に全額減免
病児保育事業	低所得世帯	あり ※低所得者減免に対する加算	あり ※生活保護世帯、市民税非課税世帯について、国の制度に準じて減免
	ひとり親世帯	なし	あり ※ひとり親家庭等福祉医療証保持世帯について、 独自に全額減免

参考4 児童のいる世帯全体平均所得と、ひとり親世帯との平均所得の比較

	平均	備考
児童のいる世帯全体 平均所得	746万円	※令和元年度国民生活基礎調査
ひとり親世帯 平均所得	302万円	※平成29年横浜市ひとり親世帯アンケート調査（アンケートは収入で調査） 児童扶養手当、養育費を含んだ世帯総収入は432万円。 うち母子家庭のみでは約4割が300万円未満。 ※仮に世帯の総収入が432万の場合、給与所得は約302万となる。

→ 444万円の差

提案の担当 / こども青少年局青少年部青少年育成課長

梶原 敦 TEL 045-671-2297

健康福祉局生活福祉部生活支援課長

岩井 一芳 TEL 045-671-2367

こども青少年局保育・教育部保育・教育運営課長

古石 正史 TEL 045-671-2365

こども青少年局保育・教育部保育・教育運営課長

真館 裕子 TEL 045-671-2386

充実した教育環境の実現のための支援スタッフの配置

文部科学省（スポーツ庁、文化庁）

- 1 教職員の負担軽減による充実した教育環境の実現のため、部活動指導員の配置拡充に向けた財政支援の継続
- 2 ICT 支援員への継続的な財政支援
- 3 教員業務支援員への継続的な財政支援

現状・課題

国

- 中央教育審議会答申を受け、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（平成31年1月）を策定。令和2年1月に文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理に関する指針を策定。
- 平成29年4月から改正・施行された「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」において、部活動指導員を導入。部活動指導員の配置を行う自治体に対する補助は、同一校、同一部活への配置の上限を5年としている。
- 1人1台端末環境による本格的な教育活動が展開される中、GIGAスクールの運営支援・指導力向上支援等として、「GIGAスクールソポーター」（令和2年度補正予算及び令和3年度予算による国庫補助）という「人」中心の支援を、民間事業者を活用した「組織」中心の支援体制へと発展・充実させるため「GIGAスクール運営支援センター整備事業」を令和4年度に実施。また、ICT支援員の配置にかかる地方財政措置を平成30年度から令和4年度まで実施。
- 教師の負担軽減を図り、児童生徒への指導等に注力できるよう、学習プリント等の準備や採点業務、来客・電話対応、消毒作業等をサポートする教員業務支援員の配置を財政的に支援。

横浜市

- 平成30年3月、「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」を策定。上記指針を受け、令和2年3月、「横浜市立学校の教育職員が行う業務量の適切な管理等に関する規則」を制定。全小・中・義務教育・高・特別支援学校において時間外在校等時間が月80時間超の教職員の割合は、令和元年度の11.6%から令和3年度は8.9%にまで減少。
- 平成30年度から部活動指導員の配置を開始。令和4年度で5年目を迎える。令和3年度末時点では619部活に指導員を配置。市立中学校のうち約97%が制度を活用。学校や部活動ごとの多様な実情に応じて各学校の裁量により指導員を配置できる本制度は、非常に効果的な施策であり、現在の部活動指導員制度への補助の継続は、持続可能な部活動の運営に不可欠。
- 令和3年度、GIGAスクールソポーター補助制度を活用し、ICT支援員を小・中・特別支援学校、高校に派遣。端末の初期設定、機器の操作に支援が必要な児童生徒への対応等を担う。アンケートでは、93.3%の教員が本制度の必要性を大いに感じると回答。令和4年度は小・中・特別支援学校への派遣回数を拡充しているが、国の「GIGAスクール運営支援センター整備事業」においては、人件費が補助制度の対象外でありほぼ市の負担で実施している。

- 教員業務支援員について平成 29 年度から配置を始め、令和元年度には全小・中・義務教育学校に配置。さらに令和 2 年度から、新型コロナウイルス感染症の影響により増加する業務をサポートするため、小・中・義務教育・特別支援学校に追加配置。

教職員の働き方改革を実施し、より充実した教育環境を実現するため、教職員の負担軽減が必要

- 教育現場の役割の多様化により、授業準備等の中心的業務が勤務時間内に収まっていない。そのため、教職員の負担を軽減する各種制度への財政支援の継続・拡充は必要不可欠。

提案・要望内容

- 1 運動部活動への「地方スポーツ振興費補助金」及び文化部活動への「文化芸術振興費補助金」の交付要綱を見直し、**部活動指導員の配置に対する補助金交付**について**6年目以降の継続**
- 2 ICT 支援員の定期的な訪問のための **ICT 支援員への地方財政措置の令和5年度以降の継続**及び**GIGA スクールソポーター補助制度の再開・継続**
- 3 教育現場における消毒作業等、感染症対策は引き続き行う必要があることから、**教員業務支援員の追加配置**ができるよう、「**補習等のための指導員等派遣事業**」の継続

参考1 部活動指導員に係る費用（※ 金額はすべて予算額で記載）

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
合計	25,250 千円	90,900 千円	223,214 千円	289,670 千円	319,788 千円
うち、国費額	19,367 千円	40,240 千円	55,552 千円	71,680 千円	77,952 千円

参考2 ICT 支援員の概算費用と補助制度等

校種	令和 3 年度	令和 4 年度
小学校	48 回/年・校 ※概ね 1 回/週 513,428 千円	62 回/年・校 ※1~2 回/週 725,310 千円
中学校	223,238 千円	330,060 千円
高等学校	24 回/年・校 ※概ね 2 回/月 8,712 千円	24 回/年・校 ※概ね 2 回/月 10,164 千円
特別支援学校	48 回/年・校 ※概ね 1 回/週 23,866 千円	62 回/年・校 ※1~2 回/週 39,715 千円
計	769,244 千円	1,105,249 千円
補助制度等	GIGA スクールソポーター国庫補助制度 (補助額：276,592 千円)	GIGA スクールソポーター国庫補助制度 (交付決定額 72,881 千円) ※人件費への補助制度は 4 年度で終了見込
	地方財政措置：4 校に 1 人の ICT 支援員 (平成 30 年度～令和 4 年度末まで)	

参考3 令和4年度教員業務支援員への国庫補助

種別	R4 配置予定人数	国庫補助
教育業務	当初分：小・中・義務教育学校 484 人	補助金 ^{※1} 1/3
支援員	追加分：小・中・義務教育・特別支援学校 497 人	補助金 ^{※1} 1/3、交付金 ^{※2} 2/3
※1 教育支援体制整備事業費補助金（補修等のための指導員等派遣事業）。		
※2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金。交付対象は追加分のみ。		

提案の担当	/ 教育委員会事務局学校教育企画部小中学校企画課長	根岸 淳 TEL 045-671-3233
	/ 教育委員会事務局学校教育企画部小中学校企画課情報教育担当課長	武井 邦之 TEL 045-671-4498
	/ 教育委員会事務局教職員人事部教職員人事課長	森長 秀彰 TEL 045-671-3226

デジタル・AI 時代を見据えた GIGA スクール推進

文部科学省

- 1 安全・安心に家庭学習を行うためのフィルタリング費用等への財政支援
- 2 学びを止めないための端末・ネットワーク運用保守への継続的な財政支援
- 3 次回端末更新時の補助制度創設

現状・課題

国

- 新しい時代の質の高い教育や官民挙げたデジタル化の加速のため、GIGA スクールの運営支援・指導力向上支援等として、「GIGA スクール運営支援センター事業」を令和4年度予算に計上。
- GIGA スクール構想の着実な推進と学びの充実のため、学習者用デジタル教科書普及促進、CBT システム（MEXCBT：メクビット）の機能改善・拡充、全国学力・学習状況調査の CBT 化に向けた取り組みの推進、教育データサイエンス普及のための基盤整備等を推進。

横浜市

- 令和2年9月に「横浜市における GIGA スクール構想」を策定。教育用クラウドサービス活用、指導者用デジタル教科書の導入等、個別最適かつ社会とつながる協働的な学びの実現を目指す。
- 令和3年9月、緊急事態宣言に伴う分散登校に際し、全校で端末の持ち帰りを実施。
- 従来から実施している学校サポートデスクや ICT 支援員派遣事業に加え、校内 LAN 運用保守等を GIGA スクール運営支援センター事業として実施。



端末持ち帰りのためのフィルタリング費用等への財政支援が必要

- 日常的な端末持ち帰り実施に向け、児童生徒の安全な端末利活用のためのフィルタリングや、学校・家庭の双方向的学習を可能にする教育用クラウドサービスの有料アカウント購入が必要。
- 家庭に通信環境のない児童生徒へのモバイルルータ貸与に際し、国による通信費補助が必要。

端末・ネットワークの運用保守に係る継続的な財政支援が必要

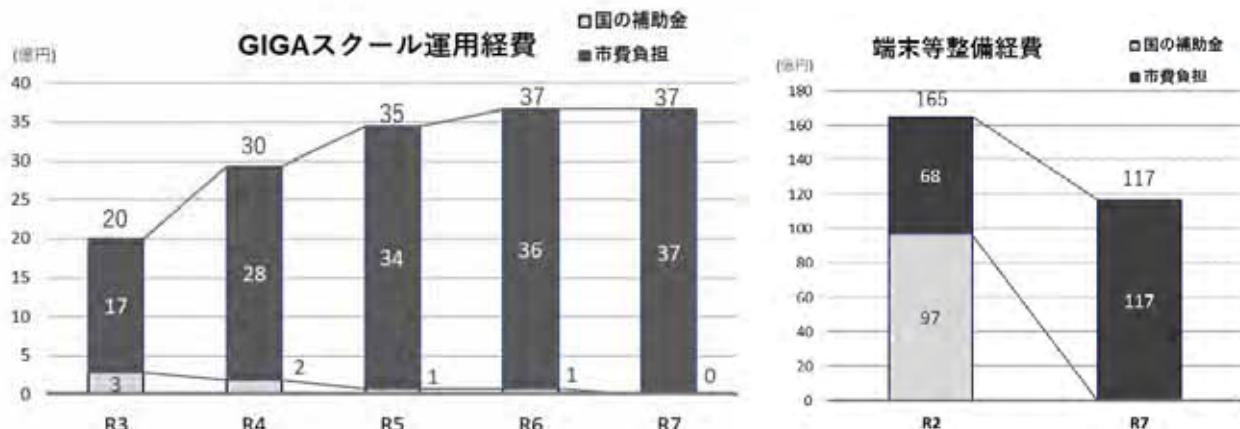
- 端末更新の目途である5年間、保守サービスへの加入は必須だが、国の「GIGA スクール運営支援センター整備事業」の補助金では、端末への保守費用は対象外。
- デジタル教科書導入に向けた高速大容量通信のためのデータセンター維持費・学校回線費用等について、国の「GIGA スクール運営支援センター整備事業」の補助金では対象外。

提案・要望内容

- 1 フィルタリング費用や家庭でのインターネット接続通信費、クラウドサービスのアカウント料も国庫補助対象とする等、端末持ち帰りや教育用クラウドサービスの活用推進のための財政支援
- 2 端末保守費や、高速大容量のネットワークを維持するための通信費等への国庫補助等の財政支援
- 3 令和6年度末に向けた端末更新時の補助制度創設

参考1 GIGAスクール構想にかかる全体経費の見通し

各項目に係る費用	R2(実績)	R3	R4	R5	R6	R7
1 クラウドサービス等	0	0	0	502,313	767,207	767,207
フィルタリングサービス				502,313	502,313	502,313
クラウドサービス					264,894	264,894
2 運用に係る経費	0	1,056,567	1,683,772	1,726,930	1,726,930	1,726,930
端末保守		738,486	953,884	953,884	953,884	953,884
データセンター維持費等		256,477	462,411	462,411	462,411	462,411
校内LAN整備		59,268	238,635	238,635	238,635	238,635
モバイルルーター通信費		2,336	28,842	72,000	72,000	72,000
3 端末等整備	16,500,833	0	0	0	0	11,657,461
端末	11,657,461					11,657,461
ネットワーク整備	198,000					
校内LAN整備	4,645,372					
その他	0	945,999	1,253,925	1,253,925	1,253,925	1,253,925
学校サポートデスク	0	176,755	148,676	148,676	148,676	148,676
ICT支援員	0	769,244	1,105,249	1,105,249	1,105,249	1,105,249
合計	16,500,833	2,002,566	2,937,697	3,483,168	3,748,062	15,405,523
うち、国の補助金	9,711,109(59%)	278,792(14%)	184,674(6%)	74,529(2%)	74,529(2%)	0 (0%)



参考2 横浜市における児童生徒端末整備台数、端末保守概算額、クラウドサービス利用料等

校種	端末整備台数	所用額	実施内容
小学校・特別支援学校	192,364 台	738,486 千円	端末メーカー保守サービス加入 (バッテリー交換及び故障時の端末交換等)
中学校	86,699 台	215,398 千円	端末保守サービス加入 (故障時の端末修理・交換等)
計	279,063 台	953,884 千円	

フィルタリング利用料	1台約1,800円/年	児童・生徒端末数（小・中・特支） 約502,313千円/年
教育用クラウドサービス利用料	1人1,000円/年	児童・生徒数（小・中・高校・特支） 約264,894千円/年

※教育用クラウドサービス：Googleは現時点は無償、ロイロは連携協定により、令和5年度末までは無償。

小学校の児童支援を専任する教員の定数化

文部科学省

いじめや不登校、発達上の課題等、子ども一人ひとりの成長段階に対応し、関係機関や地域との連携を進めるための小学校の「児童支援専任教諭」の定数化

現状・課題

国

- 令和4年度予算では中学校生徒指導体制の強化（いじめ・不登校等への対応強化）として、教職員定数50人の加配（全国）の拡充措置があったが、小学校におけるいじめ・不登校等への対応強化のための加配の拡充措置なし。高学年における教科担任制の推進のための加配、小学校の35人学級の計画的整備が示された。
- 「子供・若者育成支援推進大綱」（令和3年4月決定）において、いじめ防止対策等として学校における早期発見・早期対応の取組や関係機関等との連携した取組の促進が示された。

横浜市

- いじめや不登校、その背景にある子どもの生活環境、発達上の課題等に対応するため、平成22年度から小学校に「児童支援専任教諭」を段階的に配置し、平成26年度全校配置。
- 児童支援専任教諭は、特別支援教育コーディネーターを兼務し、全校的な視野に立ち、児童指導・支援の中心的な役割を担うとともに、小中学校間、幼稚園・保育園との連携、児童相談所・警察署等の関係機関及び地域との窓口となっている。
- 児童支援専任教諭を中心とした校内体制の確立により、学級担任が1人で抱えることがないよう組織的に子どもの成長段階に応じたきめ細かな指導や支援が可能となり、さらに特別支援教育の充実を図ることで、複雑化・多様化する問題の早期解決につなげている。
- 児童支援専任教諭の授業時間数軽減を目的に配置する非常勤講師では学級担任や校務分掌を持つことができず、学校の負担軽減が十分でないため、非常勤講師の常勤化を推進。



小学校の「児童支援専任教諭」の定数化が必要

- 児童支援専任教諭は、いじめ等への未然防止・事後対応に資するため、日常的に児童や担任教諭の身近で支援・指導を行うほか、関係機関との信頼関係の構築や、組織対応の中心的役割、緊急事案への対応等が求められるため、児童支援の豊富な経験を持つ教諭の定数配置が必要。
- 35人学級の段階的実施や教科担任制が導入されても、学級担任が1人で抱えることがない組織的な体制の確立へ向け、児童支援専任教諭の配置の重要性は変わらない。
- 現行の基準では児童支援専任教諭の全小学校への定数配置は困難であり、児童支援専任教諭の授業時間数軽減のため、非常勤講師等を配置せざるを得ない。そのため、各地方自治体が独自にこの制度を導入しようとすると、財政面の負担が非常に大きくなるなどの課題がある。
- 外部有識者による重大事態の調査等で、再発防止へ向け、組織的な対応の重要性は繰り返し提言。校内での児童支援体制の確立へ向け、児童支援専任教諭の役割はこれまでにも増して重要。

提案・要望内容

- 小学校における児童をめぐる諸問題解決のため、法令改正等により「児童支援専任教諭」の定数化及び全国的な制度としての配置

参考1 児童支援専任教諭の配置の推移

- ・横浜市では、平成22年度から毎年小学校70校ずつ段階的に配置し、平成26年度に全小学校に1名ずつ配置。併せて児童支援専任教諭の事業時間数軽減のため非常勤職員を配置。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
学校数 (校)	70	140	210	280	全校 (341)	全校 (341)	全校 (341)	全校 (340)	全校 (341)	全校 (341)	全校 (341)	全校 (340)	全校 (340)

- ・児童支援専任教諭の授業等を軽減する目的で配置している非常勤職員の常勤化を拡充

H29：40校 → H30：90校 → R1：140校 → R2：190校 → R3：240校 → R4：290校*

*うち77校は市単独予算で対応

参考2 児童支援専任教諭の配置効果

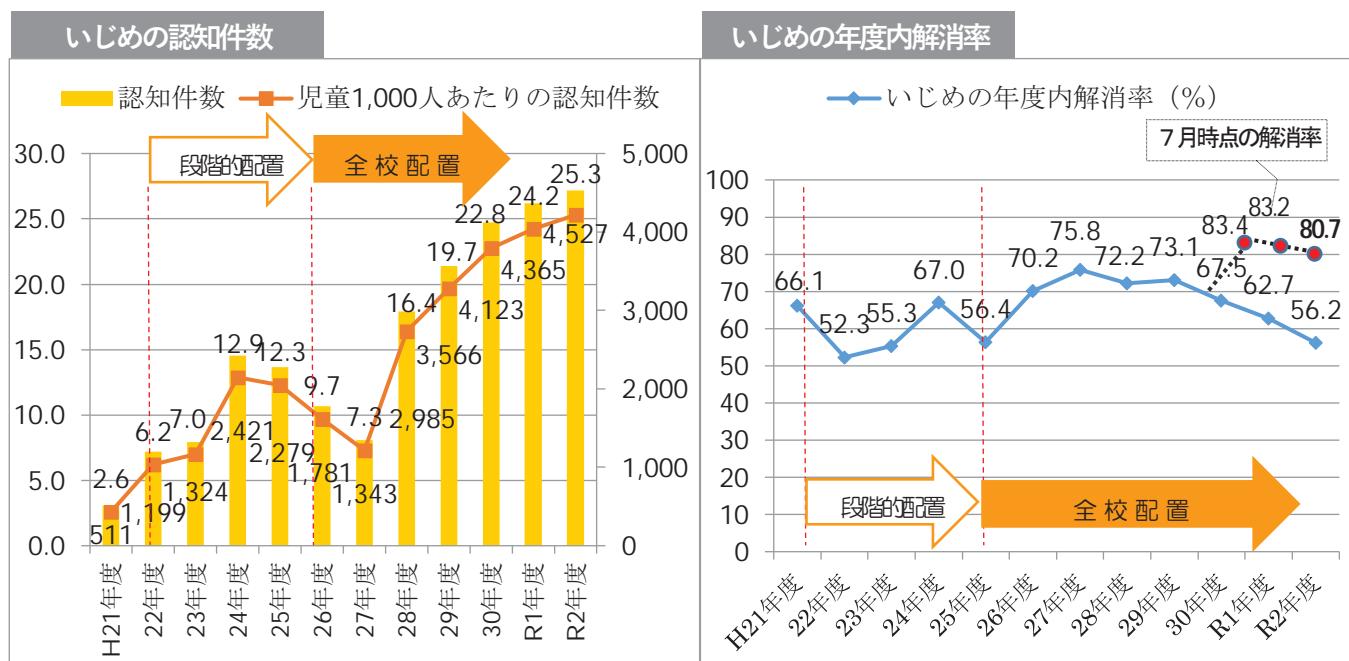
(1) 小学校の児童1,000人あたりのいじめの認知件数

配置前と比べ9.7倍増加（平成21年度2.6件 → 令和2年度25.3件）

(2) いじめの解消率

配置前と比べ14.6ポイント増加（平成21年度66.1% → 令和2年度80.7%*）

*下記グラフの年度内解消率は毎年度3月末時点。平成29年の国の方針改正により、「いじめの解消している状態」として最低3か月の目安が示された。3か月後の令和3年7月における解消率は80.7%となっている。



小学校高学年における国の教科担任制を踏まえた 「チーム学年経営」の推進

文部科学省

- 1 教科指導の分担調整を行うチーム・マネジャーの教職員定数への位置づけ
- 2 専科指導の対象教科を含め、地域の実情に合わせた柔軟な運用への対応

現状・課題

国

- 令和4年度より、小学校高学年における教科担任制が制度化。導入に際し、「外国語」「理科」「算数」「体育」を優先教科とし専科指導を行うよう、実施要件を提示。

横浜市

- チーム・マネジャーが学年マネジメントを行うとともに、学年で教科分担を実施する「チーム学年経営」の研究を平成30年度から開始。令和4年度は338校中、188校で実施。
- 実施校の管理職及び教員、また実施校の対象学年の児童及び保護者を対象にアンケート調査を行った結果、「児童の学力向上」「児童の心の安定」「教員の育成と働き方」での効果を確認。
- チーム・マネジャーは、学年主任として教科指導の調整や学年全体を俯瞰したマネジメントを行うことから正規教員がその役割を担うが、実施校への加配は非常勤。実施校の工夫により正規教員のチーム・マネジャーを捻出しているため、年度途中でチーム・マネジャーが本来の業務に専念できなくなる事態も発生。
- 希望校全てに加配を手当てできず、多くの学校が導入を見送り。
- 実施校での教科分担の取組としては、①得意とする教科を分担 ②週あたりの時数が等しい「理科」と「社会」を学級担任が交換 ③習熟の差の大きい「算数」は少人数指導とする、など、各学校の実態に応じた運用を行い、効果を上げている。

教科担任制の推進に当たっては、現行の仕組みを活用した学年マネジメントが有効

- 現在の教職員組織にチーム・マネジャー（5、6年生に各1名）を定数配置することで、専科指導に加えて学級担任同士の授業交換を行う教科指導調整についても、安定的な実現が可能。

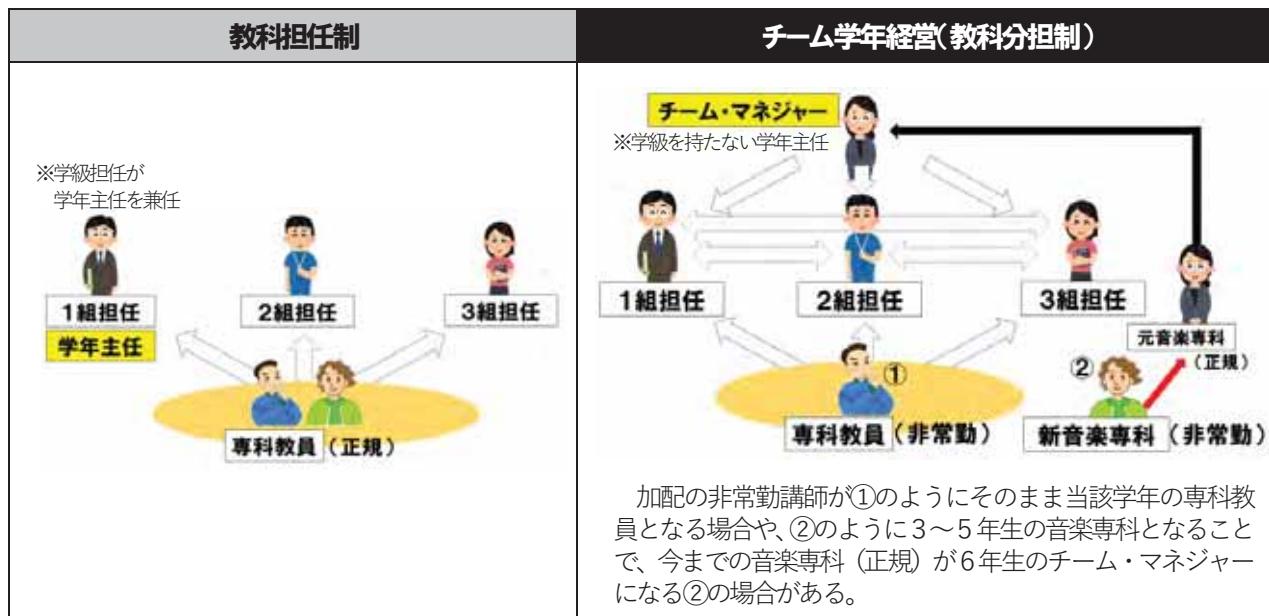
教科担任制の専科指導を行う教員を安定的に学校に配置することが必要

- 専科指導を行う優先教科の要件が、必ずしも学校の状況や人事配置の実態に即していない。
- 少人学級（35人学級）の導入等、教員の人材確保はより一層厳しい状況が継続。

提案・要望内容

- 1 学年全体を俯瞰し、教科指導の調整等マネジメント機能を担う、**学級担任を持たないチーム・マネジャーを、教職員定数に位置づけたうえでの配置**
- 2 教科担任制の推進のため、**専科指導の対象教科を含め、地域の実情に合った柔軟な配置への対応**

参考1 教科担任制と「チーム学年経営（教科分担制）」のイメージ



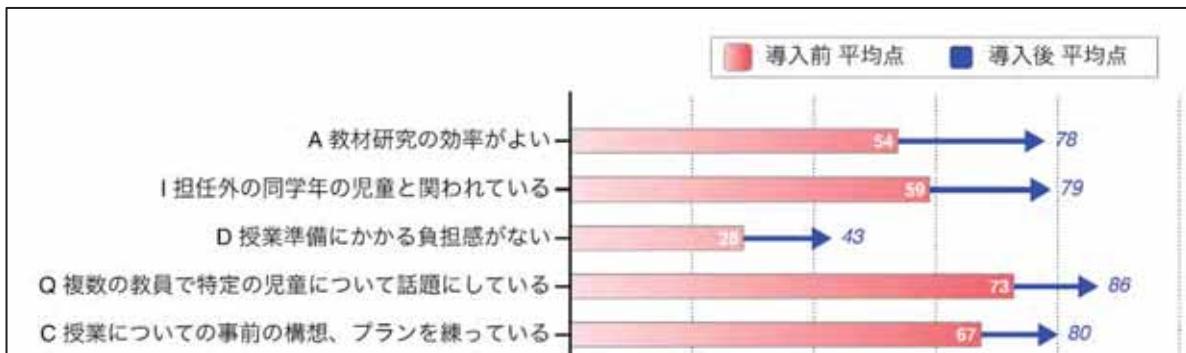
参考2 「チーム・マネジャー」の役割と「チーム学年経営」のメリット

■チーム・マネジャーの役割

チーム・マネジャーの役割は、学級担任個人の裁量に左右されるような小学校の学年運営の状況を改善し、チームとして組織的な対応を行えるようにすることである。また、チーム・マネジャーは、教科を分担して受け持つとともに、分担する教科等の調整や時間割の調整を行うことで、変更が生じた場合に対しても柔軟な対応を行うことができる。

■チーム学年経営のメリット（実施校でのアンケート調査結果）

①教員へのアンケート 対象：実施校の教員 418 名（100 点満点） 調査時期：令和 3 年 7 月



②児童へのアンケート 対象：実施校の児童 8,843 名 調査時期：令和 3 年 7 月

「学年のほかの先生方が関わってくれるので、安心して過ごしている」に対する回答



障害児の療育環境整備に係る支援の充実

厚生労働省

- 1 児童発達支援センターが地域における療育の中核機関として実施している関係機関支援や障害の早期発見・早期対応につなげる取組への財政支援の拡充
- 2 児童発達支援センターにおいて専門的な相談支援に従事する専門職の人材確保

現状・課題

国

- 児童発達支援センター創設当時（平成24年児童福祉法改正）の国の考え方によると、その役割は「児童発達支援を行うほか、施設の有する専門性を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設」であるとされている。
- しかし、この点、児童発達支援センターが行う障害の早期発見・早期対応のための保護者向けの取組や幼稚園・保育所等への支援は児童発達支援センターの指定基準等に明記されておらず、費用は地域生活支援事業の対象。
- 国の障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書（令和3年10月20日）においても、児童発達支援センターが果たすべき役割・機能が法令等に明記されておらず、期待される役割・機能の発揮が促される構造（指定基準・報酬告示）にないとの課題認識が示されている。

横浜市

- 0歳から小学校期までの障害のある又はその可能性のある児童及びその保護者への支援を目的として、昭和60年度より「地域療育センター（児童発達支援センター機能を有する）」を整備。現在9センターが市内18区を分担し、0歳から小学校期までの児童を対象に、相談、診療、集団療育、地域の幼稚園・保育所・小学校等への支援、障害の早期発見・早期対応のための取組等を実施。年間の利用児童数は約17,200人。本市予算として運営費34.9億円を計上し、そのうち市費負担は34億円となっている。
- 発達障害児の増加に伴い、**地域療育センターの利用希望者は10年前の1.6倍。また、保育所の箇所数も増加する中、保育所等からの訪問支援のニーズも増加。令和元年度の支援はのべ2,142回。**
- 利用児童の増加に伴い、地域療育センターの利用に当たり、「**医師の診断を経て利用が開始される**」従来の仕組みから、心理職等の専門職による相談対応の充実等、**より早期に支援を開始できる仕組み**に転換。診療や法定のサービスに至る以前の支援を充実。

児童発達支援センターに求められる役割に見合った財政措置が必要

- 主に発達障害児の増加に伴い、保護者の気づきや不安の軽減を趣旨とした遊びの場の提供（ひろば事業）や相談対応、保育所、幼稚園等を対象とした巡回相談等を一層拡大していくことが求められているが、これらの取組は法定のサービスではなく、地域生活支援事業の対象。

- 地域生活支援事業の費用負担割合は、国 1/2、都道府県 1/4、市町村が 1/4 となっているが、国及び都道府県の負担は予算の範囲内とされているため、実際にはその割合を下回る補助。市町村の負担が重くなっている。実際の補助額は申請額の 40%程度。

児童及び保護者に対して専門的な相談支援を行う人材の確保が必要

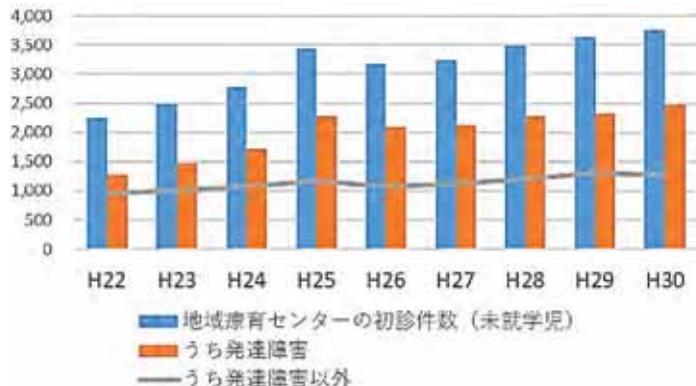
- 児童発達支援センターにおいて、児童のアセスメント等を行うとともに、児童の保護者に対して専門的な見地から助言・支援等を行うことができる心理職等専門職の人材を確保するために、それらの専門職の就職及び定着に対する報奨金制度等の創設が必要。

提案・要望内容

- 1 児童発達支援センターの位置付け及び役割に見合った財源が確実に担保されるよう、障害の早期発見・早期対応のための取組や地域の幼稚園・保育所等への支援についても、法定のサービスの給付費同様の負担割合の財政支援を実施すること
- 2 報奨金制度等の創設により、児童発達支援センターにおいて専門的な相談支援に従事する専門職の人材を確保すること

参考 横浜市地域療育センターの利用状況

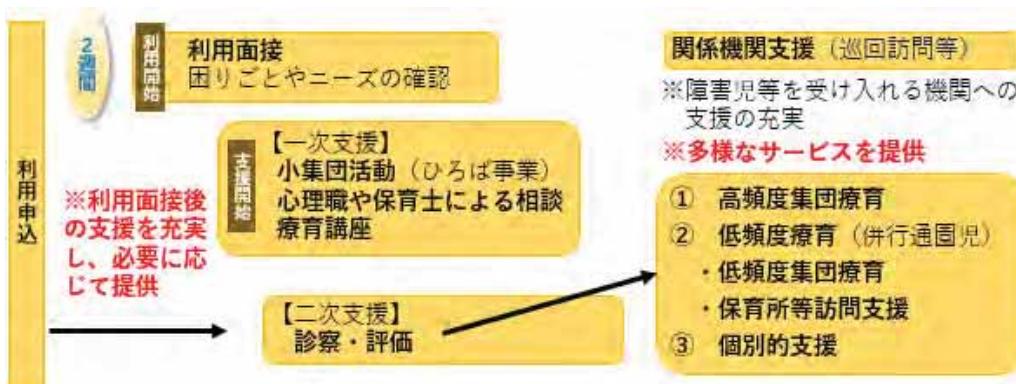
○横浜市地域療育センターの初診件数



○事業費に対する国費等補助率 (R2 年度)

	国費等	市費
障害児通所支援給付費	75%	25%
地域生活支援事業 (巡回支援専門員整備費)	44%	56%

○横浜市地域療育センターの利用の流れ



医療的ケア児・者等への切れ目ない支援の充実

厚生労働省、文部科学省、内閣府

- 1 医療的ケア児・者等のライフステージに応じた切れ目のない支援のため、児童と成人を包括した制度創設と支援内容にふさわしい人材の配置への支援
- 2 医療的ケア児・者等の実態を継続的に把握するための仕組みの構築
- 3 保育所・学校等における医療的ケア児の受入環境整備促進
- 4 医療的ケア児・者等に対する訪問看護の保険適用拡大

現状・課題

国

- 平成 28 年度の児童福祉法改正により、在宅での人工呼吸器使用や、喀痰吸引等の医療的ケアが日常的に必要な児童（以下「医療的ケア児」という）への支援が地方自治体に努力義務化。
- 令和 3 年度「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下「医ケア児支援法」という）」が施行、保育所・学校等での受入への補助や医療的ケア児支援センターの設置を推進。

横浜市

- 平成 30 年度から 18 歳以上の者及び重症心身障害児・者（以下「医療的ケア児・者等」という）も支援の対象とした横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターを養成し、「横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター拠点」（機能は医療的ケア児支援センターに類似している施設）に配置。
- 地方自治体は、医療的ケア児・者等の正確な人数と実態の把握ができていない。
- 医療的ケア児の受入れにあたり、保育所・放課後児童健全育成事業・学校における看護師の配置等に係る予算の拡充及び学校における看護師の増員等による医療ケア体制の強化。

支援対象の拡大と支援内容に相応しい人材の配置が必要

- 児童と成人を包括した制度体系や障害福祉と医療の総合調整機能等、国による制度構築が必要。
- 医療・福祉・教育等の制度全般や地域特性を理解した上でライフステージに応じた切れ目ない支援を行うため、支援内容にふさわしい人材の確保育成・配置のための補助金の増額が必要。

医療的ケア児・者等の実態を継続的に把握するための仕組みが必要

- 定量的・定性的に課題と対応を検討するために、医ケア児支援法の附則に則り、政府が実態を継続的に把握するための具体的な措置を講ずることが必要。

保育所・放課後児童健全育成事業・学校等における医療的ケア児の受入れへの支援が必要

- 施設や事業に応じた看護職の雇用や施設改修、医療器材の確保、相談・支援体制の構築等への支援の拡充のほか、国による医療的ケア児受入や研修に関するガイドラインの策定が必要。

医療的ケア児・者等への訪問看護の保険適用拡大が必要

- 医療保険上、居宅以外では、日頃から状態を把握している訪問看護の利用は認められず、保護者に多大な負担が生じている。居宅と保育所・学校等でのケアの継続性の確保が課題。

提案・要望内容

- 1 切れ目のない支援のための**児童と成人を包括した制度創設、コーディネーターの養成や活動促進への補助金額拡充、「医療的ケア児支援センター」**に関し、本市の**「横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター拠点」**のような市町村における類似施設への補助適用
- 2 医ケア児支援法の附則に則り、医療的ケア児・者等の継続的な実態把握を可能とする**制度の創設**
- 3 保育所・放課後児童健全育成事業等における施設改修、医療器材確保等を促進するための補助の創設や各種ガイドラインの策定等、**受入環境整備促進のための支援の充実**。併せて、放課後児童健全育成事業・学校に対する看護職確保支援策の強化及び学校正規職員の看護師配置推進策の実施
- 4 医療的ケア児・者等の**居宅以外での訪問看護を保険適用できるよう制度改正**

参考 医療的ケア児の状況と横浜市における医療的ケア児の状況

○首都圏の医療的ケア児（推計値）

	医療的ケア児数
東京都	2,140人
神奈川県	1,094人
横浜市※	515人
埼玉県	664人
千葉県	758人
合計	4,656人

出典：令和元年度医療的ケア児等の地域支援体制構築に係る担当者合同会議資料
 「医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実に向けた」（令和元年10月
 11日）（平成28年10月1日現在）
 ※ 神奈川県立こども医療センター「小児在宅医療患者実数調査」
 （平成27年度）における推計

○市内保育所における医療的ケア児の受入状況

保育所数、医療的ケア児を受け入れている施設数、ともに増加傾向。



横浜市作成：横浜市内の保育所数及び医療的ケア児を受け入れている保育所数の推移
 (各年度4月1日時点)

○訪問看護ステーションにおける医療的ケア児の受入状況

小児受入可能な訪問看護ステーションは増加。



出典：かながわ訪問看護ステーション一覧（神奈川県看護協会）

提案の担当 / こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課長

及川 修 TEL 045-671-4277

こども青少年局保育・教育部保育・教育支援課人材育成・向上支援担当課長

野澤 裕美 TEL 045-671-2706

こども青少年局保育・教育部保育・教育運営課長

古石 正史 TEL 045-671-2365

こども青少年局青少年部放課後児童育成課長

永松 弘至 TEL 045-671-4151

健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課長

佐渡 美佐子 TEL 045-671-3569

医療局疾病対策部がん・疾病対策課在宅医療担当課長

鎌田 学 TEL 045-671-3609

教育委員会事務局学校教育企画部特別支援教育課担当課長

藤原 啓子 TEL 045-671-3187

○横浜型医療的ケア児・者等支援にかかる国補助金の受入実績

(単位：千円)

	市事業費 (実支出額)	国補助		差額 (市費)
		国補助	県補助	
H30	12,876	1,017	508	11,351
R元	24,725	2,570	1,285	20,870
R2	24,992	2,570	1,285	21,137

※地域生活支援事業費等補助金に申請

（地域生活支援促進事業補助金「医療的ケア児等総合支援事業」に補助申請）

※市事業費は横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターの養成及び拠点運営費用、協議の場や研修費用です。

障害者が地域で自立した生活を送るための支援の拡充

厚生労働省

- 1 自立生活援助に係る基本報酬の見直し
- 2 自立生活援助に係る利用期間の見直し

現状・課題

国

- 平成30年度より障害者総合支援法において、「**自立生活援助**」として障害者支援施設や精神科病院から地域生活へ移行した一人暮らしの障害者等に対し、支援員が月2回以上居宅訪問し、日常生活に関する相談や助言、情報提供等を実施するサービスを創設。障害者総合支援法における同様のアウトリーチ支援である「**地域移行支援**」と比較して、**基本報酬が低い**。
- 令和3年度の報酬改定で夜間の緊急時対応や協議会との連携についての加算が創設されたが、**基本報酬の引き上げはされず、安定した収入は、依然見込めない**。
- 利用期間は、審査会の個別審査で認められた場合は、更新は可だが、**原則の利用期間は1年**。

横浜市

- 平成13年度より独自で「**障害者自立生活アシスタント事業**」により居宅訪問や同行を通じた相談・助言等を実施。年間の利用者数を25名と想定しており、**支援員2名に対し、年間約1千万円を固定費として設定**。うち1名は、障害支援経験5年以上の専従の支援員。
- 障害受容や関係性の構築に時間がかかる例もあり、自立に向けたきめ細やかな支援を行うため、**支援期間が数年以上の方も多くいる**。

「自立生活援助」に係る基本報酬の見直しが必要

- 基本報酬の算定要件が厳しく報酬額が低いことから、安定的な経営や、職員の配置が困難。
- 「**地域生活支援拠点の整備・促進**」「**精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進**」の観点から、障害者の地域移行を推進し、地域生活の継続を支援する事業として制度の強化が必要。
- 法定化から3年経つが、全国的に事業所数及び利用者数が伸びていない。

「自立生活援助」に係る利用期間の見直しが必要

- 審査会で認められなければ利用期間の更新がされず、短期間で終了する可能性があるため、利用者にとっての不安につながり、支援が必要であっても利用を希望しない方もいる。
- 居宅訪問に拒否的な利用者や課題が多い利用者に対応するため、1年以上の支援計画が必要。

提案・要望内容

- 1 「**自立生活援助**」の**基本報酬**を、同様のアウトリーチ支援である「**地域移行支援**」の**基本報酬と同程度まで引上げ**
- 2 利用者の個々の状況に応じた計画的かつ継続的な支援を一人暮らしが定着するまで行えるよう、「**自立生活援助**」の利用期間を**現行の原則1年から、3年間までに見直し**

参考1 国の「自立生活援助」と横浜市独自の「障害者自立生活アシスタント事業」との比較

	【国の制度】 自立生活援助	【横浜市独自の制度】 障害者自立生活アシスタント事業
開始時期	平成30年4月	平成13年10月
対象者	地域で一人暮らしをしている方 (同居している家族の障害や病気、高齢化などで日常生活上の支援を受けられない方を含む)	地域で一人暮らしをしている方 (同居している家族の障害や病気、高齢化などで日常生活上の支援を受けられない方を含む) 一人暮らしを目指す方
支援内容	支援員による月2回以上の居宅訪問を通じた相談・助言や情報提供、常時の連絡体制・緊急対応	支援員による居宅や居宅外(職場・通所先、病院等)訪問を通じた相談・助言や情報提供、常時の連絡体制・緊急対応
利用期間	原則1年 (市町村審査会の個別審査で認められた場合は更新可)	終了者の平均3年 期間の定めはないが、終結に向けて支援する
支援員	利用者25人に対して支援員1人が目安 (支援員の経験は問わない。兼務も可だが、サービス管理責任者も配置)	利用者25人に対して 支援員2人 が目安 (1人は障害者支援の 経験が5年以上)
報酬額	体制や加算により変動 参考3 サービス費(I) 25人で 年間512万円(平均利用者数は4.6人)	固定(年間約1,000万円) (支援体制に基づき設定)

参考2 主な指定都市及び都の「自立生活援助」の指定状況 <単位：か所>

	横浜	札幌	大阪	名古屋	京都	神戸	川崎	特別区
R3年4月	37	3	11	3	3	2	0	39
R4年1月	38	7	12	4	3	2	2	41

参考3 「自立生活援助」と「地域移行支援」の基本報酬の(1か月あたり)単価比較

(1単位：横浜市の場合 10.96円)

「自立生活援助」	単位 (単価)	「地域移行支援」	単位 (単価)
自立生活援助サービス費(I)	1,558 単位 17,076 円	地域移行支援サービス費(I)	3,504 単位 38,404 円
自立生活援助サービス費(II)	1,166 単位 12,779 円	地域移行支援サービス費(II)	3,062 単位 33,560 円
-	-	地域移行支援サービス費(III)	2,349 単位 25,745 円

(地域移行支援：障害者施設や精神科病院等から地域生活への移行を支援する制度。

月2回以上の対面での支援が請求要件となる。利用期間は、最大1年。

地域生活に移行後、単身の場合は自立生活援助での支援が想定される。)

最大2.5万円の差

総合的な依存症対策の充実に向けた支援

厚生労働省

- 1 総合的な依存症対策に取り組む地方自治体への財政支援の拡充
- 2 国による医療人材の育成・確保
- 3 ゲーム障害・インターネット依存についての実態把握及び対応方針の確立

現状・課題

国

- アルコール及びギャンブル等依存症の基本法及び基本計画、依存症対策地域支援事業実施要綱（平成29年4月）により、国と地方が一体となった総合的な依存症対策の取組を推進。
- アルコール及びギャンブル等の依存症、ゲーム障害等に関する実態調査を継続的に実施。
- 厚生労働省を中心に、令和2年2月にゲーム依存症対策関係者連絡会議を設置し、対策に向けた取組が進められているほか、治療ガイドラインや相談マニュアルを作成中。

横浜市

- 令和3年10月に「横浜市依存症対策地域支援計画」を策定。
- 依存症相談拠点であるこころの健康相談センターを中心に、当事者や家族への相談支援に加え、地域の関係機関との連携強化を目指す依存症関連機関連携会議を開催する等、総合的な依存症対策を推進。
- ゲーム障害等の新たな依存への関心の高まり等を受け、教育委員会事務局において、小中学校児童生徒に対するゲーム障害・インターネット依存に関する実態調査を実施。

地域の実情に応じた施策展開や地域の基盤強化が必要

- 多様な民間支援団体や関係機関相互の連携・協力関係を構築しながら必要な施策を実施していくため、安定した財源が必要。
- 横浜市内では、依存症治療に取り組む医療機関は必ずしも多くなく、専門医療機関や専門医の増加に向けて、国とともに取り組むことが必要。
- ゲーム障害については、若年層への広がりが示唆され、対策の強化が必要。

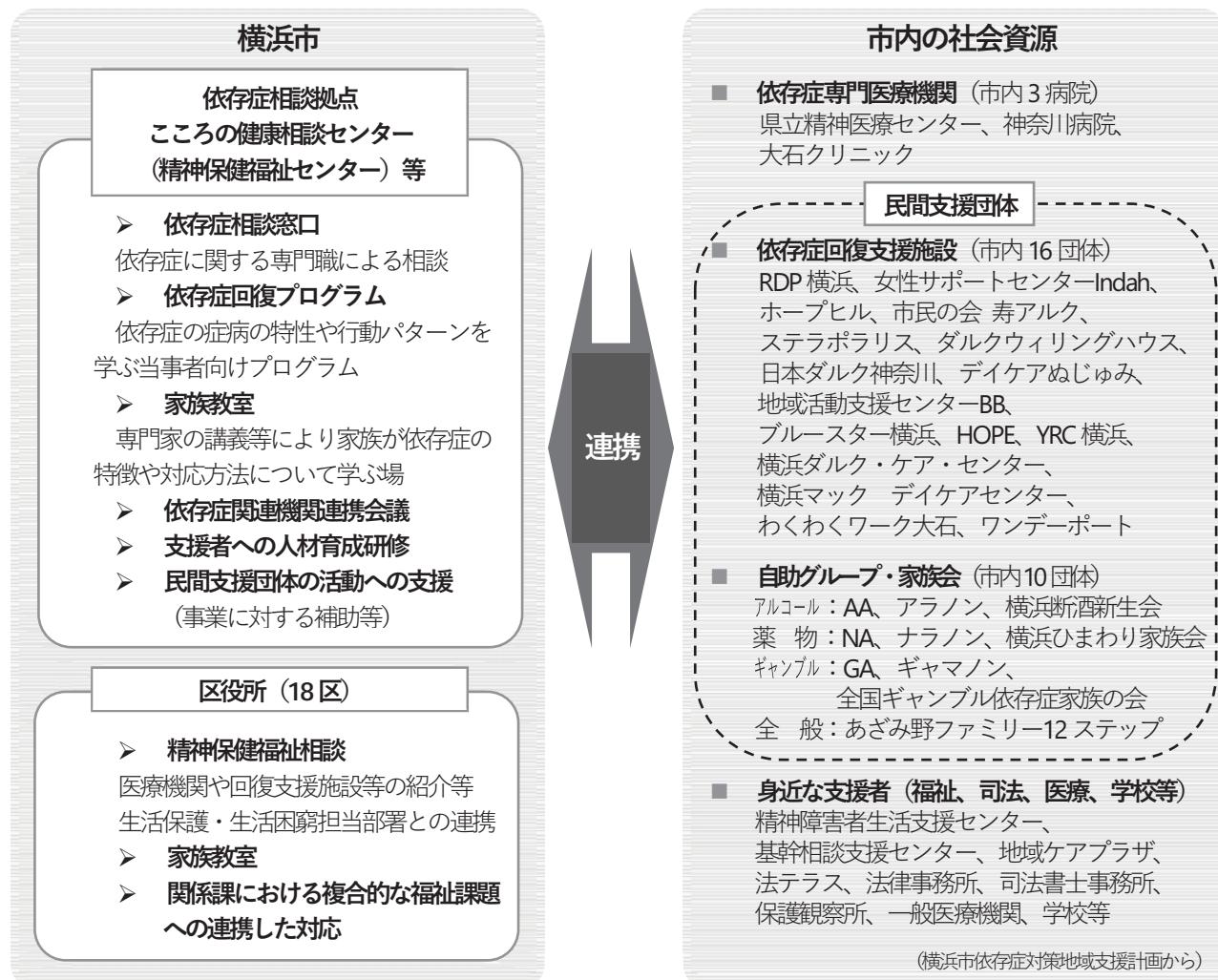
提案・要望内容

- 1 地域における総合的な依存症対策の充実に向けた、依存症対策地域支援事業に必要な事業費の確保や、地方自治体による主体的な取組のための対象経費の拡充や国庫補助割合の引上げ等、総合的な依存症対策に取り組む地方自治体への財政支援の拡充
- 2 依存症に関わる医療人材の育成・確保のため、教育・研修の充実や、希望者が受講できる体制確保、専門医療機関・専門医の増加に向けた診療報酬の拡充や新たなインセンティブの創設
- 3 ゲーム障害やインターネット依存の実態を把握し、治療、支援についての方針を早期提示及び、地方自治体との密な情報共有の実施

参考1 国の「依存症対策地域支援事業」

- 実施主体：都道府県及び指定都市
- 事業内容：相談支援、人材育成、普及啓発、回復支援、家族支援等
- 国庫補助率：1/2（一部モデル事業を除く）
- 国の依存症対策総合支援事業実施要綱は令和4年3月に依存症対策地域支援事業実施要綱に改正

参考2 横浜市における総合的な依存症対策



国民健康保険の財政基盤の安定化に向けた支援の拡充

厚生労働省

- 1 将来の医療費の増加を見据えた財政支援の拡充
- 2 「決算補填等のための法定外一般会計繰入金」の段階的な解消に必要な財政支援の拡充

現状・課題

国

- 持続可能な医療保険制度の構築に向けて、負担の公平化及び医療費適正化などを推進するとともに、財政基盤の安定化のため、国費による財政支援の拡充（平成30年度以降、毎年3,400億円）や、財政運営の都道府県単位化（平成30年度）を実施。
- 市町村が行っている「決算補填等目的のための法定外一般会計繰入金（以下、「法定外繰入」という。）」は、保険制度としての給付と負担の透明化などの観点から、段階的に削減・解消すべき「赤字」であると位置付け。「保険者努力支援制度」（医療費適正化に向けた予防・健康づくりなどの取組への財政支援）では、各市町村への配分額の決定にあたって、法定外繰入の解消に向けた取組状況を評価する指標を設定。
- 新経済・財政再生計画改革工程表2021では、法定外繰入を行っている市町村数を令和5年度までに100市町村、令和8年度までに50市町村にするKPI（重要業績評価指標）を設定。

横浜市

- 国保財政の安定的な運営のために重要な取組の一つである医療費適正化に向けた取組として、「第2期 横浜市国民健康保険 保健事業実施計画」（平成30年度～令和5年度）に基づき、特定健診自己負担額の無料化による受診率の向上、糖尿病性腎症重症化予防の取組などを推進。
- 令和4年度予算では、約32.5億円（前年度から4億円削減）の市費を繰り出し、大幅な保険料の上昇を抑制しながら、法定外繰入の段階的な削減・解消に努めている。

国民健康保険の安定的な運営には、国の財政支援の更なる拡充が必要

- 国民健康保険は、誰もが安心して医療を受けられる「国民皆保険制度」の根幹を支える仕組みだが、被保険者の所得水準が低いことや高齢者が多く医療費の水準が高いことなど他の医療保険とは異なる固有の構造的な課題があり、財政基盤は極めて脆弱。
- 今後も高齢化の進展、医療費の増加及び被保険者数の減少が見込まれる中、これまでの国費による財政支援や各市町村が進める医療費適正化の取組では、構造的な課題の解決には不十分。
- 法定外繰入について、国は早期解消を求めており、抜本的な制度改革や国費による追加の財政支援が行われない中で削減・解消を進めれば、保険料の急上昇に直結。

提案・要望内容

- 1 国民健康保険の財政基盤を安定化するため、将来の医療費の増加を見据えた財政支援の拡充
- 2 保険料の上昇を最小限に抑えながら法定外繰入を段階的に解消するため、必要な財政支援の拡充

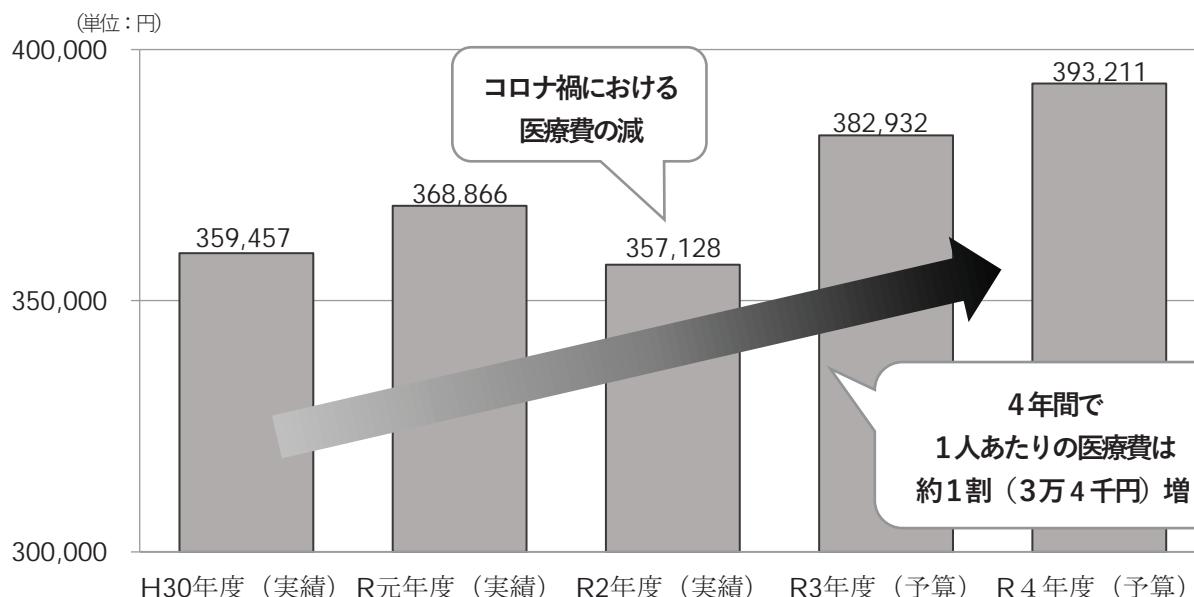
参考1 横浜市国民健康保険への市費繰入額

(単位：億円)

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
一般会計繰入金	311.8	311.6	279.7	274.9	278.7
うち 保険料負担緩和市費	81.6	75.9	44.5	36.5	<u>32.5</u> ※

※1人あたりの年間の保険料に換算すると5,028円に相当

参考2 横浜市国民健康保険における1人あたりの医療費



参考3 横浜市国民健康保険における医療費適正化の取組

データヘルス計画に基づき、健康寿命延伸・医療費適正化推進のため、主に次の取組を実施。

事業	内容	令和2年度実績
特定健診未受診者 勧奨事業	特定健診未受診者の過去健診データ、医科受診歴等を分析し、ナッジ理論を踏まえ、それぞれの特性に合わせた文書等による受診勧奨を実施。	勧奨対象者数：約40万人
特定保健指導 未利用者対策事業	特定保健指導未利用者に対して、電話・手紙による勧奨を実施。	電話勧奨：実施件数 206件 手紙勧奨：実施件数 205件
糖尿病性腎症 重症化予防事業	特定健診の結果から糖尿病性腎症の重症化予防が必要と思われる対象者のうち、糖尿病治療中の方に対して、個別保健指導プログラムを実施。 また、糖尿病未治療者には、保健師による電話での受診勧奨を実施。	(1) 個別保健指導 保健指導案内者数：410人（66人が参加） (2) 未受診者勧奨 受診勧奨者数：50人（48人が受診）
重複頻回受診 対策事業	重複・頻回受診、多種・多量服薬を行う方に対して、通知・電話・面談等による指導を実施。	通知・電話指導：208件 面談・訪問指導：2件

国民健康保険に係る国庫負担金減額措置の廃止

厚生労働省

医療費の自己負担助成を行っている地方自治体に対する、国民健康保険の国庫負担金を減額する措置の廃止

現状・課題

国

- 重度障害者・子ども・ひとり親家庭等の医療費の自己負担に独自に助成を実施する地方公共団体に対して、負担軽減は医療費の増加に波及するため、その波及増は限られた国費の公平な配分の観点から地方公共団体が負担すべきとの考え方に基づき、国民健康保険の国庫負担金を減額する措置を実施。
- 子どもの医療費助成に係る減額措置は、義務教育就学前の子どもについてのみ、地方自治体の少子化対策の取組を支援することを理由に、平成30年度から廃止。

横浜市

- 重度障害者・子ども・ひとり親家庭等の医療費助成を実施。国庫負担金の減額措置によって、約15億円（令和2年度）の国費が減額され、その分の国民健康保険の財源を市費で補填。
- 子どもの医療費助成については、子育て支援等の観点から、平成19年度以降、対象年齢の段階的拡充を実施しており、それに伴い国費の減額対象となる被保険者層（中学3年生まで）も拡充。



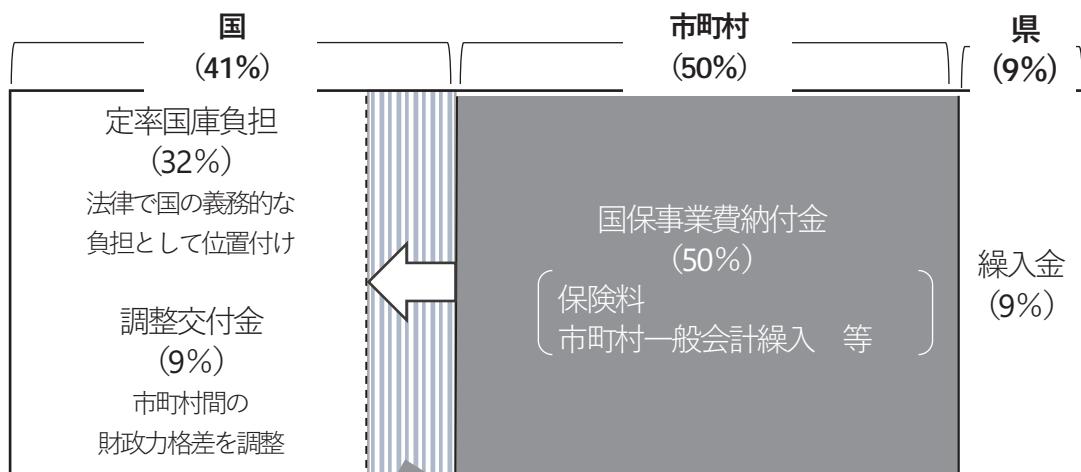
国民健康保険の国庫負担金を減額する措置が必要

- 重度障害者・子ども・ひとり親家庭等の医療費は、本来、国の責任で全国一律の負担軽減策が行われるべきもの。
- 国は、障害者が自立し、積極的に社会に参加・貢献していくことができる地域共生社会の実現や、子ども・ひとり親家庭等への支援を推進しているにもかかわらず、独自に医療費助成を実施する地方自治体に対して国庫負担金の減額措置を行うことは、国の施策とも整合していない。
- 全国のはとんどの地方自治体で独自の医療費助成が行われており、地方自治体間の医療保険制度の公平性を担保するものとしても不十分。
- 本来は国が負担すべき国民健康保険の財源を地方自治体が代わりに負担することになり、地方自治体にとっての財政負担は大きい。

提案・要望内容

- 重度障害者・子ども・ひとり親家庭等の医療費の自己負担に独自の助成を行っている地方自治体に対して、**国民健康保険の国庫負担金を減額する措置の廃止**

参考1 国民健康保険の財源構成と減額措置の部分（%は減額前の構成割合）



**国庫負担金の減額分は
市町村が一般会計からの繰入等で代わりに負担
(減額措置額は、各市町村での医療費助成額に比例)**

参考2 横浜市における国庫負担金（定率国庫負担）減額措置額

令和2年度実績		神奈川県内の実施状況（全33市町村中）	
		実施市町村数	参考（助成内容は市町村によって異なる）
重度障害者	13.9 億円	33	全市町村で助成有
子ども	0.3 億円	33	全市町村で中学3年生まで助成有
ひとり親家庭等	0.8 億円	33	全市町村で助成有
合計	15.0 億円		

参考3 子どもの医療費助成に対する全国の自治体の実施状況

令和2年4月1日現在、全国1,741市町村のうち、通院または入院に係る子どもの医療費助成を実施している市町村数は、以下のとおり。

厚生労働省子ども家庭局母子保健課調べ

対象年齢	市町村数	実施率
12歳年度末まで実施 (小学6年生まで)	1,738	約99.8%
15歳年度末まで実施 (中学3年生まで)	1,699	約97.6%

提案の担当／健康福祉局生活福祉部保険年金課長 海老原 雅司 TEL 045-671-2373
健康福祉局生活福祉部医療援助課長 佐藤 修一 TEL 045-671-3694

インボイス制度導入におけるシルバー人材センターの安定的運営

財務省、厚生労働省

シルバー人材センターの安定的運営のため、インボイス制度導入後に仕入税額控除の特例が認められる取引に適用すること等、必要な支援措置の実施

現状・課題

国

- 令和5年10月に導入予定の消費税における適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）において、免税事業者との取引に係る**仕入税額控除が6年間の経過措置後に廃止**。
- 地方公共団体が発注する業務について、インボイス制度の導入や近年の最低賃金の上昇を踏まえた**価格転嫁による対応を要請する通知**を発出（令和4年1月14日付け職発0114第3号）。
- 令和4年度創設の介護分野就業機会促進事業等によりシルバー人材センターへの**補助金を増額**。
- 公共交通機関等、一部の**適格請求書の交付を受けることが困難な取引**については、帳簿のみの保存で**仕入税額控除の特例が適用**。

横浜市

- インボイス制度導入後は免税事業者である会員は適格請求書を発行できないため、配分金についての仕入税額控除が認められなくなり、控除が廃止される令和12年度以降、シルバー人材センターは**配分金に含まれる年間数億円規模の消費税相当額を追加負担**。
- 当該追加負担額を全額負担するための新たな財源は事業者ではなく、また、発注価格へ転嫁することも事実上不可能なため、破綻を回避するためには、**補助金増額による補てん実施等、地方自治体の負担が増**。
- 当該追加負担額を**会員に転嫁する場合**、多くが最低賃金を下回り、**会員離れの発生及び民業を圧迫**。また、**発注者に転嫁し手数料を引き上げる場合**、過去の手数料引き上げ時における発注者の対応状況から、**契約金額の9割以上を占める民間セクターからの発注控え顕在化の見込み**。

シルバー人材センターの社会的使命を踏まえたインボイス制度における措置が必要

- シルバー人材センターは、**公益法人の「収支相償」の原則**や、事業目的に掲げている**高年齢退職者の就労機会の確保及び福祉の増進等、社会的使命を担っていること**から、インボイス制度導入後もシルバー人材センターの安定した運営が可能となるような措置が必要。

提案・要望内容

- シルバー人材センターが会員に支給する配分金に係る課税仕入れを、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる取引の特例に適用する等、事業者の安定的運営に向けた支援措置の実施

参考1 インボイス制度導入によるシルバー人材センターの消費税の取扱い

<例>シルバー人材センターが事業者から10万円（税抜）の業務を請負契約したケース

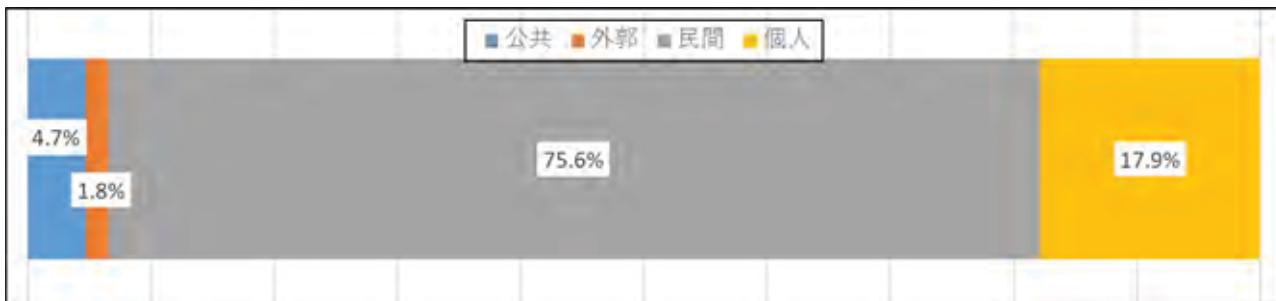
【導入前】



【導入後】



参考2 公財) 横浜市シルバー人材センターの発注者別契約金額構成比（令和2年度）



参考3 帳簿のみの保存で仕入税額控除の特例が認められる取引（国税庁パンフレットより抜粋）

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送(3万円未満のものに限る。)
- ② 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等(3万円未満のものに限る。)
- ③ 郵便切手を対価とする郵便サービス(郵便ポストに差し出されたものに限る。)
- ④ 適格簡易請求書の記載事項(取引年月日を除く。)を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ⑤ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
- ⑥ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- ⑦ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

持続可能な脱炭素社会の実現に向けた取組への支援

環境省、経済産業省

- 1 脱炭素イノベーションの実現に向けた支援
- 2 脱炭素先行地域での取組推進に向けた交付金要件の緩和

現状・課題

国

- 2050年脱炭素社会の実現に向けて、2兆円の「グリーンイノベーション基金」を造成（令和2年度第3次補正予算）。研究開発・実証から社会実装まで継続して10年間の支援を実施。
- 令和4年1月から2月に「**脱炭素先行地域**」の第1回募集を行い、4月26日に26地域を選定。
- 「**地域脱炭素移行・再エネ推進交付金**」を創設。「**脱炭素先行地域**」や重点対策に取り組む地域への支援を実施。

横浜市

- 令和4年2月、**新たな2030年度削減目標として2013年度比50%削減**を目指すことを表明。
- 令和3年度、水素サプライチェーンの構築や臨海部での脱炭素モデル地区形成に向けた連携協定をエネルギー事業者とそれぞれ締結し、脱炭素イノベーションを推進。
- 令和4年2月、脱炭素先行地域の第1回公募に、**みなとみらい21地区**の32施設とともに応募。追加的再エネ導入の取組としてオフサイトPPA等の手法により市内市営住宅や調整池に太陽光発電設備を設置し、先行地域内企業へ電力供給する取組等を提案し、**脱炭素先行地域の第1弾として選定**。



国・産業界と大都市が連携し、日本の脱炭素イノベーションをけん引することが必要

- 様々な事業者が立地し、水素利活用等のイノベーションを推進する大きなポテンシャルがある大都市において、**グリーン産業の創出、経済と環境の好循環モデルの構築**を進めることが重要。
- **水素輸送のパイプライン整備**は、エネルギーロスが少ないというメリットがあるものの、長距離の整備には多額の敷設コストがかかるため、水素供給事業の収益性が見通せない現状では、民間事業者の**投資リスクが存在**。また、整備を円滑に進めていくためには、**現行法による規制緩和等柔軟な対応**が必要。

地域特性に応じた脱炭素化の取組の推進が必要

- 再エネポテンシャルの低い大都市都心部の脱炭素先行地域で、追加性のある取組を推進するためには、先行地域の内外に関わらず、再エネ設備の設置が可能な地域や施設を見つけ出し、**オフサイトPPA等の手法で再エネを追加**していくことが必要。
- 追加性のある取組には、発電事業者の事業性確保と需要家の経済的合理性のバランスの観点から、「**地域脱炭素移行・再エネ推進交付金**」の活用が不可欠であるが、現在の交付金の要件は、先行地域内での活用に限られるため、**追加性のある取組への支援が限定的**。

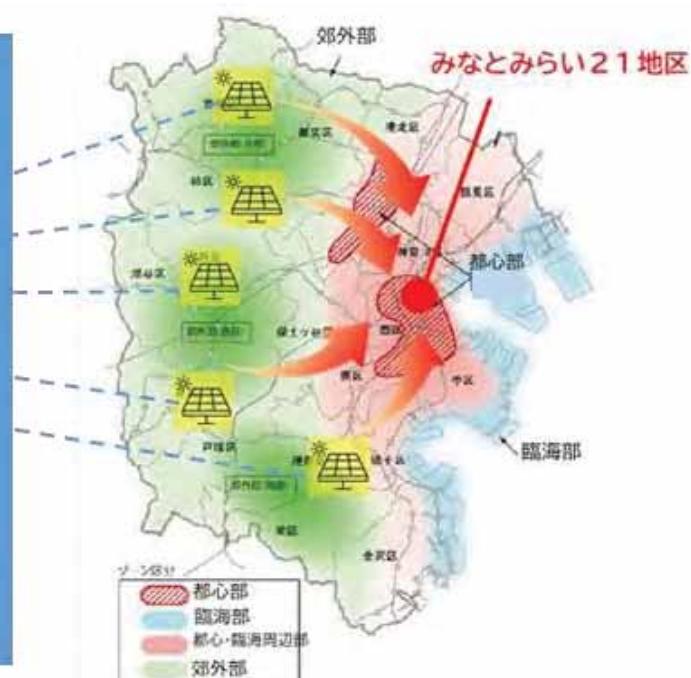
提案・要望内容

- 1 水素サプライチェーン構築に取り組む企業への支援として、**水素パイプライン整備における敷設コストへの財政的支援や、整備を円滑に進めるための規制緩和や法整備**
- 2 オフサイト PPA 等の手法により先行地域への供給を目的に新たに設置する「先行地域外の再エネ設備」に対する支援として、「**地域脱炭素移行・再エネ推進交付金**」の交付要件である、**先行地域内に限るという要件の撤廃**

参考1 水素インフラ網の将来構想イメージ



参考2 脱炭素先行地域（みなとみらい21地区）への再エネ供給のイメージ



プラスチック資源循環の推進

環境省、経済産業省

- 1 プラスチックリサイクルの拡大に向けた施設整備や技術開発の支援
- 2 適切な費用負担の仕組みの構築や助成制度の拡充

現状・課題

国

- プラスチックのリサイクルは、循環型社会の形成に加えて、脱炭素社会実現の観点からも重要。
- 平成12年、容器包装リサイクル法施行。プラスチック製容器包装のリサイクル開始。
- 令和2年、「2050年脱炭素社会の実現」を宣言。
- 令和4年、プラスチック資源循環法施行。容器包装以外のプラスチック（以下、「製品プラスチック」という。）のリサイクル制度を整備。対象は、技術的にリサイクルが可能な内部部品を含めてほとんどがプラスチックで構成されているものに限定。
- 市町村が実施する製品プラスチックの分別収集及び分別収集物の再商品化に要する経費について、特別交付税措置を実施する予定。

横浜市

- 廃棄物分野におけるプラスチック対策は、脱炭素社会の実現に向けてゼロカーボン横浜を掲げる本市において、重要な施策の一つとなっている。
- プラスチック製容器包装のリサイクルを進めているが、製品プラスチックなど年間約14万トン（令和2年度）のプラスチックを焼却している。
- 横浜市と隣接7市の連携である8市連携市長会議等を通じて、海洋プラスチックごみ対策の検討を推進。
- プラスチック製容器包装（ペットボトルを含む）をリサイクルするための分別収集・中間処理に係る費用負担は年間69億円（令和2年度）。



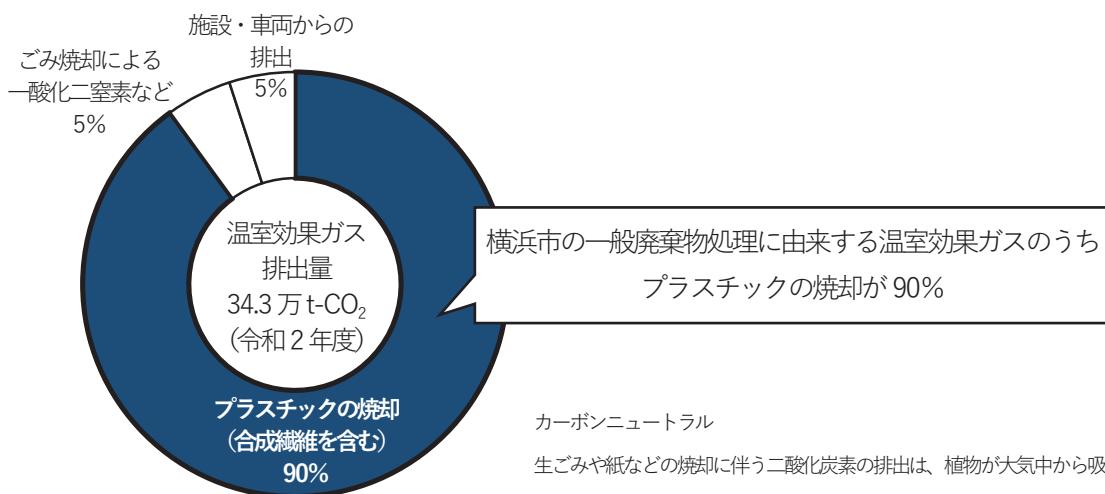
ごみ処理に伴い発生する温室効果ガスの低減に向けて、焼却するプラスチックの削減が必要

- 焚却しているプラスチックもリサイクルするとなるとその量は膨大となり、また、合成繊維や複合素材など種類が多岐に渡るプラスチックの全てをリサイクルすることは現時点では技術的に困難であることから、それらを安定してリサイクルする設備の整備が求められる。
- プラスチック製容器包装に加えて、製品プラスチックをリサイクルするとなると市町村の財政負担が過大となる。

提案・要望内容

- 1 大量のプラスチックを安定してリサイクルするための施設整備や、合成繊維・複合素材などのリサイクル困難なプラスチックのリサイクル技術開発への支援
- 2 製品プラスチックのリサイクルについて、容器包装リサイクル法との整合性を図りながら、適切な費用負担とする仕組みの構築や市町村への更なる助成制度の創出

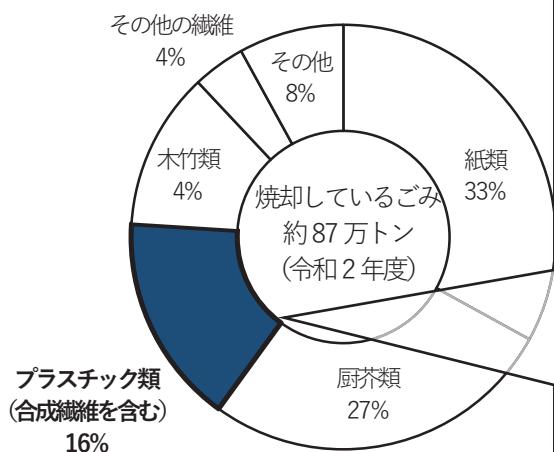
参考1 横浜市的一般廃棄物処理に由来する温室効果ガス排出量



カーボンニュートラル

生ごみや紙などの焼却に伴う二酸化炭素の排出は、植物が大気中から吸収した二酸化炭素が再び大気中に放出されるものであるため、排出量に含めない。

参考2 横浜市で焼却しているごみ中のプラスチックの割合

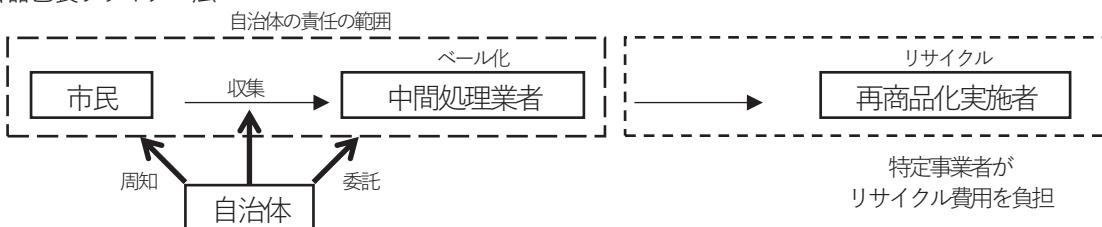


横浜市では14万トンのプラスチックを焼却している（焼却しているごみの16%）。脱炭素化には、そのうち34%を占める4.8万トンの合成繊維や複合素材などをリサイクルする技術開発の支援が必要。

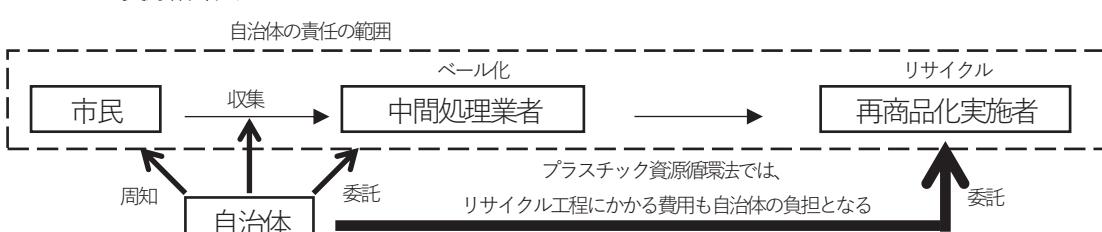
現時点で技術的にリサイクル可能	プラスチック製容器包装（ペットボトルを含む）	4.8万トン (34%)
	製品プラスチック	1.9万トン (14%)
現時点では技術的にリサイクル困難	合成繊維・複合素材など	4.8万トン (34%)
	ごみ袋	2.5万トン (18%)

参考3 容器包装リサイクル法とプラスチック資源循環法の自治体の役割分担の比較

容器包装リサイクル法



プラスチック資源循環法



外国人材の受け入れ・共生のための環境整備

内閣官房、法務省、文部科学省

- 1 地方自治体が行う共生に向けた取組に対する財政支援の拡充
- 2 多様性と包摂性に加えて、ウクライナからの避難民等受け入れを含めた国際情勢の変化に対応できる外国人受け入れ環境の整備

現状・課題

国

- 「改正出入国管理及び難民認定法」の施行（平成31年4月）及び「日本語教育推進法」の施行（令和元年6月）により外国人材の受け入れ環境整備を進めている。
- 「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」を決定し、新たな交付金等を創設。
- 新型コロナウイルス感染症への対応を適切に行うとともに、受け入れ環境を更に充実させる観点から、「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」を改訂（令和3年6月）。
- ウクライナ情勢を踏まえ地方創生臨時交付金等、避難民受け入れのための交付金増額の措置。

横浜市

- 人口減少社会における持続的な成長・発展のため、**外国人材の積極的な受け入れを推進し、外国人人口は約10万人に達している。**
- **横浜市国際交流協会・国際交流ラウンジ・市民団体等の連携**により、日本語学習機会の確保や更なる活躍に向けた支援を行うとともに、**総合的な多文化共生施策を推進**。
- 姉妹都市であるオデーサ市とのつながりもあり、国際情勢の変化をとらえて**ウクライナからの避難民の受け入れにも積極的に対応**。

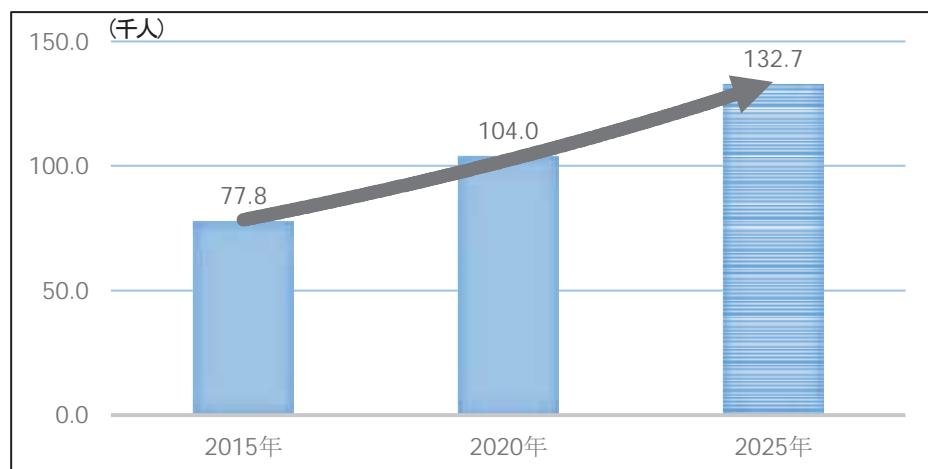
地方自治体の実情や国際情勢の変化をとらえた包括的な財政支援制度の拡充が必要

- 多文化共生の更なる推進のため、情報提供・相談対応窓口の整備・運営や地域日本語教育の総合的な体制づくり等に対して、**地方自治体ごとの外国人人口の規模や国の施策との連携の度合いに応じた弾力的な財政的支援**が必要。
- 国際情勢の変化に応じて外国人を受け入れることについても、**即応性や強靭性を確保**するための財政的支援が必要。

提案・要望内容

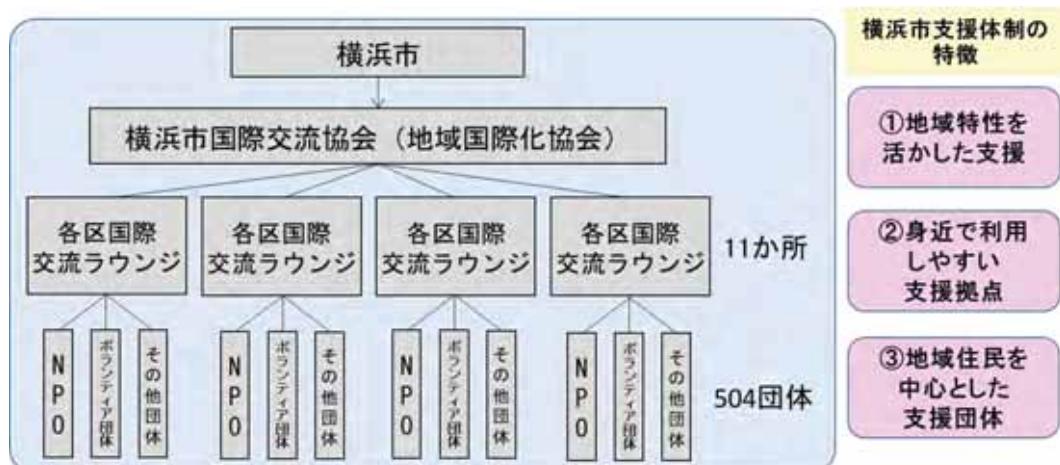
- 1 外国人人口の多い地方自治体に対する外国人受け入れ環境整備交付金の拡充
- 2 ウクライナからの避難民等の受け入れに対応するため、**一元的相談窓口や国際交流ラウンジの機能強化、地域日本語教育の総合的な体制づくりのさらなる推進に対する財政的支援**の拡充

参考1 横浜市の外国人人口の増加見込み



(出典) 横浜市外国人材の受入環境整備に向けた調査研究 報告書(令和2年3月)

参考2 横浜市における外国人支援の体制



参考3 横浜市における外国人支援の主な取組例

○行政手続・生活相談の多言語対応

- ・国際交流ラウンジ等の設置
 - ・外国人向け広報の充実（防災・ごみの出し方等）

○日本語学習支援

- ・市民団体等による比較的小規模な地域日本語教室（約130教室）
 - ・国際交流協会による日本語教室の運営支援 日本語ボランティア研修会
 - ・地域日本語教育の支援拠点を設置（文化庁補助事業）

○防災・医療など緊急時の多言語対応

- ・ 横浜市外国人災害時情報センターの設置（災害発生時）
 - ・ 神奈川県やNPO等との協力による医療通訳派遣事業

○地域社会とのつながりづくり

- ・ 外国人急増地域へのコーディネーター配置
来日初期の多くのものは多国籍の作成

○白タライ士からの避難民に対する支援

- ・受入れや生活支援のための統一的相談窓口の設置



国際交流ラウンジでの相談



オール横浜での ウクライナからの避難民支援の日ゴ

海外インフラビジネスの一層の推進

環境省、内閣官房、外務省、財務省、経済産業省

- 1 脱炭素分野における海外インフラビジネスを推進するための継続的な支援
- 2 海外都市で二国間クレジット制度(JCM)を活用した脱炭素事業により認証される温室効果ガス排出削減・吸収量が地方自治体にも分配される制度の構築

現状・課題

国

- 令和3年6月、「脱炭素インフライニシアティブ」を策定。二国間クレジット制度（JCM）により温室効果ガス排出削減量累計1億トン程度を目指す2030年度目標を掲げ、**大規模なJCMプロジェクトを目指した条件整備**の取組として、国際協力銀行等との協調融資や、アジア開発銀行・世界銀行等の基金活用、**民間資金を活用したJCMプロジェクト**の環境整備等「**資金源の多様化**」に加え、環境政策・基準等を海外に伝搬していく「**脱炭素ドミノ（都市間で次々と脱炭素を実現していくこと）**」を主要な取組に位置づけ。
- 国内都市と海外都市との連携枠組みを通じて、国内都市に蓄積された環境管理のノウハウ及び脱炭素技術等をパッケージにして輸出する「**脱炭素社会実現のための都市間連携事業**」を推進。

横浜市

- ASEANを中心とする新興国都市の課題解決と市内企業の海外インフラビジネス展開を行う**公民連携による国際技術協力（Y-PORT）事業**を、地域再生推進法人に指定した（一社）YOKOHAMA URBAN SOLUTION ALLIANCE（YUSA）等と連携して推進中。
- Y-PORT事業を通じて、市内企業の**脱炭素技術等を活用した事業形成を推進**し、海外インフラビジネス展開支援を実施中。平成30年10月に策定した「**横浜市温暖化対策実行計画**」においてもY-PORT事業を具体的な対策に位置づけ。
- 横浜市とY-PORT事業で連携しているベトナム国ダナン市及びタイ国バンコク市は令和3年度に**2050年までの脱炭素化を宣言**するとともに、横浜市との**都市間連携の下で脱炭素化**に向けて取り組んでいきたい意向を表明。横浜市は、ダナン市及びバンコク市において環境省や国際機関等との連携の下で、引き続き**脱炭素事業に関わるマスターplanの策定等**を支援中。

脱炭素分野における海外インフラビジネスを推進するための一層の支援が必要

- 横浜市は市内企業等と連携して海外都市の温室効果ガス排出量の削減に寄与する脱炭素事業の創出に取り組んでいるが、**海外都市で脱炭素技術の導入が可能となる公共調達手続の改善や、事業に必要な資金調達が円滑となるよう、国レベルでの支援が必要**。

地方自治体の国際協力による脱炭素化に向けた取組への支援の拡充が必要

- 横浜市は「**脱炭素社会の実現に向けた都市間連携事業**」等を通じて、市内企業の持つ省エネルギー・再エネルギー技術等を活用することで**海外都市の温室効果ガス排出量の削減に寄与**しているが、こうした**海外都市における削減の成果が地方自治体にも分配される仕組みが必要**。

提案・要望内容

- 1 脱炭素分野における海外インフラビジネスを推進するための継続的な支援
 - (1) 海外での脱炭素事業の一層の推進のため、**相手国調達制度改善への国による支援**
 - (2) 脱炭素技術の導入を図る国内の事業者に対して、国際金融機関や民間金融機関等の**資金源への橋渡しを一元的に担う支援体制の構築**
- 2 JCMプロジェクトを通じて創出される**温室効果ガス排出削減・吸収量（クレジット）**が、事業に協力した地方自治体にも分配される制度の構築

参考1 Y-PORT事業による都市間連携を通じた脱炭素事業創出の取組事例

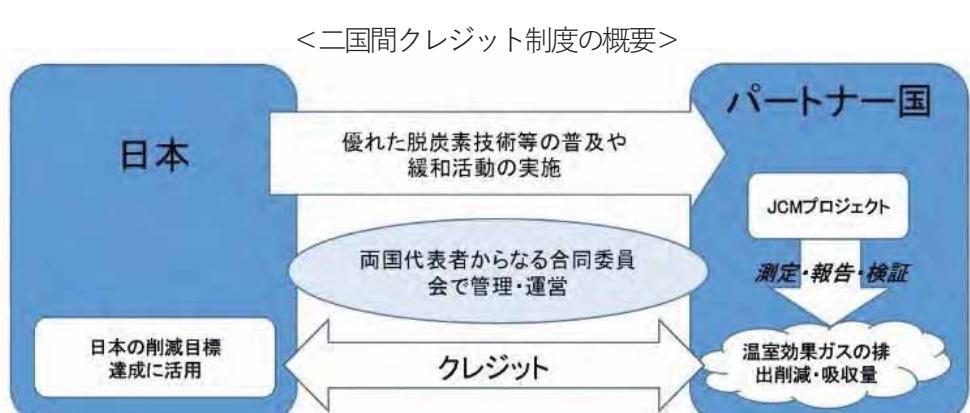


- ダナン市によるエコ工業団地の実現に向けた協力要請を受けて、横浜市はダナン市内の工業団地における横浜市内企業の技術導入による脱炭素事業の創出に向けて協力している。

参考2 横浜市における温室効果ガス削減の取組状況

横浜市では、重要施策として「横浜市温暖化対策実行計画」を策定し、“Zero Carbon Yokohama”を目指す姿として掲げ、2050年までの温室効果ガス実質排出ゼロ（脱炭素化）の実現を目標として設定している。

Y-PORT事業では、国が進める二国間クレジット制度（JCM）を活用し、海外都市の温室効果ガスの排出削減に貢献している。



出典：外務省ホームページ

文化芸術の持続可能性を高める支援の拡充

文部科学省

- 1 国と地方が一体となった文化芸術振興のため、国の文化予算の一層の拡充
- 2 感染症を含む大規模災害等の発生時に文化芸術関係者への緊急的な支援を可能とする、国の資金を財源とした基金の充実・拡大

現状・課題

国

- 国の令和4年度の文化芸術予算額は1,076億円、国家予算に占める割合が0.1%と、先進諸外国と比べると極めて低い水準。民間企業からの支援も不十分。
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響による公演や展覧会の中止や延期・縮小により、舞台芸術関係者を中心に文化芸術関係業界全体が多大な経済的なダメージを受けており、文化芸術関係者の財政基盤がぜい弱であることがあらためて表面化。
- コロナ禍で苦境に陥った文化芸術団体を支援するため、寄附金を財源とする「文化芸術復興創造基金」を創設。令和4年3月7日に、34団体2,200万円の支援を決定。

横浜市

- 国の施策と連動し、現代アートの国際展横浜トリエンナーレや創造都市施策としての創造的イルミネーション（「ヨルノヨ」）等の継続的開催のほか、次世代育成・社会包摂への文化芸術の活用等、先進的な文化芸術創造都市の取組を実施。
- コロナ禍で苦境にある市内のアーティストや舞台芸術関係者等に対して、公演や展示に伴う感染症対策や会場費の助成等、切れ目ない支援を実施。



国と地方が一体となった文化芸術振興の一層の推進が必要

- 文化芸術推進基本計画（第1期平成30年度～令和4年度、平成30年3月閣議決定）に掲げられている「創造的で活力ある社会」「心豊かで多様性のある社会」を全国で実現するためには、国と地方自治体が一体となった文化芸術振興の一層の推進が求められており、各地域で実施される文化芸術施策への財政支援が不可欠。

緊急支援を可能にする基金制度が必要

- 我が国全体の社会的危機からの力強い回復には、文化芸術活動の継続・発展は不可欠。文化芸術関係者がコロナ禍を着実に乗り越える支援を引き続き行うとともに、今後、感染症を含む大規模災害等の緊急事態が起こった際にも国民の精神的な基盤となる文化芸術の継続のため、寄附金に頼ることのない財源確保を含めた持続可能な仕組みづくりが必要。

提案・要望内容

- 1 国と地方が一体となって文化芸術を振興するため、国の文化予算の一層の拡充
- 2 感染症を含む大規模災害等緊急時において、危機に陥った文化芸術関係者に対して迅速な援助を可能とするため、国の資金を財源とした文化芸術復興創造基金の充実及び使途の拡大、柔軟な運用

参考1 各国の文化支出額の比較（令和3年度）

国名	フランス	韓国	ドイツ	アメリカ	イギリス	日本
文化支出額（億円）	4,938	3,734	2,745	2,342	2,318	1,145
国家予算に占める文化支出しの比率(%)	0.79	1.23	0.43	0.03	0.15	0.11

出典：新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸外国の文化政策の構造変化に関する研究報告書（令和4年3月）

参考2 各国のコロナ支援基金

○フランス「領域別緊急支援措置（緊急基金創設）」

2020年3月27日付で、フランス文化省は各文化領域を対象に、緊急支援体制を整えるように依頼。
国立映画映像センター、国立音楽センター、全国民間劇場組合、劇作家作曲家協会、国立書籍センター、
国立造形芸術センターがそれぞれ緊急基金（財源はいずれも政府資金）を設立。

○ドイツ「文化イベントのための連邦特別基金」

2021年5月26日に閣議決定。25億ユーロ（1ユーロ=130円換算で、3,250億円）の文化基金。
イベント事業者を対象に、①チケット売上補填と②キャンセル保険の2本柱で創設。
資金はドイツ政府が拠出し、運営・執行は州レベルで行う。

参考3 国の支援の状況

○通常期の支援（芸術文化振興基金、文化芸術振興費補助金による支援）

- ・審査により交付対象を決定

○コロナ対応の支援（文化芸術復興創造基金による支援）

- ・新型コロナで苦境に陥った文化芸術団体を支援するため、寄附金を財源とする基金を創設
※令和4年4月30日現在：寄附金額約0.7億円

○ARTS for the future! 2（コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業）

- ・コロナ禍で甚大な影響を受けた文化芸術活動の再興を図るため、プロの文化芸術関係団体が、感染対策を十分に実施した上で、積極的に公演等を開催し、活動の充実・発展を図る取組を支援
- ・団体規模に応じて、上限600万円～2,500万円（定額補助等）

参考4 国と横浜市が一体となった文化芸術振興の取組の例

(1) 横浜トリエンナーレ事業

我が国を代表する現代アートの国際展として、平成13年から開催。令和2年度は、新型コロナの影響で世界の多くの国際展が中止となる中、徹底した感染症対策を講じて実施。

- ・ヨコハマトリエンナーレ 2020（令和2年7月17日～10月11日） 来場者数：約15万人 事業費：約10億円

(2) 創造的イルミネーション事業「ヨルノヨ」

先端技術を用いたダイナミックな光と音楽の演出により、横浜ならではの港の夜景を官民一体で創出する取組を令和元年度より実施。

- ・ヨルノヨ 2021（令和3年11月18日～12月26日） 来場者数：約131万人 事業費：2億7,500万円

「グローバル拠点都市」の推進

内閣府

「グローバル拠点都市」の推進に向けた更なる支援の拡充

現状・課題

国

- 「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」を踏まえ、スタートアップや支援者の集積と潜在力を有する都市の拠点都市形成計画を公募し、選定した拠点都市のスタートアップに対し、政府、政府関係機関、民間サポーターによる集中支援に着手。
- 令和2年7月、**グローバル拠点都市4か所、推進拠点都市4か所を選定**。

横浜市

- 平成29年から業種や組織の垣根を超えたオープンイノベーションとして「I-TOP 横浜」「LIP横浜」を進め、会員数約1,000、自動運転やスマートホームなど個別プロジェクト350超を推進。平成31年1月に、「YOXO（よくぞ）」を旗印に「イノベーション都市・横浜」を宣言。
- 令和元年10月に、国の支援を受けつつ開設した「YOXO BOX（よくぞボックス）」を拠点に、社会課題に挑むスタートアップの成長支援に取り組み、3か年で**120億円の投資実績**。
- 令和2年7月、「グローバル拠点都市」に選定。11月、渋谷区と「グローバル拠点都市の形成及びオープンイノベーションの実現に関する連携協定」を締結。
- 令和3年3月、東京工業大学と「イノベーション創出とスタートアップ支援に向けた拠点形成などに関する連携協定」を締結。
- 令和3年3月、科学技術振興機構（JST）の「SCORE 大学推進型（拠点都市環境整備型）」に「横浜プラットフォーム」が採択され、大学発スタートアップの創出に向けて市内の4大学が連携。
- 令和3年9月、未来ビジネスを共創する産学公民の連携基盤「横浜未来機構」が活動を開始し、企業・大学等92者が参画。5Gユースケースの開発実証等に着手。
- 令和3年11月、世界有数のアクセラレーターの支援を受けるスタートアップとして3社採択。

スタートアップの成長の更なる後押しと各拠点都市の強みを生かしたスタートアップ・エコシステムの形成が必要

- スタートアップの技術・サービスの事業化、社会実装にあたり、関連する法令等が障壁となる例がある。規制緩和等の諸制度はあるが、手續が煩雑で時間がかかるため、スタートアップの急成長を妨げる要因となっている。
- 各拠点都市の強みを生かしたスタートアップ・エコシステムの形成のためには、各拠点都市に参画する自治体の実情に応じて、地方自治体が柔軟かつ大胆に活用できる財政支援が必要。

提案・要望内容

- 1 スタートアップが新技術・サービスの事業化や社会実装をする上で障壁となる法令等規制の緩和や、特例措置を迅速に実現する仕組みづくり
- 2 スタートアップ・エコシステム拠点都市としてスタートアップの支援やオープンイノベーションの取組を推進していくにあたり、地方自治体の実情に応じて活用できる財政支援

参考1 イノベーション都市・横浜 エコシステムについて



参考2 スタートアップ成長支援拠点「YOZO BOX（よくぞボックス）」について

YOZO BOX 支援メニュー

1. スタートアップ・起業家の創出
(起業志望者を対象としたビジネス講座の開催)
2. スタートアップの成長・発展に向けた支援
(アクセラレータープログラム、ピッチイベントの実施)
3. スタートアップのゴール（EXIT）に向けた支援
(資本政策や知財戦略に関する講座の開催)
4. 【新規】スタートアップや起業家の成長に向けた
コーディネート支援
(成長段階に応じた支援メニューの紹介、支援者とのマッチングを担う
「コミュニティマネジャー」を新たに配置。)



<令和元年度～3年度 累計実績>

■支援企業が受けた投資額	: 120.4 億 円
■スタートアップ支援件数	: 270 件
■イベント・セミナー参加者数	: 延6,814 人

参考3 「横浜未来機構」について

- 令和3年3月31日設立（任意団体）
- 会長：横浜国立大学学長 梅原 出
- 会員：92者（令和4年3月28日時点）
- 企業や大学の人材の異分野交流を促進し、先端技術や知見により地域や社会の課題解決に向けたトライアルを進めることで、コロナ禍等変化の激しい現在だからこそ、次世代のこどもたちのために、YOZO（よくぞ！）と挑戦者を称えあう、持続可能な希望ある未来の実現を目指す。

持続可能な観光地域づくりの支援の拡充

国土交通省（観光庁）、内閣府

- 1 コロナ回復期の観光施策の展開に向けた財政支援の拡充
- 2 観光地域づくり法人（DMO）の運営支援の拡充

現状・課題

国

- 観光立国の実現に向け、「明日の日本を支える観光ビジョン（平成28年）」で2030年までに訪日外国人旅行者数6,000万人、訪日外国人旅行消費額15兆円の目標を立て、観光施策を推進。
- 観光施策の推進を地方創生の礎に位置付け、地方部への誘客促進のため、地方送客を想定した補助メニュー等を拡充。
- 「重点支援DMO」制度を創設する等、観光地域づくり法人（DMO）を中心とした観光施策展開を強化。DMOの財源の自立に向け、多様な財源確保の手法についてのガイドブックを作成。

横浜市

- コロナ禍で観光消費額は2019年の3,762億円から2020年は1,050億円に減少。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和2年8月から、観光復興支援施策として「Find Your Yokohama キャンペーン」を実施。
- コロナ禍からの回復、横浜の観光MICEを一層推進し、経済活性化に効率的につなげるため、DMOによる地域との合意形成とデータに基づくPDCAサイクルの確立を目指し、既存組織である横浜観光コンベンション・ビューロー（YCVB）を核としてDMOの登録手続きを進めている。

コロナ回復期の観光施策の展開に向けた財政的支援及びDMO運営のための支援の拡充が必要

- 我が国が2030年に6,000万人の目標を達成し持続可能な観光立国となるためには、地方部への誘客促進だけでなく都市部の観光資源を活用した取組が不可欠であり、横浜はその一翼を担う。
- 観光MICE産業はコロナにより大きなダメージを受けており、地域経済の活性化のためにはタイムリーな観光施策実施が不可欠。現在、都道府県単位で予算措置がされているが、地域の実情に合わせて効果的な施策を打つためには、大都市に対しても都道府県並みの財政支援が必要。
- 今後、「重点支援DMO」を核とした観光地の形成に向けて、DMOが観光MICE施策を進める専門組織として、より機動的な事業実施ができるよう、多様な財源確保の強化が必要。
- 国によりDMOを中心とした施策展開が推奨されているなか、インバウンドの誘客を強化する組織であるDMOの、安定的な運営のためには国からの財政支援が必要。

提案・要望内容

- 1 コロナ回復期に各自治体がタイムリーな需要喚起策や事業者支援策、プロモーションを地域特性に合わせて展開できるよう、観光施策に特化して活用できる財政支援の拡充
- 2 DMOに対する事業補助の拡充（各省庁で用意する事業補助メニューの優先利用、都市部の観光施策を想定した事業補助メニューの創設等）及び「重点支援 DMO」の運営に係る財政支援

参考1 横浜市「観光入込客数（実人数）」及び「観光消費額」の推移（2017年～2021年）



参考2 令和4年度 市内観光復興支援事業「Find Your Yokohama キャンペーン」の概要

コロナ禍で影響を受けた市内の観光事業者を支援するため、宿泊クーポン等を活用した旅行需要を喚起するとともに、同様に厳しい状況にある文化芸術関係者を支援するため、市内文化芸術関連イベントのチケット料金の一部をクーポン等により支援し、来場を促進。

【予算額：3億円】

<令和4年5月時点>

- (1) 宿泊クーポンによる宿泊促進
 - ・市内ホテル等への宿泊予約時に利用できる割引クーポンを展開（最大7,500円引き）
 - ・7,000円以上の客室を対象
- (2) 滞在コンテンツクーポン等による来訪促進
 - ・体験コンテンツや入場チケット、文化芸術イベント（公演・展示等）の割引クーポンを展開（最大50%割引）
- (3) 着地型ツアーの割引販売による来訪促進
 - ・日帰りバスツアー等を割引価格で販売
- (4) 対象者
 - ・神奈川県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県、栃木県、静岡県の居住者



郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた 旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援

財務省、農林水産省、国土交通省

- 1 早期のまちづくりに向けた国有地処分条件の特段の配慮
- 2 市施行による土地区画整理事業の検討支援と財政支援
- 3 道路・新たな交通・都市公園・農業基盤・防災機能等の整備に向けた検討支援と財政支援

現状・課題

国

- 平成 27 年の返還を受け、国有地の境界調査等による権利関係の整理や土壤汚染調査を実施中。
- 市街化調整区域内での市施行による土地区画整理事業の実施を可能とする構造改革特別区域法の改正（令和元年 12 月）

横浜市

- 民有地・国有地・市有地が混在し、民有地の地権者約 250 名は、米軍施設として約 70 年間にわたって土地利用が制限されていたため、早期の生活再建を求めている。
- 構造改革特別区域計画を申請・認定（令和 2 年 1 月）。
- 土地区画整理事業、新たな交通、公園整備事業の環境影響評価等手続に着手（令和 2 年 1 月）。
- 郊外部の新たな活性化拠点として、農業振興と都市的土地利用の両立したまちづくりを目指し、「農業振興ゾーン」や「観光・賑わいゾーン」といった 4 つのゾーンからなる土地利用の考え方等を示した、旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画を策定（令和 2 年 3 月）。
- 土地区画整理事業の都市計画決定（令和 4 年 4 月）。

郊外部の新たな活性化拠点の形成に向け、国際園芸博覧会の開催時期を目標に、早期にまちづくりを進めることが必要

- 接收により、長年にわたって自由な土地利用が制限されてきたため、早期に新たな土地利用を図る上でも、必要な都市基盤整備にあたっては、国の積極的な支援が必要。

提案・要望内容

- 1 長年にわたる地元負担を踏まえ市の財政負担の軽減を図るため、早期のまちづくりに向けた国有地の処分条件の特段の配慮
- 2 市施行による土地区画整理事業の円滑な事業推進に向けた支援と財政支援
- 3 将来の土地利用に必要な道路・新たな交通・都市公園・農業基盤・防災機能等の整備に向けた検討支援と財政支援

参考1 旧上瀬谷通信施設地区の特徴

- 平成27年6月に返還された米軍施設跡地で、民有地・国有地・市有地を合わせて、ほぼ全域が市街化調整区域の約242haという首都圏においても貴重な広大な空間。
- 市内でも有数のまとまった農地が広がり、東名高速道路や保土ヶ谷バイパスに近接する、非常にポテンシャルの高い地域。

■総面積 242.2ha

- 民有地 110.0ha (45.4%)
- 国有地 109.5ha (45.2%)
- 市有地 22.7ha (9.4%)

■地権者数 約250名



航空写真



■接収以降の経緯

- 昭和26年3月 米軍が接収
- 平成27年6月 上瀬谷通信施設の全域が返還
- 平成29年11月 民間土地所有者による「旧上瀬谷通信施設まちづくり協議会」設立
- 平成30年12月 市施行による土地区画整理事業の実現に向けて構造改革特区を提案
- 令和2年1月 構造改革特別区域計画の申請・認定
- 令和2年3月 旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画策定
- 令和4年4月 土地区画整理事業の都市計画決定

■撤去が必要となる米軍施設 ※右上航空写真的点線箇所
宿舎・厚生施設（体育館等）・通信受信施設・発電施設等

参考2 基本コンセプトと土地利用計画

- 郊外部の新たな活性化拠点の形成～みらいまで広げるヒト・モノ・コトの行き交うまち～をテーマに位置づけ、広大な土地や、広域における交通利便性などの特性・ポテンシャルをいかし、「農業振興」「観光・賑わい」「物流」「公園・防災」の4つの地区を配置し、まちづくりを進めている。
- 土地利用に伴い発生が想定される交通需要に対応するため、周辺道路（市道五貫目第33号線（八王子街道）・瀬谷地内線）の整備、新たな交通の導入、新たなインターチェンジの整備に向けた検討を進めている。
- まちづくりの起爆剤として、国際園芸博覧会の2027年開催に向けた取組を進めている。



提案の担当 / 都市整備局上瀬谷整備推進部上瀬谷整備推進課長
都市整備局上瀬谷整備推進部上瀬谷交通整備課長

西岡 毅 TEL 045-671-4008
守谷 俊輔 TEL 045-671-4606

市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援

外務省、財務省、国土交通省、防衛省

- 1 市内米軍施設・区域の早期全面返還
- 2 跡地利用の具体化促進のための積極的な支援
- 3 根岸住宅地区の跡地利用に向けた課題解決への支援
- 4 米軍施設及び返還施設周辺の生活環境の維持・向上

現状・課題

国

- 平成 16 年に日米で返還合意された 6 施設・区域のうち、根岸住宅地区と池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地 2 施設・区域が未返還。
- 根岸住宅地区では令和元年 11 月の日米合意に基づき日米共同使用による原状回復作業が開始。

横浜市

- 米軍施設跡地については、市内に残された貴重な資産であることを踏まえ、広大な土地や立地特性等を生かして、地域や市域の活性化、広域的課題の解決に向けた土地利用を推進。
- 根岸住宅地区では、戦後 70 数年にわたって土地利用が制限されてきた民有地の地権者や、不便を強いられてきた周辺住民等の想いを汲み、地域の活性化や魅力的なまちづくりを実現させるため、「跡地利用基本計画」に基づき、事業化を検討中。

市内米軍施設・区域の早期全面返還が必要

- 平成 16 年に返還合意された施設・区域に加えて、横浜港の中心に位置し、活力ある横浜を担う大きなポテンシャルを有する瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックをはじめとした、返還合意されていない施設・区域についても、早期の返還が必要。

跡地利用の具体化を進めるには、米軍施設として長年提供してきた経緯を踏まえた支援が必要

- 跡地利用にあたっては、戦後の接收以降、米軍施設として長年にわたって土地利用が制限され、多大な負担を被ってきた経緯を踏まえ、地元の課題や横浜市の広域的な課題の解決に資するよう、公共公益的な利用の促進や、国有地の処分条件の特段の配慮が必要。
- 跡地とその周辺は、米軍施設として長年提供されていたことで、道路・公園・下水道等の都市基盤整備が極めて遅れているため、早急な整備に向けた国の費用負担等の支援が必要。

根岸住宅地区については、迅速な原状回復作業と接收・提供を要因とした様々な課題の解決が必要

- 土壤汚染や埋蔵文化財の調査、民有地・国有地に存在する全ての国有財産の処理、官民境界の確定等、原状回復作業を適切かつ早期に終了することが必要。
- インフラ整備の立ち遅れ、入り組んだ土地権利関係、根岸住宅地区に囲まれた土地に居住する日本人世帯の生活維持等の様々な課題に対し、国が主体的に取り組み、解決していくことが必要。

提案・要望内容

1 市内米軍施設・区域の早期全面返還

- (1) 返還方針が合意されている、根岸住宅地区、池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地の早期返還
- (2) 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックをはじめとした、返還方針が合意されていない施設・区域の返還促進

2 跡地利用の具体化促進のための積極的な支援

- (1) 財政的負担の軽減に向けた国有地処分条件の弾力的な運用
- (2) 跡地利用に必要な道路や公園整備等、市事業への支援
- (3) 土壤汚染の処理や残存工作物の撤去等の迅速かつ確実な実施
- (4) 返還施設及び返還合意施設の地権者や周辺住民等への丁寧な説明・十分な情報提供

3 根岸住宅地区の跡地利用に向けた課題解決への支援

- (1) 迅速な引き渡しに向けた原状回復作業の早期完了と地権者や周辺住民等への適切な対応
- (2) 入り組んだ土地権利関係の整理等様々な課題に対する国による主体的な解決
- (3) 国が整備した擁壁の恒久的な維持管理
- (4) 根岸住宅地区に囲まれた土地に居住する日本人世帯の生活環境維持・改善に向けた国による主体的な取組

4 米軍施設及び返還施設周辺の生活環境の維持・向上

- (1) 在日米軍の活動に起因する事件・事故等への迅速かつ適切な対処と確実な情報提供
- (2) 市民生活の安心・安全に配慮した施設の維持管理等の徹底
- (3) 根岸住宅地区、池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地における広域避難場所機能の確保

参考 横浜市内の「米軍施設・区域」及び「事業中の返還跡地」

◆鶴見貯油施設 18ha 国有(0%)

◆瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック 52ha 国有 43ha(81%) 水域 11ha

◆根岸住宅地区 43ha 国有 27ha(64%) 全部返還方針を合意済

令和3年3月「根岸住宅地区跡地利用基本計画」策定。
計画に基づき、跡地利用の事業化に向けた検討を進めている。
「文教ゾーン」は横浜市立大学医学部・附属2病院等の再整備の最有力候補。

○旧上瀬谷通信施設 242ha 国有 110ha(45%) (H27年6月返還)

令和2年3月に「旧上瀬谷通信施設跡地利用基本計画」を策定。
郊外部の新たな活性化拠点として、農業振興と都市的土地利用の両立したまちづくりを目指し、新たな交通など基盤整備の検討を進めている。

○旧富岡倉庫地区 3ha 国有 3ha(100%) (H21年5月返還)

平成23年7月に策定した「旧富岡倉庫地区跡地利用基本計画」の実現に向け、跡地利用の検討を進めている。

○旧深谷通信所 77ha 国有 77ha(100%) (H26年6月返還)

平成30年2月に「深谷通信所跡地利用基本計画」を策定。緑豊かな環境を生かした健康・スポーツの拠点形成を目指し、各施設の基本計画策定の手続きを進めている。

◆小柴水域 42ha

○旧小柴貯油施設 53ha 国有 51ha(97%) (H17年12月返還)

令和3年7月30日に「小柴自然公園」として第1期エリアの一部を開園。
令和4年度末第1期エリアの開園に向け、整備を進めている。

◆池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域) 37ha 国有 36ha(99%) 飛び地(1ha)の返還方針を合意済

大規模震災発生時の飛び地への確実な出入りなど、広域避難場所としての機能の確保に向けた国への要望を実施。

◆提供中施設
○返還済施設



横浜都心・臨海地域における都市再生の推進

国土交通省

- 1 国際競争力や魅力・活力を高める都市基盤整備への重点的な財政支援
- 2 「都市再生緊急整備地域」「特定都市再生緊急整備地域」における民間開発事業への継続的な税制・金融支援

現状・課題

国

- 官民が連携して市街地の拠点整備を推進し、日本経済のけん引役として海外から企業・人々を呼び込む魅力ある都市を形成するため、「都市再生緊急整備地域」を指定。土地利用規制の緩和や民間都市開発事業に対する金融・税制の支援を通じ、優良な都市開発事業を推進。
- 都市の国際競争力の強化を図る上で、特に有効な地域を「特定都市再生緊急整備地域」と指定し、地域の基盤となる都市拠点インフラ整備を支援。
- まちなかにおける「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりを更に進めるとともに、コンパクトでゆとりと賑わいのある社会資本整備の取組を総合的に支援。

横浜市

- 「都市再生緊急整備地域」及び「特定都市再生緊急整備地域」について、企業誘致・立地による雇用の創出や観光集客につながる民間開発事業を誘導し、都心臨海部の魅力を高める新たな拠点づくりを推進。
- 横浜の成長をけん引する都心・臨海地域では、力強い経済成長や都市の魅力を高めるため、多くの来街者を引き付ける都市空間の形成や歩行者デッキ整備等、まちの回遊性向上などの取組を推進するとともに、災害に強い「防災・減災まちづくり」を民間と行政で連携して推進。
- これまで取り組んできた歩行者中心のまちづくりの取組をさらに進め、開港以来の歴史的建造物や魅力ある街並みを活かし、横浜らしさや賑わい・親しみを感じる都市空間の形成を推進。



横浜都心・臨海部の発展が、横浜市だけでなく国全体の経済成長に必要

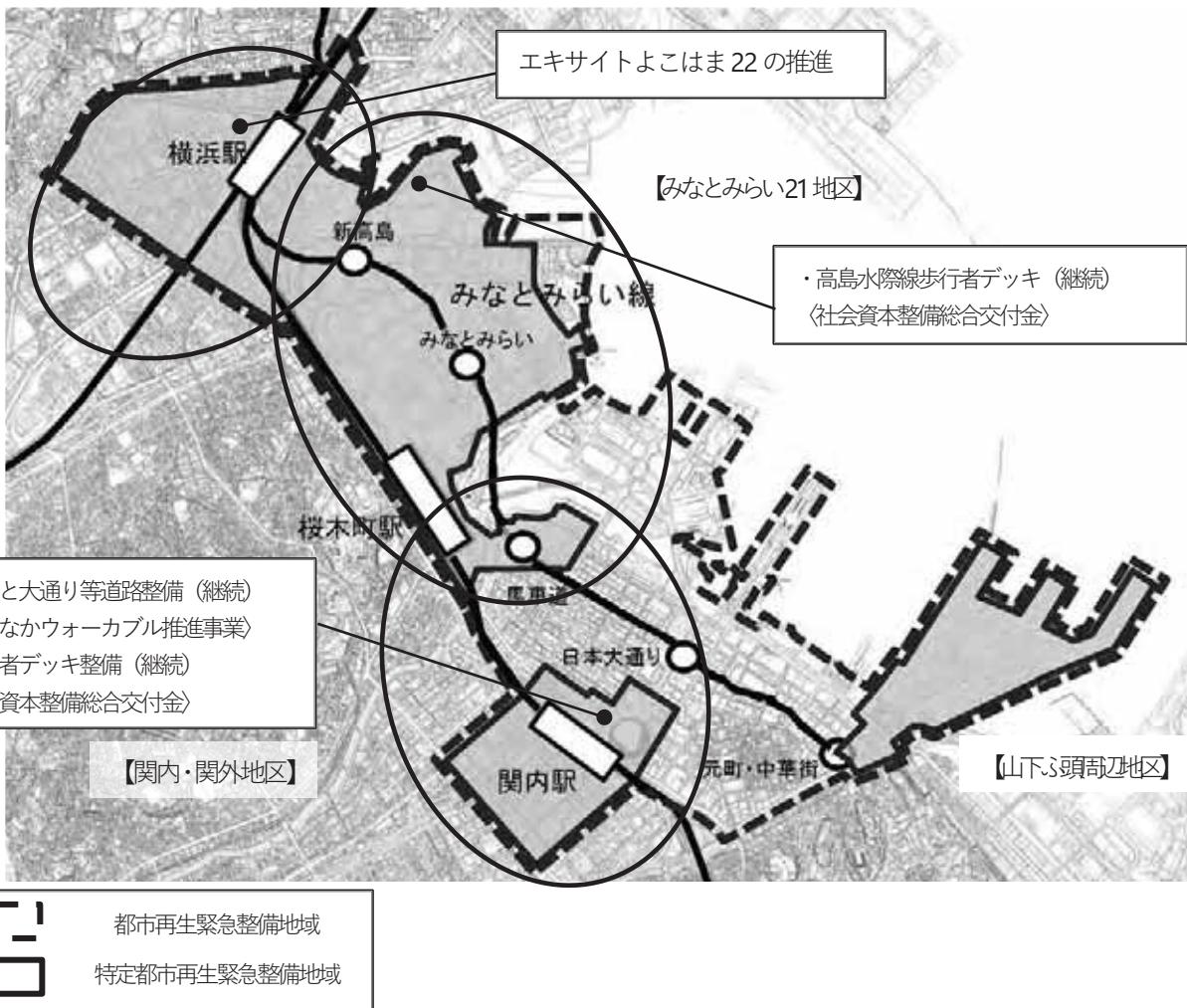
- 人や企業を呼び込み都市の活力を向上させて、「世界が注目し、横浜が目的地となる新しい都心」となるため、民間開発と都市基盤整備に対する金融・税制措置及び財政支援が必須。
- 都心臨海部において、多くの来街者を惹きつける都市空間の形成やまちの回遊性向上等、都市としての魅力・活力を高めるためには、各地区における都市基盤整備の着実な推進が必要。

提案・要望内容

- 1 国際競争力の強化を推進する「横浜都心・臨海地域」における都市基盤整備に対して、社会資本整備総合交付金による重点的な財政支援
- 2 「都市再生緊急整備地域」「特定都市再生緊急整備地域」における、民間事業者による開発事業への継続的な税制・金融支援

参考 「横浜都心・臨海地域」における具体的な整備事業等

【横浜駅周辺地区】



<参考>各地区における主な都市再生の取組

横浜駅周辺地区	エキサイトよこはま 22 の推進、民間開発事業への支援、横浜駅西口駅前広場などインフラの整備
みなとみらい 21 地区	企業誘致、大規模街区等の開発促進、民間開発事業への支援、大規模集客施設の立地に伴う歩行者デッキなどインフラの整備
関内・関外地区	旧市庁舎街区の活用・再開発、民間開発事業者への支援、駅周辺の道路や歩行者デッキなどインフラの整備

提案の担当 / 都市整備局企画部企画課長

都市整備局都心再生部都心再生課長

都市整備局都心再生部都心再生課都心再生担当課長

都市整備局都心再生部横浜駅・みなとみらい推進課長

都市整備局都心再生部横浜駅・みなとみらい推進課担当課長

黒田 崇 TEL 045-671-2005

高井 雄也 TEL 045-671-3972

中尾 光夫 TEL 045-671-3952

浦山 大介 TEL 045-671-3679

後藤 隆志 TEL 045-671-2672

国際園芸博覧会の開催に向けた取組の推進

農林水産省、国土交通省、経済産業省

2027年国際園芸博覧会開催に向けた取組に対する協力・支援

現状・課題

国

- 令和4年（2022年）3月、「令和九年内に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」が施行。
- 同年4月、同法に基づき、博覧会の準備及び運営を適正かつ確実に行うことができる法人として「一般社団法人2027年国際園芸博覧会協会」を指定。以後、同法に基づき、補助金や職員派遣等の支援（予定）。
- 同年6月、BIE（博覧会国際事務局）への認定申請手続き（予定）。

横浜市・一般社団法人2027年国際園芸博覧会協会

- 令和元年（2019年）9月、国際園芸博覧会の承認団体である国際園芸家協会（以下、「AIPH」という。）の総会にて国際園芸博覧会の2027年横浜開催を申請し、承認。
- 令和3年（2021年）11月、「一般社団法人2027年国際園芸博覧会協会」設立。
- 令和4年（2022年）3月、AIPH博覧会委員会にて進捗状況を報告。
- 令和4年度、2027年国際園芸博覧会基本計画策定（予定）。



引き続き、国家プロジェクトとなる国際園芸博覧会の開催に向けた取組の推進が必要

- 横浜市内外での博覧会の認知度向上・理解促進、博覧会への出展や支援といった企業等の参加意欲の向上など機運醸成の取組を加速。
- 博覧会会場周辺のインフラ整備や会場整備、快適で効率的な輸送システムの構築が必要。
- BIEの認定後、多様な主体からの参加を得るため、幅広い参加招請・出展勧奨が必要。

提案・要望内容

- 国際園芸博覧会開催についてBIEの速やかな認定に向けた、協議・調整。また、機運醸成と認知度向上に向けた広報PRへの協力・支援。さらに、参加招請に向けた協力・調整。

参考1 開催概要

- テーマ 幸せを創る明日の風景 ~Scenery of the Future for Happiness~
- 開催場所 旧上瀬谷通信施設 (横浜市)
- 開催期間 2027年3月～9月(6ヶ月間)
- 参加者数 1,500万人 (ICT活用や地域連携などの多様な参加形態を含む)
(有料来場者数: 1,000万人以上)
- 博覧会区域 約100ha
- 開催組織 一般社団法人2027年国際園芸博覧会協会

参考2 旧上瀬谷通信施設

平成27年(2015年)6月に米軍から返還された面積約242haの首都圏最大級の平坦な土地



旧上瀬谷通信施設の位置・交通アクセス



旧上瀬谷通信施設の航空写真

参考3 今後の予定

■これまでの経緯

年度	内 容
2017	・基本構想案の策定
2018	・国への招致要望
2019	・AIPHへの園芸博開催申請・承認 ・「国際園芸博覧会横浜誘致推進協議会」の設立
2020	・「2027国際園芸博覧会推進委員会」の設立
2021	・横浜園芸博覧会具体化検討会報告書の公表 ・国際園芸博覧会開催申請について閣議了解 ・BIE認定協議開始 (BIE総会にてスピーチ) ・AIPH総会にて検討状況報告 ・「(一社)2027年国際園芸博覧会協会」の設立 ・特別措置法が施行
2022	・特別措置法に基づき(一社)2027年国際園芸博覧会協会が開催者として指定

■ 今後のスケジュール (想定)

年度	内 容
2022	・BIE認定申請・認定、基本計画策定など
2023 ～2026	・会場計画・設計・整備、参加招請など
2027	・国際園芸博覧会の開催(3～9月)

■ 国際園芸博覧会(A1)の開催状況 (想定)

年	開催国(都市)	参考(登録博)
2015		ミラノ万博
2016	トルコ(アンタルヤ)	
2019	中国(北京)	
2021		ドバイ万博
2022	オランダ(アルメーレ)	
2023	カタール(ドーハ)	
2025		大阪・関西万博
2027	日本(横浜)	

花と緑を生かした都市の魅力づくりの推進

国土交通省、財務省

- 1 花と緑を生かして都市の魅力や賑わいを高める取組への支援の拡充
- 2 グリーンインフラを活用した、都市部のまとまった緑の確実な保全、都市基盤整備の推進のための支援の拡充

現状・課題

国

- 地域の活性化等を図るため、複数の庭園の連携により魅力的な体験や交流を創出する「ガーデンツーリズム」を推進し、各地域の取組を支援する登録制度を創設（令和元年度）、情報発信を強化。
- 民間による良好な都市環境の形成に資する緑地・オープンスペースの創出・管理を支援する「市民緑地認定制度」を創設（平成29年度）。支援措置として固定資産税等を時限的に軽減。
- グリーンインフラの社会実装を推進するため、「グリーンインフラ推進戦略」を公表、官民連携・分野横断の取組を支援するプラットフォーム（令和元年度）を創設。
- ニューノーマル社会への対応やデジタル化の進展等の社会経済状況の変化等を踏まえ、より柔軟に都市公園を使いこなすための質の高い管理運営についての検討会を開催（令和3年度～）。

横浜市

- 花と緑を生かし、様々な主体が連携して都市の魅力・賑わいを創出する「ガーデンネットレス横浜」（ガーデンツーリズム第1回登録）では観光誘客の取組や民間との連携を強化。
- オープンスペースの緑化を行う市民・事業者への市独自の助成制度とともに、市民緑地認定制度の活用を推進（税制上の軽減措置として、地方税法上の最低限の課税割合（1/2）を設定）。
- 市民税の超過課税である「横浜みどり税」を財源とする「横浜みどりアップ計画」において、民有緑地の保全のため、固定資産税等の軽減、維持管理支援、買入れ申し出への対応等を推進。
- グリーンインフラを活用した持続可能で魅力的な都市づくりを推進するため、公園事業と下水道事業等が連携した雨水浸透機能向上、公共公益施設・民間建築物等の緑化を推進。
- 新型コロナウイルス感染症への対応では、「新しい生活様式」を踏まえた注意喚起や施設の利用再開等、感染拡大防止と公園緑地へのニーズの高まりへの両立を図るため柔軟に対応。

花と緑を生かして都市の魅力や賑わいを高める取組への支援の拡充が必要

- ウィズコロナ・ポストコロナ時代のガーデンツーリズムの推進に向けて、各庭園の特色や魅力を高める環境整備、全国の協議会間の連携による国内外への情報発信の更なる強化等が必要。

グリーンインフラを活用した、都市部のまとまった緑の確実な保全、都市基盤整備の推進が必要

- 相続を契機とした民有緑地の転用・売却が課題となっており、民有緑地を都市部の貴重なグリーンインフラとして位置づけ、相続時の負担軽減等を行う積極的な取組が必要。
- グリーンインフラを活用した都市基盤整備の推進には、自然環境が有する多様な機能や効果を評価する手法や、新たな技術開発・維持管理の手法の開発と実装が課題。

提案・要望内容

- 1-(1) ウィズコロナにおいて注目されたマイクロツーリズムやインバウンドの段階的復活を見据えた戦略的プロモーションにおけるガーデンツーリズムの推進、花と緑による都市の魅力創出や魅力発信、リピーターの確保につながるプロモーション、多言語対応等の受入環境の整備等への支援の拡充、ガーデンツーリズムに登録された協議会間の広域的な連携への支援
- 1-(2) 市民緑地認定制度による固定資産税・都市計画税の軽減に係る時限措置・軽減期間の延長
- 2-(1) 新型コロナウイルス感染症拡大を契機として再認識された、グリーンインフラとしての都市部の緑の確実な保全・創出を図るための、税制上の負担軽減措置等の拡充
- ・特別緑地保全地区や近郊緑地特別保全地区に指定された緑地について、相続税の農地と同様の納税猶予制度の創設、公有地化に伴う譲渡所得に対する所得税の特別控除額の引上げ
 - ・借地公園について、相続税の評価の控除割合の緑地並みへの引上げ、相続税の農地と同様の納税猶予制度の創設
 - ・公園緑地事業の用地として国有財産の買取を希望する地方自治体に対する、国有財産の1/3を無償貸付する優遇措置の全面適用
- 2-(2) グリーンインフラの整備・維持管理に係る技術開発や効果検証手法の構築と実装の推進

参考1 横浜市のガーデンツーリズムの推進

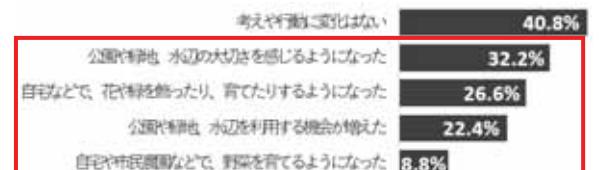
ガーデンネックレス横浜 2021 の開催実績
(令和3年春) みなとエリア、里山ガーデン



- ・里山ガーデンは春開催として過去最多の来場者数を記録
- ・自宅で楽しめる動画配信やSNSによる訴求等を実施
- メディア露出件数 907 件 広告換算額 11.6 億円

参考2 身近な緑の価値に対する再認識

<ここ一年間での、身近な自然環境に関する考え方や行動の変化>



環境に関する市民意識調査(令和3年)
上位5回答を抜粋 n=1,472 複数回答

<今後の横浜のまちがどのようになると良いか>

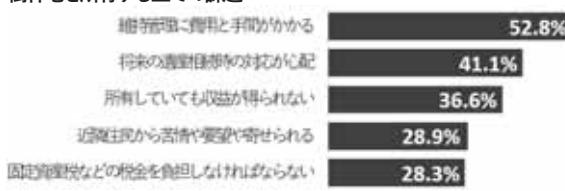


市民意識調査(令和3年)
上位5回答を抜粋 n=2,572 5つまで回答

参考3 横浜市におけるグリーンインフラの推進



<樹林地を所有する上の課題>



横浜市による所有者意識調査(平成29年)
上位5回答を抜粋 n=1,631 複数回答

<国有財産の買取を希望する地方自治体に対する優遇措置の全面適用>

【現状】	国補助金 1/3	自治体負担分 2/3
【提案内容】	国から無償貸付 1/3	国補助金 2/9
		自治体負担分 4/9

道路・河川における防災・減災、国土強靭化の対策推進

国土交通省

- 1 道路事業における国土強靭化関係事業の推進に向けた支援
 - (1) 5か年加速化対策に必要な当初予算を含めた財源の確保と継続した支援
 - (2) 交付金制度の要件緩和
 - (3) 事業費の確保
- 2 無電柱化の推進に向けた支援
 - (1) 無電柱化の推進に向けた財源確保
 - (2) 省スペース・低コスト手法の導入及び地上機器地下化等の普及・実用化
- 3 河川の氾濫防止対策の推進に向けた予算の拡大

現状・課題

国

- 激甚化・頻発化する水災害や切迫する地震災害等への対応、今後加速度的に進行するインフラの老朽化対策等について、取組を加速化・深化を図り、強靭な国土づくりを進めるため、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」を令和2年12月に閣議決定。
- 老朽化対策状況の更なる見える化を図るため、直近5年間の判定区分III・IVと診断された施設の点検結果等を地図上で閲覧できる「全国道路構造物損傷マップ」を公開。
- 無電柱化推進計画において「電線管理者は、国及び地方公共団体と連携しつつ、地上機器や特殊部のコンパクト化・低コスト化について主体的に技術開発を進める」としている。
- 頻発・激甚化する水害に対してあらゆる関係者が協働する「流域治水」へ転換し、全ての一級水系で流域治水プロジェクトの策定を行い、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を加速。

横浜市

- 平成31年3月「横浜市強靭化地域計画」、平成30年12月「横浜市無電柱化推進計画」を策定。
- 市が管理する橋梁1709橋（橋長15m以上の橋梁は857橋）のうち健全度III判定のものは180橋、歩道橋326橋のうち、健全度II判定のものは41橋ある。これらを早期に修繕し、予防保全型管理への移行を目指している。
- 令和元年9月の大雨では、住宅等が近接する未改修河川で浸水被害が発生。
- 令和3年9月に神奈川県と共同し、境川水系・帷子川水系・大岡川水系の流域治水プロジェクトを公表、同年3月に公表済である鶴見川水系と合わせて流域治水を推進。

国土強靭化の推進に向けては、中長期的な視点での支援が必要

- 国土強靭化に関する交付金制度は、災害時にも地域の輸送等を支える道路整備のうち、早期に効果の発現が見込める事業が重点要件となっているが、現行、対象外である中長期的に取り組む事業も、国土強靭化の推進に向けては、必要不可欠。
- 強靭な国土づくりの実現のためには、5か年加速化対策及びそれ以降の継続した支援が必要。

無電柱化事業を推進するための支援が必要

- 無電柱化の実施には、長い整備期間を要し、整備費用が高くなることから、財源の確保が必須。
- 引き続き、事業を推進するには、直接埋設や小型ボックス活用埋設等の省スペース・低コスト手法の導入及び歩行空間確保に資する、地上機器のコンパクト化・地下化の普及・実用化が必要。

未改修河川への対策を着実に推進するために予算の拡大が必要

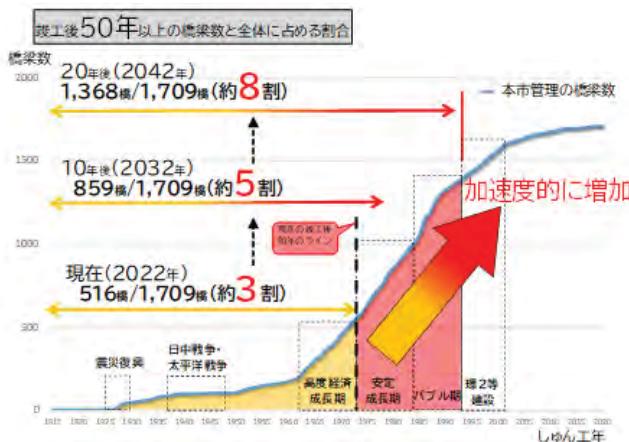
- 近年、未改修河川で台風等の大雨による浸水被害が発生しており、流域治水の基盤となる河川改修の推進が不可欠。
- 都市部の中小河川の改修では、個別補助制度の適用対象とならない事業区間も多くあるため、交付金による所要額確保が必要。

提案・要望内容

- (1) 道路施設の老朽化対策をはじめ、国土強靭化対策を推進するために必要な当初予算を含めた財源の確保及び、5か年加速化対策後の継続した財源の確保
(2) 緊急輸送路をはじめとする幹線道路ネットワークの構築等の中長期的な取組を、道路事業における国土強靭化関係事業の推進に向けた交付金制度の対象要件に追加
(3) 国土強靭化地域計画に基づく事業として実施している、鶴見川人道橋、桂町戸塚遠藤線の整備に係る事業費の確保
- (1) 無電柱化事業の事業費確保のための財政支援の継続
(2) 省スペース・低コスト手法及び地上機器コンパクト化・地下化の普及・実用化
- 河川の氾濫防止対策の推進に向けて、都市部の中小河川の改修に対する個別補助金及び交付金の所要額の確保

参考1 横浜市の橋梁老朽化対策の課題

市が管理する橋梁1,709橋のうち、約80%にあたる1,368橋が竣工後50年以上となり、老朽化はこれから本格化を迎えるため、適切な修繕を実施していく必要がある。



参考2 河川改修の進捗状況と被害発生状況

都市基盤河川改修事業

- ・帷子川 (71.6%)
床上・床下浸水31戸 (平成25年4月6日大雨)
- ・今井川 (69.9%)
床上・床下浸水114戸 (平成16年台風22号)

準用河川改修事業

- ・日野川 (43.8%)
床上・床下浸水45戸 (令和元年9月3日大雨)



提案の担当／道路局計画調整部事業推進課長 森田 真郷 TEL 045-671-2937

道路局計画調整部企画課長 桐山 大介 TEL 045-671-2746

道路局河川部河川事業課長 米多 満芳 TEL 045-671-3981

持続可能な社会の構築に資する下水道事業への支援

国土交通省、財務省

- 1 強靭な都市づくりに向けた浸水対策・地震対策に対する必要な予算額の確保
- 2 激甚化する降雨に備えるグリーンインフラの活用に対する制度拡充
- 3 持続可能な社会の構築に向けた下水道施設の改築に対する支援の継続

現状・課題

国

- 令和2年6月、「気候変動を踏まえた都市浸水対策に関する検討会」において、都市浸水に対する早期の安全度の向上や下水道施設の耐水化の推進等を提言。
- 令和2年11月、財政制度等審議会において、「雨水公費・汚水私費」の原則を踏まえ、汚水処理に要する費用を使用料で賄い公費の投入を抑える議論が進められている。
- 令和2年12月、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」閣議決定。
- 令和3年5月、流域治水関連法公布、同年11月までに順次施行。下水道を含めた流域全体でのハード対策や雨水貯留対策の強化等、流域治水の実効性を高める法的枠組みを整備。
- 令和3年10月、地球温暖化対策計画を改定。2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることとしている。

横浜市

- 気候変動の影響で記録的な暴風・波浪・大雨が発生。災害対策への市民の関心も高まっている。
- 気候変動の適応策として、グリーンインフラを活用した総合的な浸水対策を推進。
- 汚泥処理の集約化、PFI事業、ノズルカメラによる調査等経営の効率化に向けて積極的に推進。
- 下水道施設の急速な老朽化や、国土強靭化、脱炭素化等への対応のため、今後20年間で汚水事業に係る改築事業費が約2倍の約500億円となる見込み。
- 設備更新に併せ高効率・省エネルギー機器を導入する等、多量のエネルギーを必要とする下水処理において、温室効果ガス排出削減に取り組んでいる。

強靭な都市づくりに資する浸水対策・地震対策の推進のため確実な財源確保が必要

- 都市の強靭化につながる下水道のハード整備推進のため、確実な財源確保が必要。
- 横浜駅周辺をはじめとする都市機能が集積する地区や郊外部の雨水幹線、雨水排水施設の耐水化等計画的な基盤整備による浸水対策の着実な推進のため、所要額の確保が必要。

局所的大雨等に伴う都市型の浸水被害に対応するための総合的な浸水対策が必要

- 気候変動への対応策としてグリーンインフラ活用や減災の観点からの総合的な浸水対策が必要。

地球温暖化対策にも寄与する下水道施設の改築に係る予算額の確保が必要

- 公衆衛生の確保や下水処理の省エネルギー化による温室効果ガス排出削減等、下水道が担う公共的・公益的役割の維持・向上のため、下水道施設の改築に係る予算額の確保が必要。

提案・要望内容

- 1 都市の強靭化につながる浸水対策や地震対策等ハード整備を引き続き推進するため「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に係る下水道事業における所要額の確実な確保
- 2 激甚化・頻発化する局所的大雨等に対応するための適応策として、グリーンインフラを活用した総合的な浸水対策を推進するため、社会資本整備総合交付金の対象拡充や新たな支援制度の創設
- 3 公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全等衛生的な生活環境を支える下水道機能の維持に加え、温室効果ガス排出削減等地球温暖化対策にも寄与する下水道施設の改築への国費負担の継続

参考1 雨水幹線の整備



図1：新羽末広幹線（Φ3,000mm～8,500mm）

参考2 横浜市行政における下水道事業の温室効果ガス排出割合

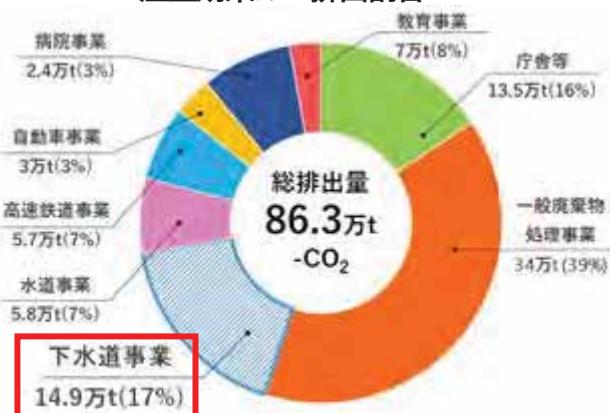
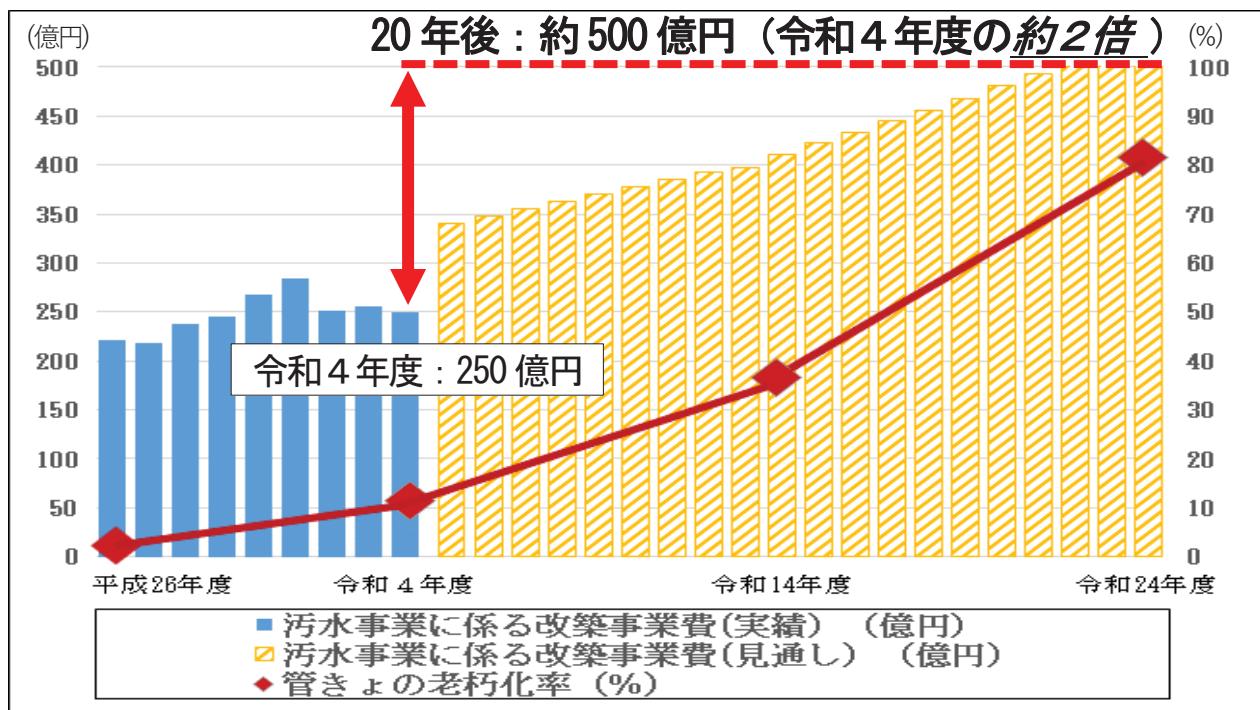


図2：横浜市役所温室効果ガス排出状況

(2020年実績、排出量はCO₂換算)

参考3 横浜市における今後20年間の汚水事業に係る改築事業費の見通し



高速道路の整備推進

国土交通省

- 1 横浜環状南線・横浜湘南道路及びアクセス道路の整備推進
 - (1) 本線の早期開通に向けた整備推進
 - (2) 横浜環状南線の脱硝装置の設置等、環境に配慮した取組の推進
 - (3) 本線へのアクセス道路の事業費確保
- 2 高速道路の安定的な維持管理・更新等による高いサービス水準を維持するための検討の推進

現状・課題

国

- 生産性の高い物流システムの構築、災害発生時のう回路機能、首都圏全体の国際競争力強化を目的に、首都圏3環状道路をはじめとした道路交通ネットワークの早期整備を推進。
- 横浜環状南線及び横浜湘南道路は、圏央道の西側区間で唯一の未整備区間。
- 令和3年8月4日、社会資本整備審議会の国土幹線道路部会において、持続可能な高速道路システムの構築に向けた制度等のあり方について中間答申を公表。

横浜市

- 横浜環状南線及び横浜湘南道路の完成により、国際コンテナ戦略港湾である横浜港の国際競争力が強化、保土ヶ谷バイパス等市内幹線道路が混雑緩和。
- 整備効果を最大限に發揮させるために、アクセス道路について、計画的かつ集中的に整備。
- 横浜環状南線の環境影響評価の手続きにおいて、脱硝装置の導入を市長意見として出したほか、地元からの請願が横浜市会において全会一致で採択。

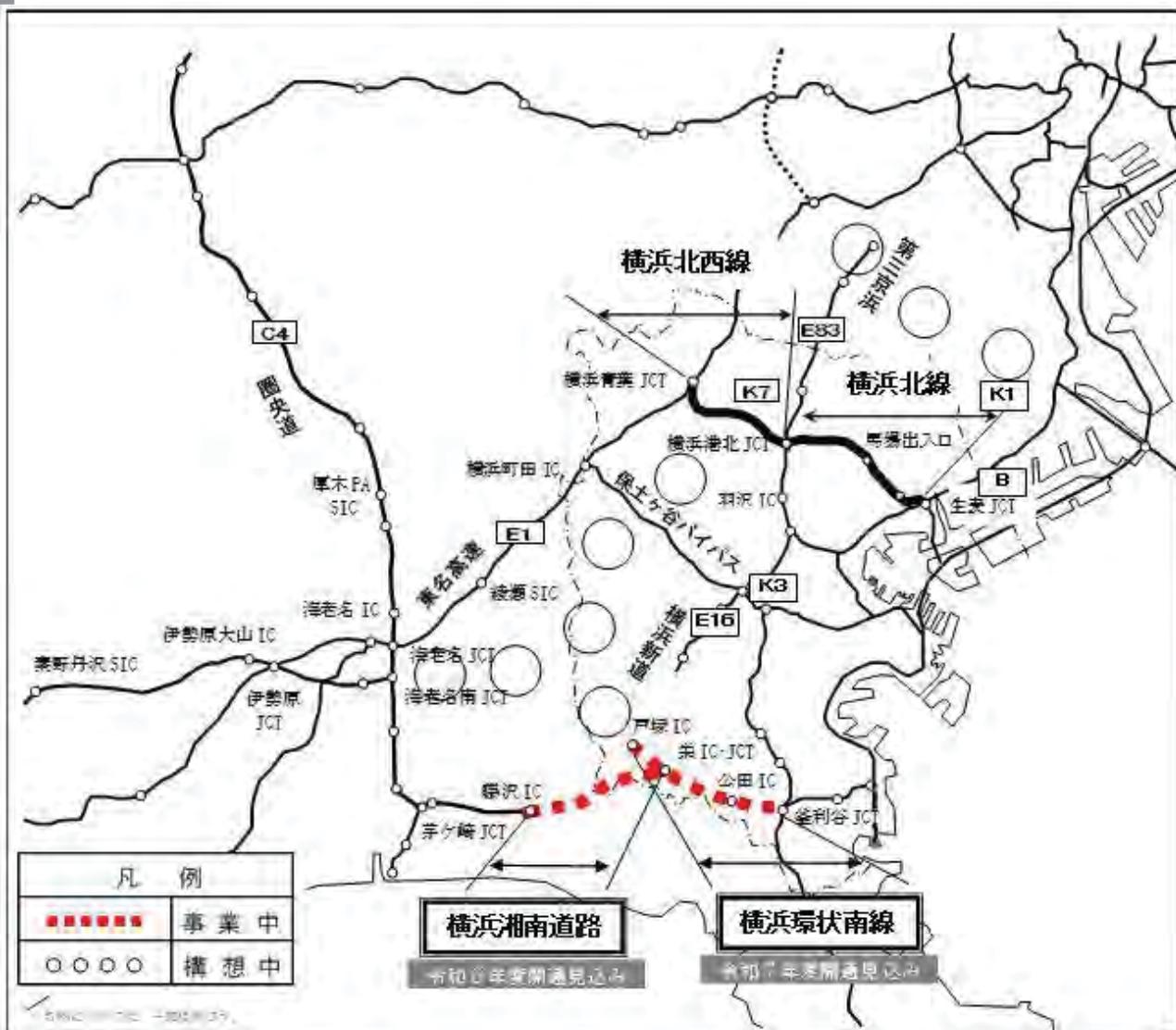
生産性の高い物流ネットワーク構築のため、横浜環状南線・横浜湘南道路の早期開通が必要

- 経済の好循環をもたらす圏央道の整備効果を十分に發揮するため、未整備区間である横浜環状南線及び横浜湘南道路の早期開通が必要。
- 本線及びアクセス道路の早期整備を通じてストック効果を最大限に発現するため、国と地方が一体となった連携が必要。

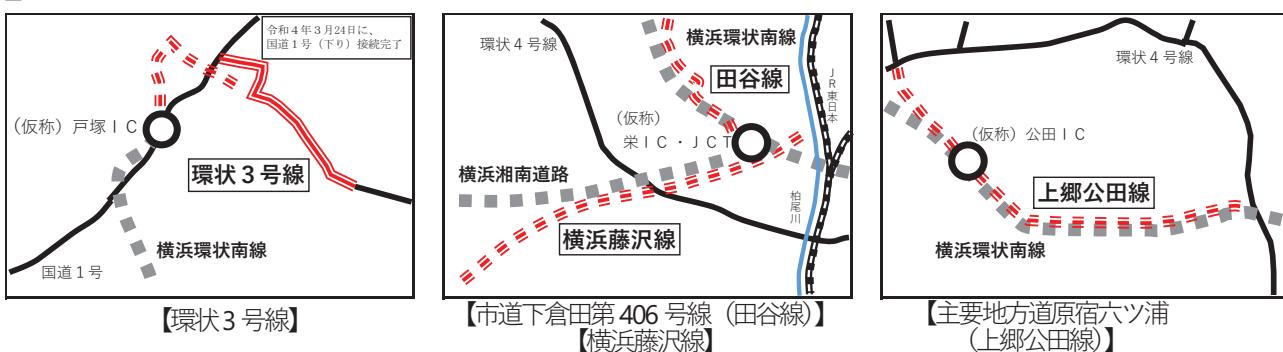
提案・要望内容

- 1 横浜環状南線及び横浜湘南道路の早期開通に向けた整備の推進
 - (1) 本線の早期開通に向けた整備推進
 - (2) 横浜環状南線の整備における脱硝装置の設置等、環境に配慮した取組推進
 - (3) 本線へのアクセス道路（環状3号線、市道下倉田第406号線（田谷線）、横浜藤沢線、主要地方道原宿六ツ浦（上郷公田線））の整備に係る事業費の着実な確保
- 2 国土幹線道路部会の中間答申を踏まえ、持続可能な高速道路システムの構築に向けた検討の推進

参考1 横浜市高速道路広域図



参考2 横浜環状南線・横浜湘南道路 アクセス道路位置図



提案の担当 / 道路局計画調整部事業推進課長

道路局横浜環状道路調整課長

道路局横浜環状道路調整課横浜環状道路調整担当課長

道路局横浜環状道路調整課横浜環状道路調整担当課長

森田 真郷 TEL 045-671-2937

青木 隆浩 TEL 045-671-3985

大橋 男 TEL 045-671-2889

松本 英之 TEL 045-671-2734

市内幹線道路の整備と連続立体交差事業の推進

国土交通省

- 1 直轄国道の整備推進及び補助国道の事業費確保
- 2 重要物流道路の整備推進に向けた支援
- 3 子どもの移動経路における交通安全対策に資する幹線道路整備に対する支援
- 4 幹線道路ネットワーク整備に対する支援の拡充
- 5 横浜市内の渋滞ボトルネック対策の推進
- 6 連続立体交差事業の推進
- 7 道路整備を計画的かつ着実に進めるための道路関係予算の更なる拡大

現状・課題

国

- 地域高規格道路のネットワークの再編・検討を踏まえた新広域道路交通ビジョン・計画を令和3年7月策定、令和4年4月1日に同ビジョン・計画の路線の中から重要物流道路を追加指定。
- 千葉県八街市の交通事故を受け実施した通学路合同点検に基づき、ソフト対策の強化とあわせて実施する交通安全対策について、計画的かつ集中的な支援を可能とする個別補助制度を創設。
- 交通事故防止と駅周辺の交通利便性確保のため、踏切道改良促進法に基づき改良すべきとされた踏切道の対策について、計画的かつ集中的に支援する個別補助制度を令和3年度に創設。
- 国の道路関係予算は平成9年度のピーク時から半減し、事業の進捗に影響。

横浜市

- 補助国道及び市内幹線道路網は、直轄国道とあわせて機能する必要があるが、横浜藤沢線及び横浜北部放射幹線道路（羽沢池辺線）をはじめ、整備が停滞。
- 幹線道路の整備が不十分なため、子どもの移動経路（通学路等）である生活道路に車両が流入。
- 国や県、指定都市で構成する「渋滞ボトルネック検討ワーキング」や「移動性向上委員会」を通じ、渋滞対策の取組を推進しているが、横浜市内の道路はいまだ混雑している状況であり、本市の管理道路では、主要渋滞箇所が91箇所となっている。
- 「横浜市踏切安全対策実施計画」にて次期連続立体交差事業区間として選定した、相模鉄道本線の鶴ヶ峰駅付近については、令和4年度上半期に事業認可を取得し、下半期から工事着手するため、現在、事業化に向けた手続き等を早急に進めている。



幹線道路ネットワーク整備への支援が必要

- 横浜藤沢線及び羽沢池辺線が重要物流道路に指定されたため、整備を進めていくことが必要。
- 子どもの移動経路への通過交通を転換するため、幹線道路整備実現に向けた国の支援が必要。
- 市内の道路の混雑解消に向けて、渋滞対策を国の重点施策の対象とすることが必要。

連続立体交差事業を推進するための支援が必要

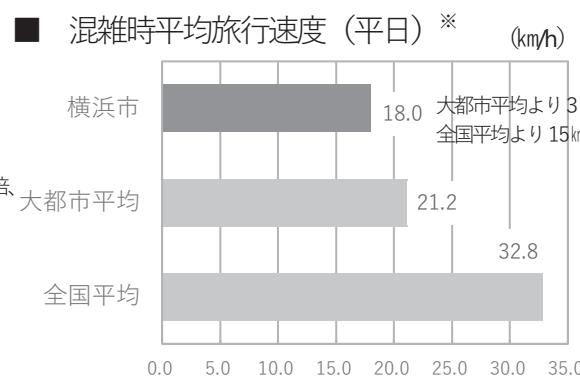
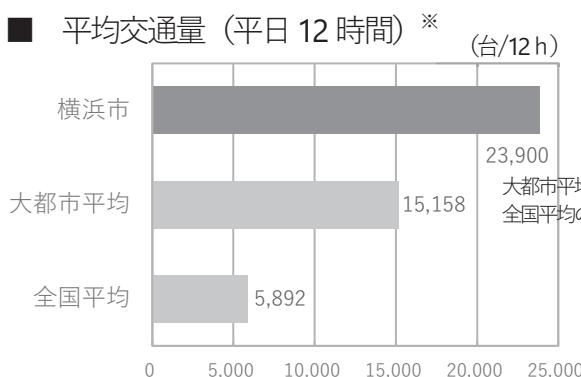
- 連続立体交差事業は、多額の費用と時間を要するため、安定的な国の支援が必要。

提案・要望内容

- 1 直轄国道（一般国道 1 号戸部付近及び一般国道 246 号荏田付近の現道拡幅、一般国道 16 号屏風ヶ浦交差点の改良、一般国道 357 号）の着実な整備及び補助国道（一般国道 1 号保土ヶ谷橋工区及び不動坂工区）の整備に係る事業費の確保
- 2 横浜藤沢線及び横浜北部放射幹線道路（羽沢池辺線）の整備推進に向けた事業費の確保
- 3 交通安全対策に資する山下長津田線（鴨居地区）、桜木東戸塚線（平戸地区）及び横浜逗子線（釜利谷六浦地区）の整備推進への継続的な支援
- 4 **渋滞対策に向けた幹線道路ネットワーク整備に対する支援の拡充**
- 5 一般国道 1 号（戸塚警察署交差点、横浜新道～藤沢バイパス間）の渋滞対策、第三京浜保土ヶ谷 PA 付近における横浜方面の出入口設置、横浜新道の付加車線設置に向けた所要の調査設計等の推進。横浜港などを発着する物流への影響等にも配慮した、高速道路料金の各種割引制度等の見直しや、混雑状況に応じた料金施策の実現
- 6 **相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業の推進に必要な事業費の確保**
- 7 道路整備を計画的かつ着実に進めるための道路関係予算の更なる拡大

参考 1 横浜市における道路交通の状況

(※出典：平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査)

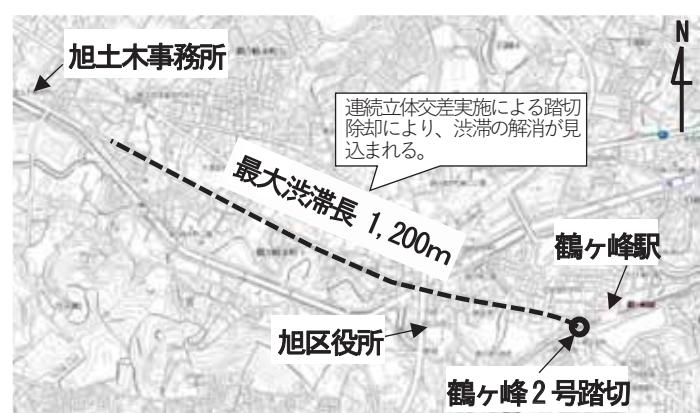


参考 2 連続立体交差事業の整備効果

■ 鶴ヶ峰 2 号踏切における渋滞の様子



■ 鶴ヶ峰 2 号踏切の最大渋滞長 (R29.10 測定)



提案の担当 ／道路局計画調整部事業推進課長
道路局計画調整部企画課長
道路局横浜環状道路調整課長
道路局建設部建設課鉄道交差調整担当課長

森田 真郷 TEL 045-671-2937
桐山 大介 TEL 045-671-2746
青木 隆浩 TEL 045-671-3985
梅津 彰 TEL 045-671-2757

鉄道整備事業の推進

国土交通省

- 1 充実した鉄道ネットワークの構築（高速鉄道3号線の延伸等）に向けた支援
- 2 駅機能の改善や高度化に向けた支援
- 3 神奈川東部方面線整備事業の着実な推進

現状・課題

国

- 交通政策審議会答申第198号において、高速鉄道3号線の延伸、横浜環状鉄道などの路線が「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」として位置づけ。
- 駅利用者の安全確保や利便性向上を図るため、駅の総合的な改善に対して事業内容等に基づき補助金を交付し、整備を促進。また、令和3年12月に「鉄道駅バリアフリー料金制度」を創設し、ホームドアを含むバリアフリー設備の整備を促進。
- 神奈川東部方面線整備事業については、令和元年11月30日に相鉄・JR直通線が開業。令和5年3月の相鉄・東急直通線の開業を目指し、国、県、市、関係者が連携して、事業を推進。

横浜市

- 高速鉄道3号線の延伸（あざみ野～新百合ヶ丘）について、平成31年1月に事業化を判断。令和2年1月に、本路線に関する概略ルート・駅位置について、横浜市・川崎市の両市で合意。令和2年9月に、横浜市条例に基づく環境影響評価計画段階配慮書の手続きを完了。令和12年の開業目標に向け、関係者との協議・調整、行政手続きを進めるとともに、早期の事業着手を目指し、調査・設計の深度化を図る。
- 駅を利用する市民から、駅舎のバリアフリー化や安全対策、新たな改札口・ホームの設置など、駅機能の改善や高度化の要望。平成26年にホームドアの補助制度を創設し、28駅を対象に整備促進。
- 相鉄・東急直通線の開業にあわせて、沿線駅周辺における都市基盤整備等のまちづくりを推進。

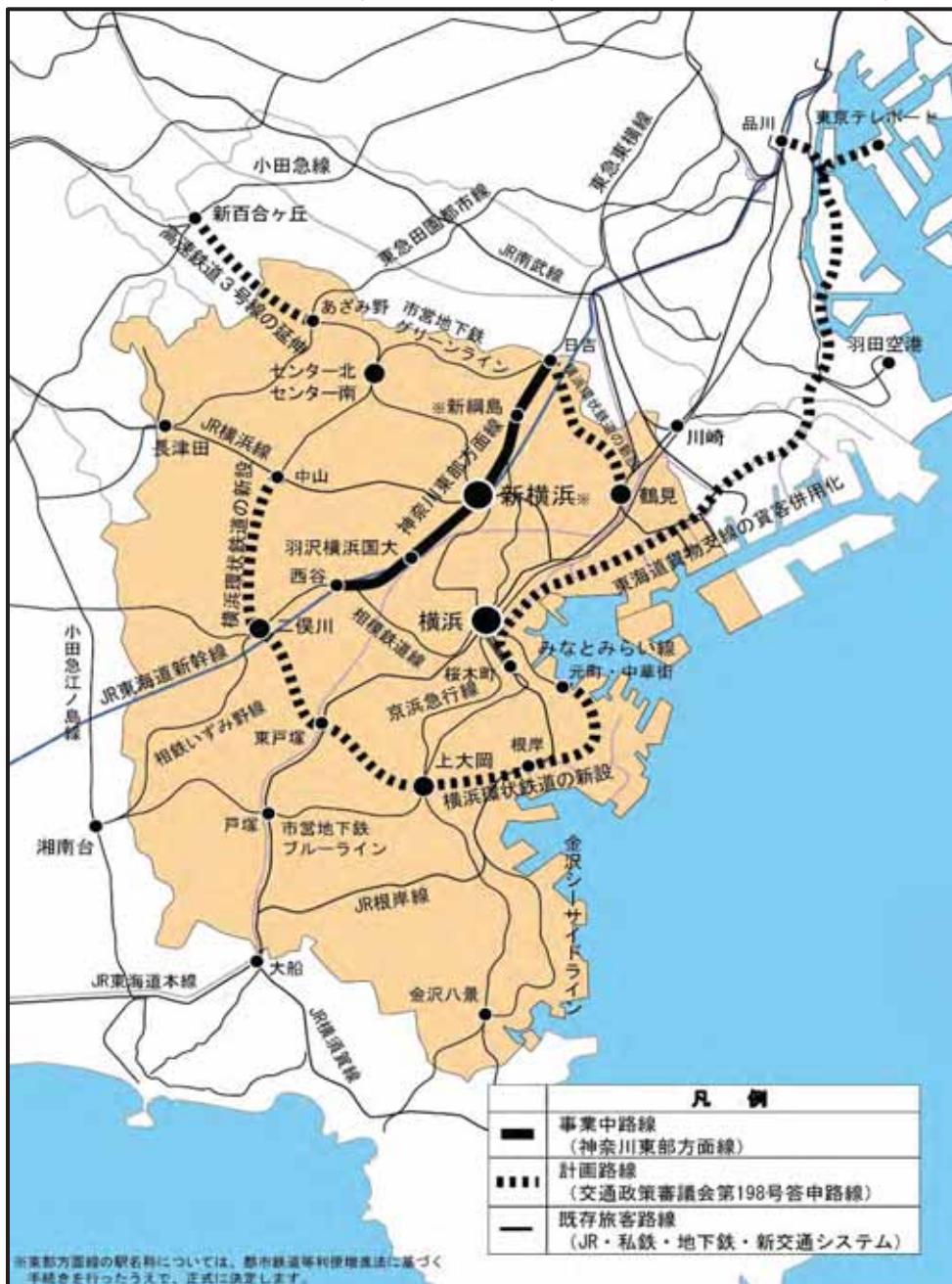
充実した鉄道ネットワークの構築及び利用者の安全確保・利便性向上の取組への国の支援が必要

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による鉄道事業者の減収に鑑み、国の適切な支援が必要。
- 高速鉄道3号線延伸の早期事業着手に向け、事業許可に関する協議及び所要額の確保が必要。
- 「鉄道駅バリアフリー料金制度」の着実な推進を図るとともに、駅ごとの課題解決に向けて制度が柔軟に活用できることが必要。
- 速達性向上や沿線地域の活性化を図るため、神奈川東部方面線整備事業の着実な推進が必要。

提案・要望内容

- 1 充実した鉄道ネットワーク構築のため、交通政策審議会答申へ位置づけられた**高速鉄道3号線の延伸等の事業化に向けた取組の支援や補助制度の拡充**
- 2 駅機能の改善や高度化を支援する制度について、個々の駅の実情に対応できるよう、対象の拡充や柔軟な運用
- 3 神奈川東部方面線整備事業の整備主体である（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構や関係者による工程管理及び事業費の執行管理の実施や、事業費の所要額の確保等、事業の確実な推進

参考 交通政策審議会答申第198号（平成28年4月）に位置づけられた路線（横浜市関連）



提案の担当 / 都市整備局都市交通部都市交通課長
交通局工務部建設改良課長
都市整備局都市交通部都市交通課鉄道事業推進担当課長

村田 功 TEL 045-671-3515
鶴岡 正宏 TEL 045-671-3172
古性 敏幸 TEL 045-671-2716

国際コンテナ戦略港湾の取組の推進

国土交通省、総務省、財務省

- 1 コンテナ取扱機能強化のため D5 コンテナターミナル再整備をはじめとする本牧ふ頭再編、南本牧ふ頭・新本牧ふ頭整備推進
- 2 国際コンテナ戦略港湾の国直轄事業に対する地方負担割合の低減
- 3 国直轄事業による航路・泊地となる市有地や既存施設（上屋等）の補償
- 4 とん税・特別とん税に関する特例措置の適用拡大や内航事業への支援等、コスト低減等による集貨施策の更なる強化
- 5 DX の推進や福利厚生施設の機能拡充・通勤環境改善による、働きやすく生産性の高い港づくりへの支援

現状・課題

世界

- 輸送効率向上のため船舶の大型化や寄港地の絞り込みが進展。

国・横浜市

- 国際コンテナ戦略港湾政策として、「集貨」「創貨」「競争力強化」の3本柱の取組を推進。
- 世界銀行が発表した「2020年コンテナ港湾生産性指数（CPPI）」で横浜港が世界一を獲得。



引き続き世界の海運動向に迅速かつ的確に対応していくことが必要

- 国際基幹航路等に就航するコンテナ船の大型化等に対応するため、大水深岸壁等の整備が必要。

東アジア諸港と競合する中、国策として港湾コスト等を低減していくことが必要

- 海運ネットワークのさらなる拡充のため、税制見直しを含めたコスト低減の推進が必要。

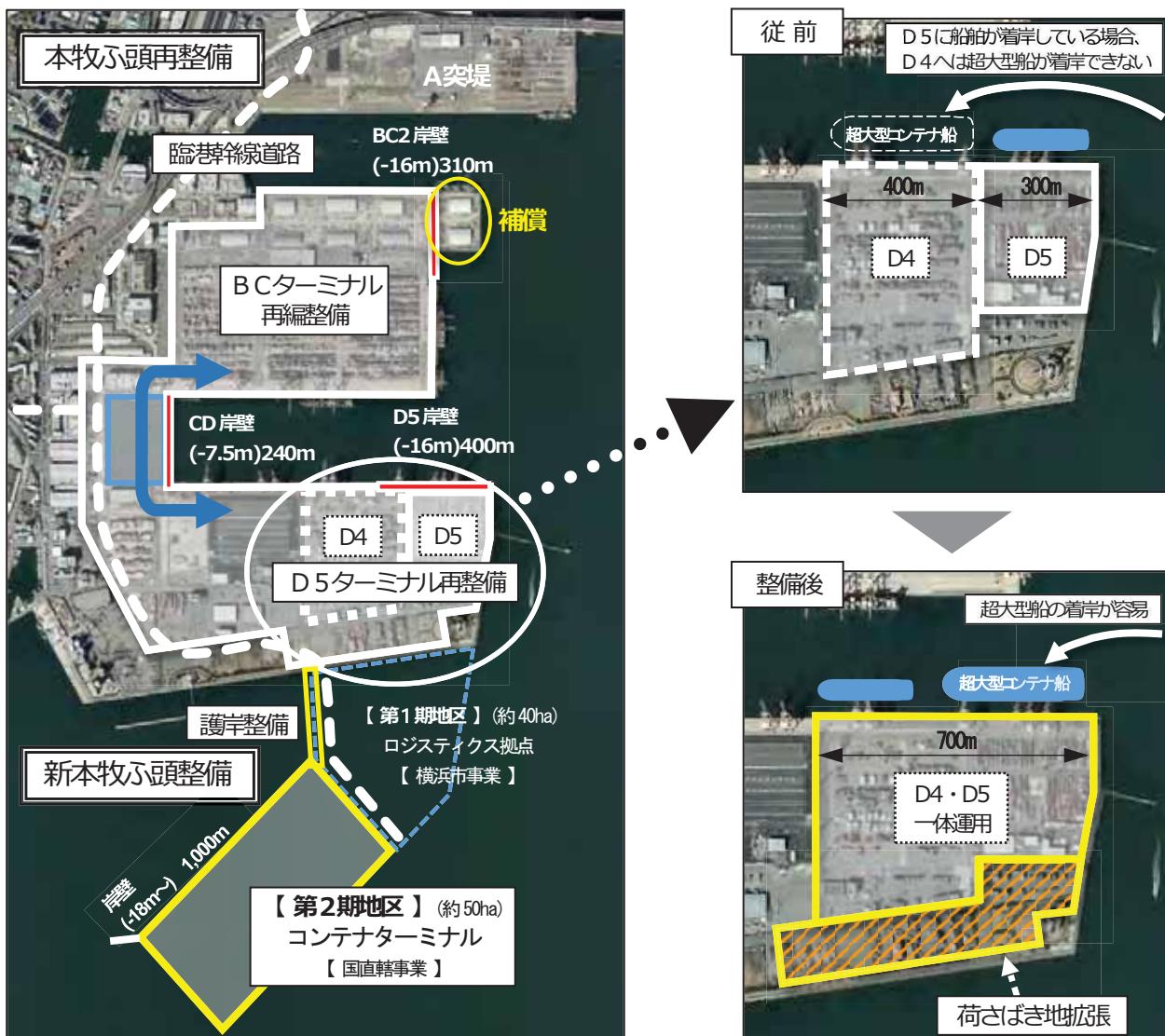
人口減少・超成熟社会の到来を踏まえ、働きやすく生産性の高い港づくりが必要

- 今後も物流機能を維持・向上させていくため、DX の推進や働きやすい環境整備が必要。

提案・要望内容

- 1 本牧ふ頭 D5 コンテナターミナル再整備や荷さばき地拡張、南本牧ふ頭コンテナターミナルの荷さばき地拡張、我が国の将来を担う物流拠点として新本牧ふ頭の着実な整備
- 2 国際コンテナ戦略港湾の国直轄事業における地方負担割合低減。ターミナル用地の国有化の推進
- 3 本牧ふ頭の再整備に関連し、岸壁・航路・泊地とするために除却する市有地や支障となる既存施設の撤去に対する「国土交通省の直轄の公共事業の施行に伴う公共補償基準」の適用
- 4 とん税・特別とん税の特例措置の国際基幹航路の定義に合わせた中南米・豪州・アフリカ航路への拡大のほか、内航事業に関する税負担の軽減等の取組の推進
- 5 荷役機械の遠隔操作などの実証事業推進や CONPAS の運用拡大。トラックドライバーを含めた港湾厚生施設の機能拡充・整備等の働きやすく生産性の高い港づくりへの支援

参考1 本牧ふ頭・新本牧ふ頭における事業



参考2 南本牧ふ頭における事業



参考3 国直轄事業の地方負担割合

(新本牧ふ頭整備の例)

施設名称	負担割合	
	現在	要望
岸壁	3/10	3/10以下
荷さばき地	1/3	1/3以下
防波堤	1/3	1/3以下
防波堤機能を有する護岸	4.5/10	1/3以下

提案の担当

/ 港湾局港湾物流部物流企画課長
港湾局政策調整部新本牧事業推進課長
港湾局政策調整部政策調整課長
港湾局港湾物流部物流運営課担当課長
港湾局港湾物流部物流運営課長

氏家 治 TEL 045-671-2714
米森 勝行 TEL 045-671-7373
洞澤 実 TEL 045-671-2877
山本 智 TEL 045-671-2919
永田 実 TEL 045-671-2873

国際クルーズの再開と港の賑わい創出

国土交通省、厚生労働省、外務省

- 1 国際クルーズ再開に向けた検疫体制の明確化、ガイドライン等の策定、国際ルールの確立
- 2 山下ふ頭における岸壁の耐震強化、臨港幹線道路（新港地区～山下ふ頭～本牧ふ頭）の国直轄事業による整備

現状・課題

国

- ポストコロナの持続的な成長を目指し、観光・インバウンドの再生について官民一丸で取り組む考え。（令和3年6月18日閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針2021」）
- 国際クルーズ再開に向け、感染症や危機管理の専門家等の意見を聞きながら、関係業界が整備するガイドラインを監修、クルーズの安全・安心の確保に関する検討を実施。

横浜市

- 国のガイドラインに加え、全乗客の乗船前PCR検査、船内におけるPCR検査体制の配備、船内で感染が発生した場合の宿泊施設・移動手段の手配、寄港地における陽性者受入条件の事前確認等を行うことで、令和2年11月に国内クルーズが再開。令和3年のクルーズ客船の寄港回数は72回にのぼり瀬戸内海を巡る観光船を除き全国第一位。
- 山下ふ頭再開発の新たな事業計画案の策定に向け、市民・民間事業者等の皆様からの意見・事業提案募集を実施中。

国際クルーズ再開のため、検疫体制の明確化、ガイドライン等の策定、国際ルールの確立が必要

- 錨地及び岸壁における検疫、陽性者発生時の検査、必要に応じた濃厚接触者の特定、隔離期間・施設等のオペレーションと地元保健所の役割分担等、検疫体制の明確化が必要。
- 本格的な国際クルーズの再開に向けて、国が監修した統一的なガイドライン等の策定が必要。
- 港、船籍、船会社等がそれぞれ別の国である場合の対処に関する国際ルールの確立が必要。

山下ふ頭の新たな街づくりのため、防災機能の向上と埠頭間を連絡するアクセスの強化が必要

- 港湾計画に位置付けた耐震強化岸壁や臨港幹線道路の国直轄事業による整備が必要。

提案・要望内容

- 1 国際クルーズ再開に向け、錨地及び岸壁における検疫、陽性者発生時の検査、必要に応じた濃厚接触者の特定、隔離期間・施設等のオペレーションと地元保健所の役割分担等、**検疫体制の明確化**。**国が監修した統一的なガイドライン等の策定**。港、船籍、船会社等がそれぞれ別の国である場合の対処に関する**国際ルールの確立**
- 2 山下ふ頭の新たな街づくりに向けた、防災機能の向上と埠頭間を連絡するアクセスの強化のため、港湾計画に位置付けた**耐震強化岸壁や臨港幹線道路の国直轄事業による整備**

参考1 国内クルーズ再開に向けた本市独自の取組

<本市独自の取組>

- ・全乗客の乗船前の PCR 検査
- ・船内における PCR 検査体制の配備
- ・船内で感染が発生した場合の宿泊施設・移動手段の手配
- ・寄港地の感染者受入の事前確認

※現在では、国内共通ルール



令和2年11月から国内クルーズ再開



令和3年の横浜港におけるクルーズ客船の
寄港回数は 72回
(瀬戸内海を巡る観光船を除き全国第一位)



参考2 山下ふ頭における事業（耐震強化岸壁と臨港幹線道路等）



提案の担当 ／ 港湾局みなと賑わい振興部客船事業推進課長

高橋 哲 TEL 045-671-7237

港湾局山下ふ頭再開発調整室山下ふ頭再開発調整課担当課長

荻原 浩二 TEL 045-671-7325

港湾局港湾物流部物流企画課長

氏家 治 TEL 045-671-2714

安全・安心で環境にやさしい港づくり

国土交通省、経済産業省、厚生労働省、外務省

- 1 カーボンニュートラルポート (CNP) 形成に向けて、水素供給インフラやクルーズ船・コンテナ船への陸上電力供給設備の整備等に対する支援
- 2 港湾機能維持のため、国主導による検疫体制等の強化及び検疫岸壁の整備
- 3 津波・高潮・高波対策として海岸保全施設等の整備に対する事業費の確保
- 4 「ヒアリ」等の特定外来生物の侵入・定着防止対策の強化
- 5 SOLAS 制限区域における確実な警備体制の確保に向けた支援

現状・課題

国

- 2050 年までにカーボンニュートラル・脱炭素社会の実現を目指すことを宣言。
- 日米豪印による首脳会談 (QUAD) の共同声明における脱炭素化に向けた活動の連携。

横浜市

- 横浜港・川崎港カーボンニュートラルポート (CNP) 形成推進会議を開催。
- NEDO の調査事業で「横浜港における CNP 形成に向けた水素利活用システム検討調査」に着手。
- 民間エネルギー供給事業者と「水素サプライチェーン構築に向けた連携協定」を締結。



CNP 形成に向け、次世代エネルギーの利活用や国・民間事業者との連携が必要

- 民間事業者による水素の輸入拠点化と合わせて、パイプラインをはじめとする水素供給インフラ整備等に向け、グリーンイノベーション基金等の資金、法制度の設計、高度な技術の確立が必要。
- 東日本では陸上電力と船内で使用される電気の周波数が異なるため、周波数変換装置が必要。
- 陸電設備には、周波数変換装置をはじめとする整備費やランニングコストが多額となるため、国による支援が必要。

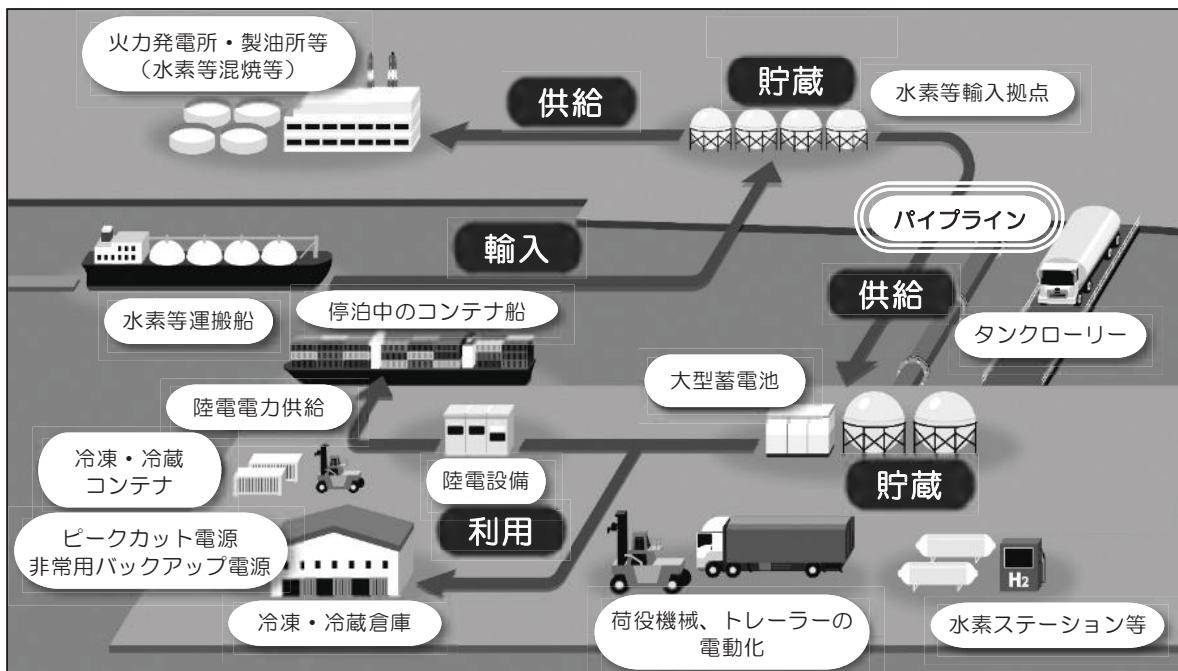
安全安心な港づくりに向け、大規模災害への備え、水際対策が必要

- 防護レベルの津波や高潮等から人命や財産を守るため、海岸保全施設の早期整備が必要。
- 特定外来生物等の侵入を水際で抑えるため、国際的な対策が必要。

提案・要望内容

- 1 パイプラインをはじめとする水素供給インフラ整備等に対する資金、法制度の設計、高度な技術の確立や、クルーズ船・コンテナ船・LNG バンカリング船への陸電設備の整備等に対する支援
- 2 鎚地検疫を原則とした検疫体制の確保、国全額負担による検疫岸壁の整備
- 3 津波・高潮・高波への対策のため、海岸保全施設等の早期整備に必要な事業費の確保
- 4 特定外来生物の侵入に対し、海外の積出港での対策徹底を要請する等の対策の強化
- 5 SOLAS 制限区域の保安対策徹底のため、警備員の増員や労働環境改善に対する支援

参考1 港湾エリアにおけるサプライチェーン構築のイメージ



参考2 世界の主要港における陸電設備導入の状況

国名	クルーズ船及びコンテナ船用の陸電設備	
	導入済の港	導入計画がある港
米国	ロサンゼルス(コンテナ・クルーズ)、ロングビーチ(コンテナ・クルーズ)、シアトル(クルーズ)、ニューヨーク・ニュージャージー(クルーズ)	
カナダ	バンクーバー(コンテナ・クルーズ)	
スペイン		バルセロナ(コンテナ・クルーズ)
ベルギー		アントワープ(コンテナ)
オランダ		ロッテルダム(コンテナ・クルーズ)
ドイツ	ハンブルグ(クルーズ)	ハンブルグ(コンテナ)
中国	上海(クルーズ・コンテナ)、深セン(コンテナ・クルーズ)、広州(コンテナ)、寧波舟山(コンテナ)、青島(クルーズ)	

出典：第3回 横浜港・川崎港カーボンニュートラルポート形成推進会議資料（WGの取組状況について）より抜粋

参考3 船舶向け陸電設備

クルーズ船への陸電供給



出典: IAPH / WPSP SUSTAINABILITY AWARDS 2021

陸電供給を予定している LNG バンカリング船



エコバンカーシッピング社提供

提案の担当



港湾局政策調整部政策調整課担当課長
港湾局港湾管理部港湾管財課担当課長
港湾局政策調整部政策調整課長
港湾局港湾管理部施設管理課長

中村 仁

TEL 045-671-7279

野路 靖雄

TEL 045-671-2867

洞澤 実

TEL 045-671-2877

箕輪 竜一

TEL 045-671-7221

公共施設の老朽化対策の推進

国土交通省、総務省、文部科学省、環境省

- 1 港湾、河川、公園の老朽化対策にかかる補助金・交付金の対象施設・事業の拡充、規模要件の緩和とそれに伴う所要額の確保
- 2 公共施設等適正管理推進事業債の更なる対象事業の拡大及び恒久化
- 3 学校施設の老朽化対策に必要な制度の見直し
- 4 廃棄物処理施設等の整備に関する更なる支援の拡充及び二酸化炭素排出削減に寄与する設備改修に対する支援の新設

現状・課題

国

- 地方自治体に対し、施設ごとの「個別施設計画」の定期的な更新、内容の充実化等を指示。
- これまで防災・安全交付金に位置付けられていた、港湾、河川の老朽化対策にかかる事業について、令和4年度から個別補助事業化。
- 公共施設等適正管理推進事業債は、令和3年度までの措置とされていたが、事業期間が令和8年度まで延長され、新たに「脱炭素化事業」が追加。一方、「長寿命化事業」は、依然として、一部公共施設・インフラに対象が限定。
- 新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進及び脱炭素化の推進に向けて、複合化を伴う改築（建替）及び長寿命化改修の補助率を1/3から1/2に引き上げ、脱炭素化の取組に対する支援を拡充。
- 防災・減災、国土強靭化の推進に向けて、学校施設の老朽化対策、非構造部材の耐震対策、避難所としての防災機能強化等に係る事業予算を令和3年度補正により確保。
- 焼却工場等の廃棄物処理施設の整備には交付金等による支援を実施しているが、施設・設備により交付メニュー（交付率や支援対象）が異なる。

横浜市

- 高度経済成長期以降に大量かつ集中的に公共施設を整備。一部の施設は既に老朽化が深刻化し、今後多くの課題を抱えた老朽化施設が急速に増加。公共施設の保全や更新は、横浜市公共施設管理基本方針に沿った一層の計画的な実施が必要。
- 令和2年度までに策定した道路、河川、港湾、公園等31の個別施設計画に基づき更新。
- 平成29年5月策定の「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」に基づく改築（建替）について、長期財政推計等を踏まえ、新たな耐用年数評価に基づき超長期の耐用年数が見込める学校施設について長寿命化、建替時期を後倒す平準化を進めるよう方針見直し。
- 学校施設は、厳しい財政状況を踏まえ、状態監視保全により対応しているが、対象施設の増加に加え、EV設置等のバリアフリー化や照明のLED化等必要な改修も拡大。
- 安定したごみの収集・運搬・処理・処分が求められている中で焼却工場等の廃棄物処理施設の老朽化が進んでいるが、財源不足から効果的な対策が進められていない。
- 脱炭素社会の実現に向けて、焼却工場で創出した電気や熱は、CO₂排出ゼロの環境にやさしいエネルギーとして注目されている。

長寿命化や安全確保を柱とする公共施設の保全更新の計画的な実施のための財源確保が必要

- 公共施設のメンテナンスサイクルを計画的かつ確実に循環させ、老朽化対策を推進するためには、国の財政面での支援が必要不可欠。

膨大な学校施設の老朽化対策のために制度の見直しが必要

- 校舎配置に課題がある学校や崖地対策が必要な学校、また、激甚化する風水害対応として建物の高層化等が必要な学校は、改築（建替）が必要。
- 人口減少に対応した公共施設の統廃合にあたり、残す施設は広域的施設として機能拡充が必要。
- 学校施設環境改善交付金については、国の当初予算で十分な金額が確保できず、補正で各自治体が必要としている額を計上することが常態化。例えば、令和3年度補正（令和4年2月）を全額繰越して、令和4年度に工事を実施するが、入札不調等により令和4年度に完成しない場合、交付金の繰越は1回までと決められており、令和5年度へ繰越すことができないため、所要額を当初予算において確保し、その年度に工事を実施することが必要。

廃棄物処理施設等の整備及び二酸化炭素排出削減に係る設備改修における財政負担の軽減が必要

- 大きな財政負担を伴う、焼却工場の新設・更新及び基幹改良には、国からの財政支援が必須。
- 中継輸送施設等の廃棄物処理施設や管理棟・収集事務所といった老朽化した関連施設を計画的に補修するためには、財政面での支援が必要。
- 基幹改良以外のCO₂排出削減に寄与する設備改修には財政措置がなされておらず、先行的な取組が困難。

提案・要望内容

- 1 港湾、河川、公園の老朽化対策等を支援する社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、個別補助事業について、地方自治体が公共施設のメンテナンスサイクルの実情に合わせて柔軟に事業執行できるよう、**対象施設・事業の拡充及び規模要件の緩和**
- 2 公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進する公共施設等適正管理推進事業債について、**老朽化対策等の課題が生じている全ての施設に対象を拡充し、令和8年度までの時限措置を地方自治体が長期的な視点で公共施設等の老朽化対策を計画的に実施できるよう恒久化**
- 3 膨大な学校施設の老朽化対策に必要な制度の見直し
 - (1) 築80年以上の超長期の耐用を目指す長寿命化や、浸水・崖地対策を伴う不適格改築（建替）等について、複合化・集約化の有無にかかわらず補助率を1/2に引き上げ
 - (2) 学校施設環境改善交付金について、地方自治体の事業実施必要額を当初予算において確保
- 4 廃棄物処理施設等の整備に関する更なる支援の拡充及び二酸化炭素排出削減に寄与する設備改修に対する支援の新設
 - (1) 廃棄物処理施設の新設・更新及び基幹改良について交付対象の拡大及び交付率の引き上げ
 - (2) 中継輸送施設等の廃棄物処理施設や管理棟・収集事務所といった関連施設についても交付対象に拡大
 - (3) 基幹改良以外の、CO₂排出削減に寄与する焼却工場の設備改修に対して、新たな財政措置を実施

参考1 老朽化対策にかかる補助金・交付金の対象施設・事業の拡充と規模要件の緩和等

	現状	提案内容
港湾事業	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化対策事業は、規模要件「2億円以上かつ5億円を超えない」に該当しない事業が多く、補助率も建設又は改良より低い。 管理受託を受けている国有施設も含め、計画的な維持修繕の確実な実施が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化対策事業における規模要件緩和及び補助率の引き上げ。 老朽化が進む国有施設について、国直轄事業による大規模修繕の実施。
河川事業	<ul style="list-style-type: none"> 地下式遊水地のく体等、建築物に対する老朽化対策、長寿命化が対象となっていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 地下式遊水地のく体等、建築物の老朽化対策、長寿命化への対象拡大等の規制緩和。
公園事業	<ul style="list-style-type: none"> 公園施設の長寿命化対策支援事業について、規模要件「2ヘクタール以上」に該当しない事業が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 公園施設の長寿命化対策支援事業における規模要件緩和。



大規模修繕が必要な
「臨港道路本牧・大黒ふ頭連絡線」



鳥山川遊水地 壁面のひび割れ

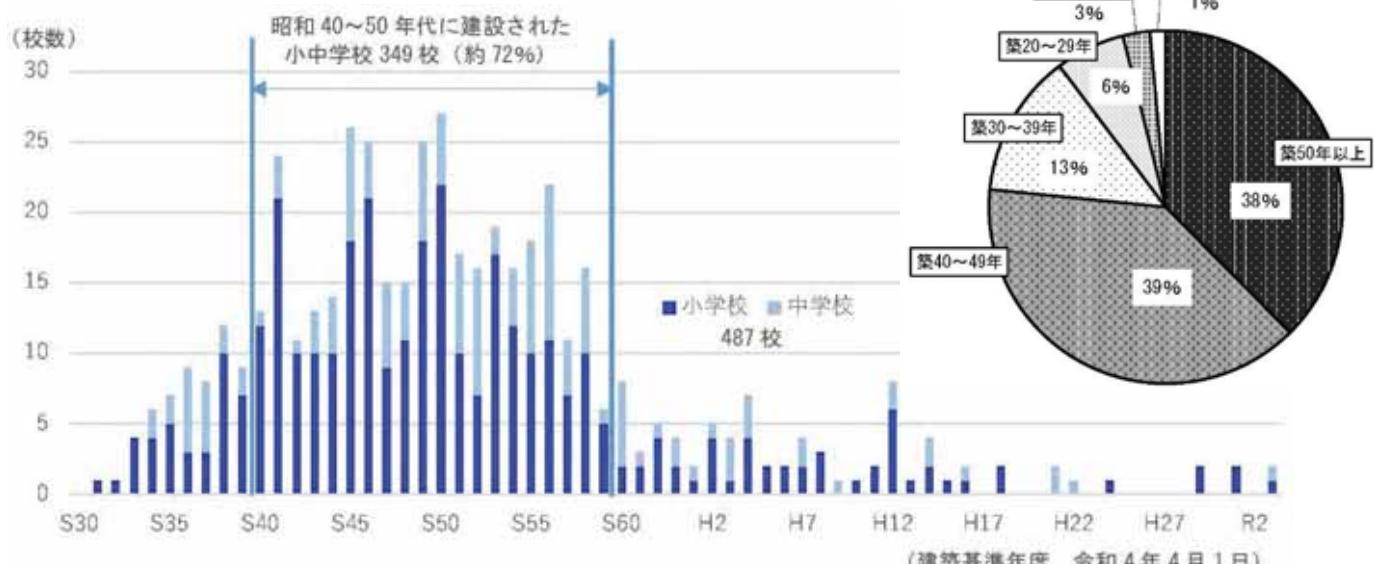


金沢区 改築が必要な公園

参考2 横浜市の学校施設の年度別整備と老朽化の状況

横浜市では、学齢期人口の急増に対応し、昭和40年代から50年代にかけて学校施設を集中的に整備。従来は築40年程度で改築を行っていたが、現状では7割以上の学校が築後40年以上経過。それを踏まえ、維持管理等を適正に行うことで長寿命化を図るとともに、築70年を超えない範囲で平準化して改築を実施。

横浜市立小・中学校の建設年度



参考3 循環型社会形成推進交付金等の対象施設・設備の拡充

			現 状	提案内容		
廃棄物処理施設	工場新設・更新	交付対象設備及び率	ボイラー・蒸気タービンなどの高効率エネルギー回収設備のみ1／2 その他の設備については1／3	一律で1／2		
基幹改良	対象施設	対象は工場・資源化施設 中継輸送施設、最終処分場は対象外	対象の設備はCO ₂ 排出削減に寄与するもの その他の設備は対象外	中継輸送施設※、最終処分場も対象		
		対象設備		中央監視制御装置等の重要設備の基幹改良も対象		
関連施設の新設・更新 (工場の管理棟や収集事務所)		財政措置がなされていない		対象施設の拡大		
工場のCO ₂ 排出削減に寄与する改修		基幹改良以外のCO ₂ 排出削減に寄与する改修には財政措置がなされていない		財政措置の新設		

*中継輸送施設は、昭和50年代から全国に先駆けて本市が導入した処理体制であり、効率的な収集運搬体制の構築だけでなく、焼却工場数の効率化や大規模化に伴う発電能力増大化にもつながるため、施設の更新は、二酸化炭素の排出抑制に寄与する。



金沢工場 穴を開いたボイラ水管



ボイラ水管穴あき詳細



緑選別センター 老朽化したコンベヤ

参考4 焼却工場における発電実績

[kWh]

令和3年度	鶴見工場	旭工場	金沢工場	都筑工場	計
発電電力量	83,693,520	50,712,270	101,645,500	104,190,350	340,241,640

提案の担当	／	財政局公共施設・事業調整室公共施設・事業調整課長	山本 淳一	TEL 045-671-3918
		財政局財政部財源課長	足利 有喜	TEL 045-671-2185
		教育委員会事務局施設部教育施設課長	奥村 誠	TEL 045-671-3230
		教育委員会事務局施設部教育施設課担当課長	山本 和弘	TEL 045-671-3186
		資源循環局適正処理計画部施設課長	荒井 昌典	TEL 045-671-2527
		資源循環局適正処理計画部施設計画課長	舛谷 健之	TEL 045-671-4145

災害に強い水道システム構築に向けた更新・耐震の推進

厚生労働省

- 1 水道施設の更新・再構築事業に対する新たな財政支援制度の創設
- 2 水道施設の災害対策の推進に対する財政措置の拡充及び運営基盤の強化に向けた継続的な財政支援

現状・課題

国

- 「国土強靭化基本計画」に基づく「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策（令和3～7年度）」（令和2年12月11日閣議決定）の重点対策の一つに、「水道施設の耐災害性強化対策及び上水道管路の耐震化対策」を掲げ、同取組を加速化・深化。
- 本施策に基づき、水道施設再編推進事業の創設など「生活基盤施設耐震化等交付金」等を通じた財政支援を段階的に拡充。

横浜市

- 節水機器の普及・高性能化、企業のコスト削減、今後的人口減少に伴い、使用水量は一層減少。
- 水道施設の老朽化が進んでおり、浄水場の再整備や管路の更新等を推進。
- 水道施設の更新・耐震化の資金確保のため、**企業債充当率の見直し**（令和2年度以降、35%→40%）や、**料金改定**（令和3年7月施行、平均改定率12%）を実施。
- 料金改定によって、一定の增收は図られているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、見込んだ収入は確保できていない。



水道施設の更新・再構築事業に対する新たな財政支援の確立が必要

- 老朽化した浄水場等の更新や長寿命化を図るための事業及び水道システムの再構築事業を対象とする新たな補助金・交付金制度の創設が必要。

災害対策の推進や運営基盤の強化に対する財政措置の拡充や継続的な支援が必要

- 「生活基盤施設耐震化等交付金」は、「**水道料金が平均以上であること**」や「**法定耐用年数以内の施設であること**」などが採択基準として定められており、要件の緩和・拡充が必要。
- 西谷浄水場再整備事業は長期にわたり多くの費用が必要であり、3年度に交付決定を受けた「水道施設再編推進事業」については、制度の継続と交付要望額の予算確保が必要。

提案・要望内容

- 1 アセットマネジメントによる**水道施設の更新及び長寿命化事業**並びに、近隣水道事業者と連携しバックアップ機能強化と併せた施設の統廃合を行う**再構築事業に対する財政支援制度の創設**
- 2-1) 水道施設における災害対策を推進するため、**生活基盤施設耐震化等交付金の採択基準の緩和・拡充**による財政措置の強化
- 2-2) 水道事業の運営基盤強化を図るため、「**水道施設再編推進事業**」の継続と交付要望額の予算確保

参考1 水道料金収入・使用水量の推移と見込み

- 令和2年度の水道料金収入は、平成13年度の752億円をピークに、約120億円減少。業務の委託化や職員数の削減（約900人）等により対処してきたが、今後は災害対応や技術継承の観点からこうした削減は困難
- 今後、横浜市では人口減少が予測されており、令和47年度の使用水量は20万m³/日減少する見込み
- 2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い6億円減収（家事用=31億円増、業務用等=37億円減）



参考2 西谷浄水場の再整備

- 「自然流下系施設の優先的整備」方針に基づき、川井浄水場（平成25年度完成）に続き、西谷浄水場の再整備に着手
- DB や DBO 方式の採用により民間の技術・ノウハウを活用するとともに、工程の短縮や事業費の縮減を図る

整備工事	整備手法	R2	R3	R4	～	R8	～	R10	～	R14	～	R22
浄水処理施設 (R4.4契約、R14完成見込) 570.7億円	DB	契約前	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
		契約後	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
排水処理施設 (R3.7契約、R8完成見込) 52.6億円*	DBO	契約前	---	---	---	---	---	---	---	---	---	短縮見込
		契約後	---	---	---	---	---	---	---	---	---	短縮見込
相模湖系導水路 (R3.4契約、R8完成見込) 263.7億円	DB	契約前	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
		契約後	---	---	---	---	---	---	---	---	---	短縮見込

（契約額は税込） *運営分を除く西谷浄水場再整備に係る工事費

----- 契約手続 ————— 設計・施工

参考3 耐震化の現状と見通し

- 導水施設・浄水施設・配水池の耐震化率は、西谷浄水場の再整備及び、小雀浄水場の廃止（検討中）により、20年後の令和22年度末に100%となる予定
- 高度経済成長期に布設した管路の更新需要が増加するため、本市独自の想定耐用年数を基に、適切に更新の前倒しや先送りを行うことで、事業量を平準化し、年間約100kmペースで更新・耐震化を推進
- 災害時に大きな影響を及ぼす可能性がある口径400mm以上の大口径管路や、震度7・液状化が推定される地域に布設された管路の耐震化のペースを早め、これらの管路の40年後の耐震管率100%を目指す

（令和3年度末）

施設	導水施設	浄水施設	配水池等	送配水管 (全口径)	送配水管 (口径400mm以上)
耐震化率	69%	51%	96%	30%	51%

国及び国の関係機関が発注する公共事業における 市内中小企業者の受注機会の増大

国土交通省

- 1 分離・分割発注の推進、地元企業が参画しやすい発注方式の拡大
- 2 WTO 及び緊急随意契約案件を除いた発注額の増大

現状・課題

国

- 公共事業の地元企業への発注を基本方針とするとともに、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく公共事業の発注者向けの「発注関係事務の運用に関する指針」（令和2年1月改正）において、災害時の対応を含め、地域において社会資本の維持・管理を担う企業を確保することの重要性が掲げられている。

横浜市

- 「横浜市中小企業振興条例」（平成22年制定）に基づき、市が発注する公共事業において市内中小企業者の受注機会の増大を推進。
- 国及び国の関係機関が発注する公共事業においても、「横浜市内公共事業発注者連絡会」（平成23年度から毎年開催）等を通じて、市内中小企業者の受注機会の確保を推進。



地元経済の活性化の観点から、市内中小企業者の受注機会の増大が必要

- 横浜環状道路や横浜港の整備など、国及び国の関係機関による大規模事業の推進や維持・管理工事の実施にあたって、地元経済の活性化と、地域における社会資本の維持管理を担う企業の確保の観点から、市内中小企業者の受注機会の増大が必要。
- 国及び国の関係機関が発注する公共事業における市内中小企業者の受注実績は、「横浜市内公共事業発注者連絡会」を設立した平成23年度から増加傾向にあったが、平成30年度及び令和元年度は設立時と同水準に留まり、令和2年度は過去最大となる等、国等の発注状況により増減が大きく、安定的な受注量確保が課題となっている。

提案・要望内容

- 1 国及び国の関係機関が発注する公共工事における、

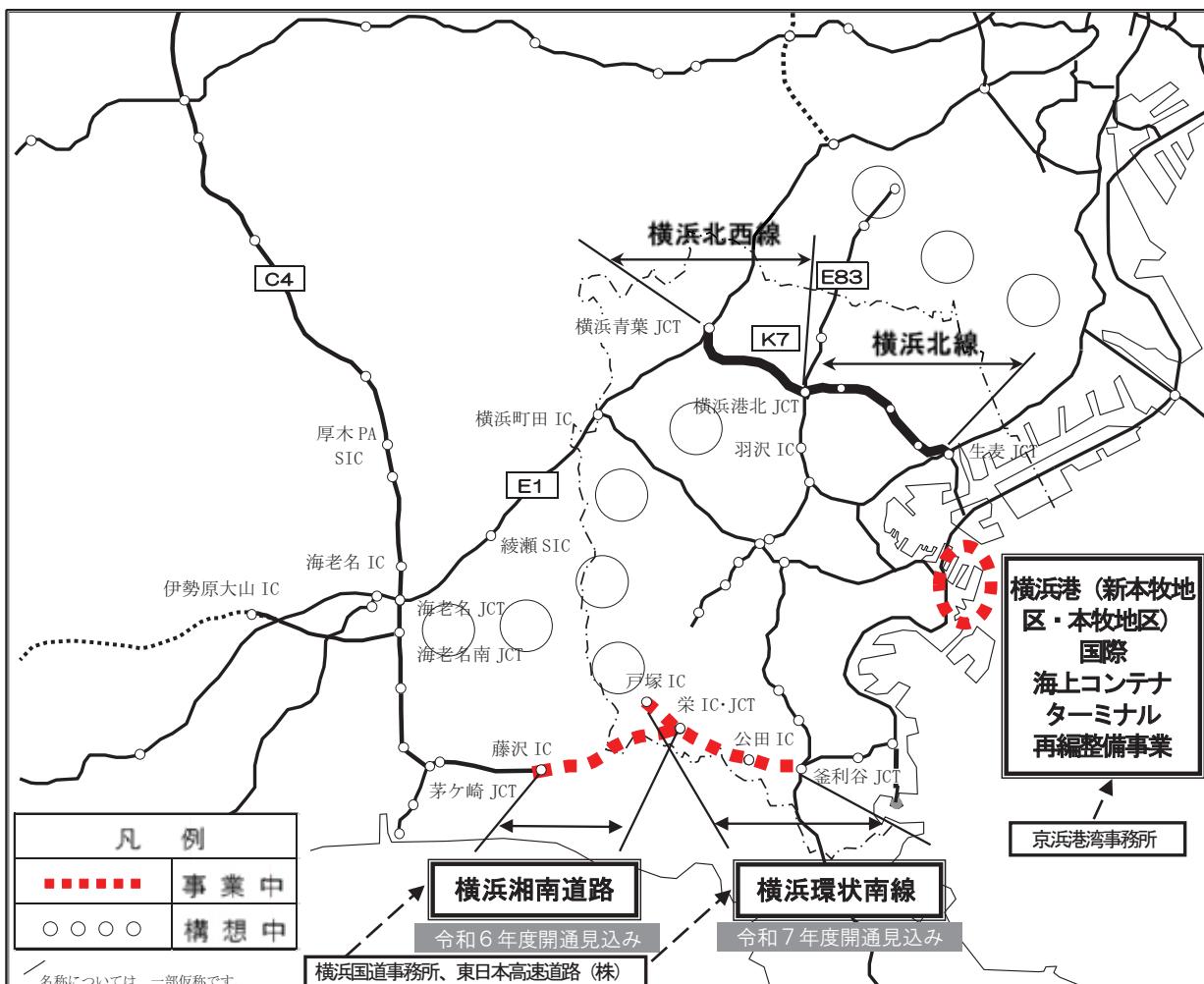
(1)分離・分割発注の推進

(2)地元企業が参画しやすい発注方式の拡大

- ・地域の精通度・貢献度を評価する発注方式の推進。特に、地域における社会資本の維持・管理を担う企業の確保の観点からの維持・管理工事の地元企業への優先発注
- ・地元企業が参画可能なJV（共同企業体）への発注

- 2 WTO 及び緊急随意契約案件を除いた発注額の増大

参考1 横浜市内における国及び国の関係機関による主な大規模公共事業



参考2 国及び国の関係機関による公共事業の発注額と市内企業受注額

	平成 23 年度	…	29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度
発注額	960 億円	…	905 億円	1,275 億円	1,088 億円	2,589 億円
(WTO や緊急随意契約案件を除いた場合の額)	(504 億円)	…	(609 億円)	(428 億円)	(666 億円)	(1,575 億円)
うち 市内企業	<u>55 億円</u>	…	<u>120 億円</u>	<u>57 億円</u>	<u>62 億円</u>	<u>181 億円</u>

※集計対象は、「横浜市内公共事業発注者連絡会」のメンバー等である、国土交通省（横浜国道事務所・京浜港湾事務所・京浜可川事務所・横浜營繕事務所・川崎国道事務所）、東日本高速道路（株）（横浜工事事務所・京浜管理事務所）、首都高速道路（株）（更新・建設局・神奈川局）。

※各機関の発注額は、横浜市域外も含む。

住民情報系システム標準化に向けた地方自治体への支援

デジタル庁

- 1 システム標準化に対する十分な財政支援と、移行期限の柔軟な対応
- 2 ベース・レジストリを含むデータモデルの整備、普及に向けた強力な推進

現状・課題

国

- 令和3年5月、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立し、政令で別に定める標準化対象業務について、**国の標準仕様に準拠したシステム**（以下「標準準拠システム」という。）へ移行することを地方自治体の責務とし、令和7年度末までの移行完了を目標。
- 標準準拠システムへの移行に係る経費の自治体への補助制度として、令和3年度補正予算で増額された317億円を含め、令和7年度までの基金として1,825億円を計上。
- 令和2年12月に「ベース・レジストリ・ロードマップ」を策定し、令和3年5月に事業者・土地・地図等一部のデータをベース・レジストリとして指定。令和4年度から先行パイロットシステムを試行開始。ベース・レジストリを含む各種データモデルの更なる整備を推進予定。

横浜市

- **最大の基礎自治体であり事務処理の対象件数も非常に多い横浜市**では、事務処理を効率的に進めるため、全ての標準化対象業務で独自機能を含んだシステムを利用。
- 現行システムでは、住民サービス面や業務効率等を考慮し標準化対象業務とそれ以外の業務を一體的に処理しているが、標準化対象業務のみが標準準拠システムに移行されるため、**標準化対象外の業務については別途、プロセスの見直しや、システムの再開発等の個別対応が必要**。

標準準拠システムへの移行に向けた十分な財政支援や移行期間、今後のデータモデル整備が重要

- 標準化対象外の関連業務の再設計の経費は、現在の補助制度の適用対象外。円滑な窓口運用やサービス水準維持のため、必要な関連経費を幅広く補助対象にするとともに、**補助上限額の拡大が必要**。加えて、住民サービスに支障を生じさせないよう、円滑な移行のため、設計・検討、研修等にかかる時間を考慮し、**十分な移行期間の確保が必要**。
- 標準準拠システム移行による膨大な住民データ形式の統一によって、自治体間のデータ連携の更なる推進が期待できることから、**ベース・レジストリを含むデータモデルの整備**を進めるとともに、その利用促進・普及のため、国・地方自治体・民間が連携した**強力な推進体制が重要**。

提案・要望内容

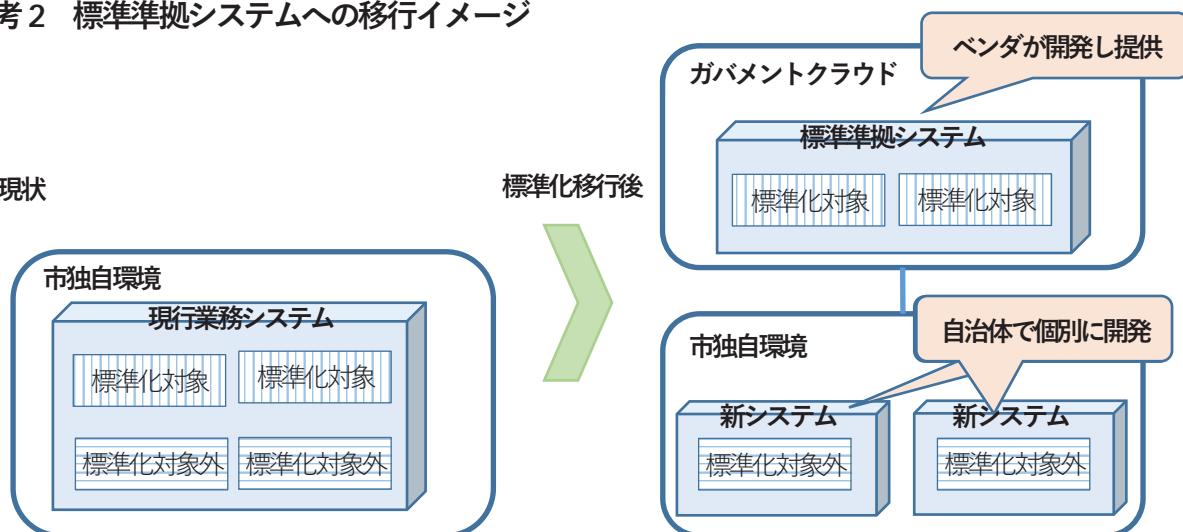
- 1 標準準拠システムへの移行に伴い必要となる関連経費を幅広く補助の対象とした上で、上限額の拡大等**十分な財政支援**を行うとともに、**移行期限について柔軟な対応**を行うこと
- 2 標準化を契機として、**ベース・レジストリ等のデータモデル整備**を遅滞なく進めるとともに、その**普及**について、国・地方自治体・民間の連携を進め、**強力に推進**すること

参考1 国が掲げる標準化に向けた工程

	2020年度 (令和2年度) 1～3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
ガバメントクラウドの整備			国的情報システムにおける複数のクラウドサービスの利用環境の整備・運用 国以外の活用に向けた具体的な対応方策や課題等の検討 先行事業（地方公共団体分、一部稼働）			
	2020年度 (令和2年度) 1～3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
ガバメントクラウドの提供（地方公共団体側）			ガバメントクラウド提供			
地方公共団体			ガバメントクラウド利用地方公共団体 順次拡大	標準準拠システムへの移行（※） (地方公共団体はガバメントクラウドを活用し、標準準拠システムを利用)		
地方公共団体情報システム標準化基本方針の策定等				※ 取組においては地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。		
標準化基準における共通事項の策定等			法案提出			
制度所管府省庁による標準化基準の策定			住様策定・仕様の調整 (データ要件・連携要件等、20業務の機能要件)			
統一・標準化を進めるための支援				標準準拠システム開発 (ガバメントクラウド上でのサービス提供前提)		

※デジタル庁「全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議」（令和4年1月24日）資料15より抜粋

参考2 標準準拠システムへの移行イメージ



デジタル社会の基盤であるマイナンバーカード普及促進

総務省、デジタル庁

- 1 令和5年度以降のマイナンバーカード交付・更新に係る費用の全額国費負担
- 2 マイナンバーカードの活用策の検討

現状・課題

国

- 「令和4年度末までに、マイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡る事を目指す」という方針の下、市区町村に交付体制の強化及び普及促進に係る事務費を補助金として交付。令和4年4月1日時点で累計交付枚数が約5,487万枚に達し、全国民の約4割まで普及。
- 令和元年度以降は、毎年度一定数の電子証明書の更新及びカードの更新が発生。
- マイナンバーカードの普及促進のためには、カードの利便性向上と併せ、**民間企業における利用機会の拡大を推進。**

横浜市

- 令和4年4月1日時点で交付率は47.6%であり、國の方針に合わせて18区役所の交付窓口増設に加え、平日夜間や土日祝日も開所する交付専用の特設センターを4箇所設置。
- 令和7~9年度には過去最大の電子証明書の更新及びカード更新需要を想定。
- 令和3年から戸籍証明書等のオンライン申請の開始やコンビニ交付メニューを拡大。



令和5年度以降のカード交付・更新に係る國の支援が必要

- 交付円滑化計画の最終年度となる令和4年度末まで現在の交付体制を維持する必要があり、翌年度以降に発生する**臨時窓口の撤去費用等**について、引き続き國による財源措置が必要。
- これまでにカードを交付した方に対する**電子証明書・カードの更新に係る事務が恒常化**。大量の更新が見込まれる令和7~9年度及び令和12~14年度を見据えて、**特設センターを引き続き開設するためには、更新事務に係る財源措置について早期の情報提供が必要。**

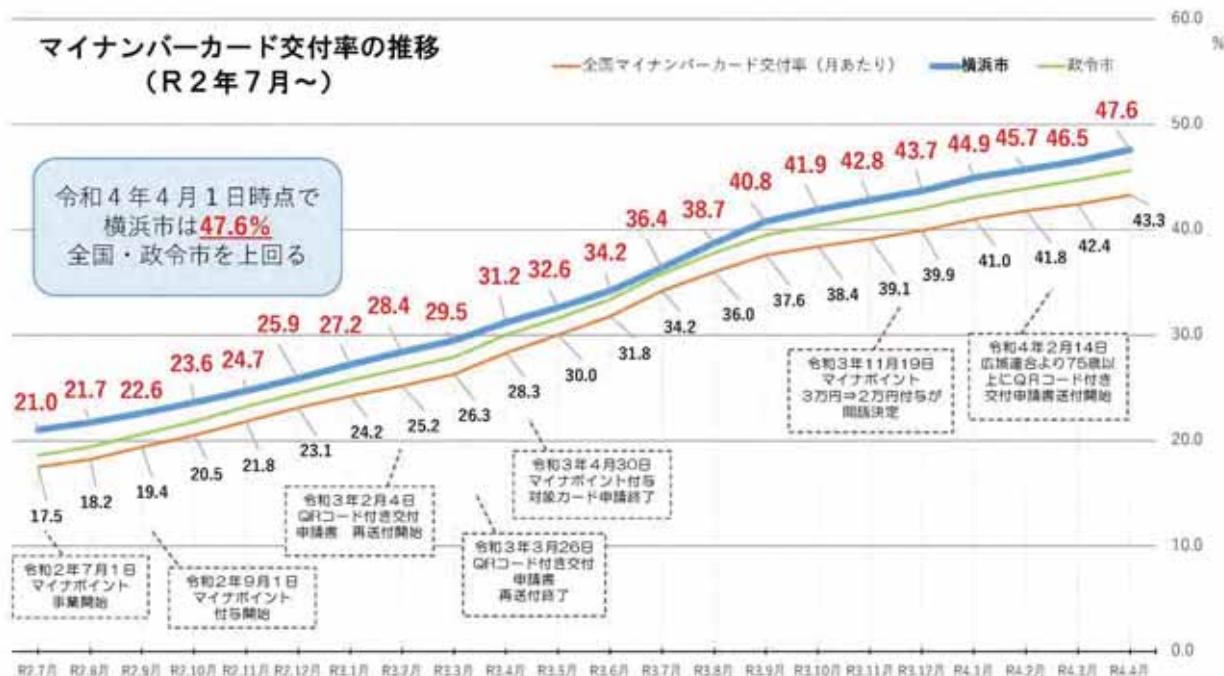
利便性の向上及び利用機会拡大のための取組が必要

- マイナンバーカード機能のスマートフォン搭載の円滑な実施が必要。
- 民間企業における会員証、ポイントカード等での活用促進に向けた負担感の軽減が必要。

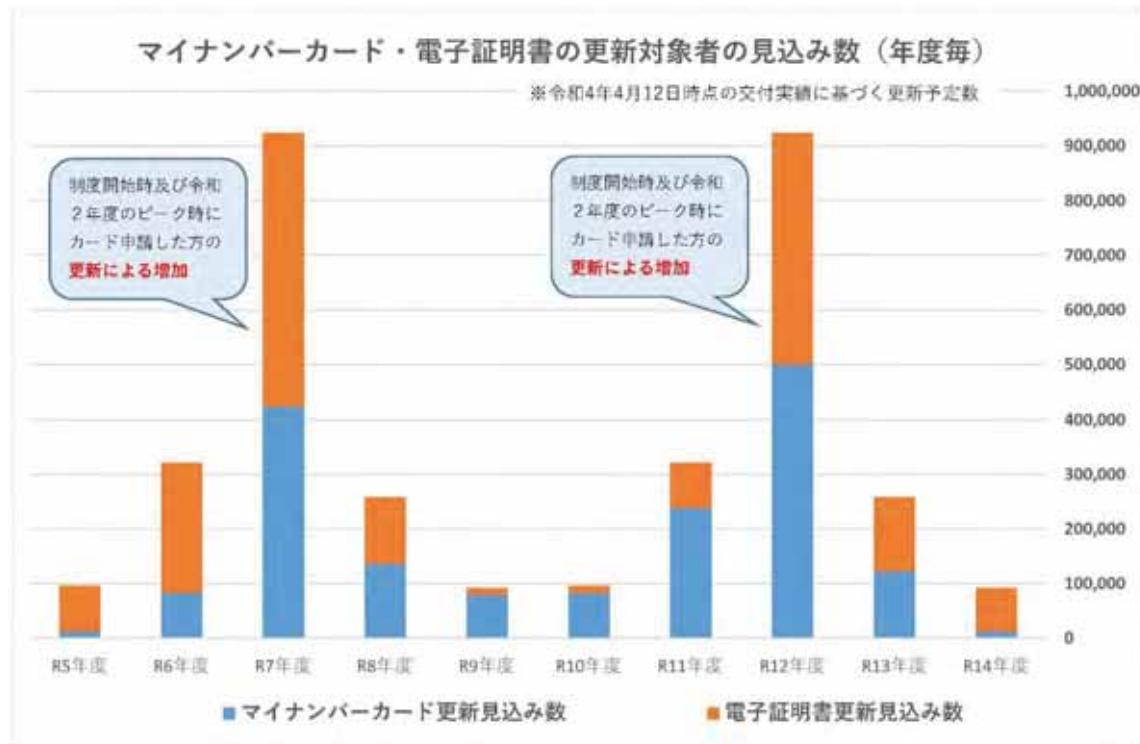
提案・要望内容

- 1 国の方針の達成に向けた**マイナンバーカードの交付、令和5年度以降の電子証明書・カードの更新体制の維持に係る費用の全額国費負担**
- 2 マイナンバーカードの利用機会を拡大するため、マイナンバーカード機能のスマートフォン搭載にあたっての申請及び利用への支援、マイナンバーカード利用時に**民間企業が負担する地方公共団体情報システム機構への手数料の減額や必要となるインフラ整備を支援**

参考1 マイナンバーカード交付率の推移



参考2 マイナンバーカード及び電子証明書の発行・更新の見込み数



提案の担当／市民局区政支援部窓口サービス課長

齊藤 誓 TEL 045-671-3621

デジタル統括本部企画調整部企画調整課担当課長

山崎 晋一 TEL 045-671-2114

★提案・要望項目 府省別一覧★

デジタル庁

- 12-(1) 住民情報系システム標準化に向けた地方自治体への支援 p103
12-(2) デジタル社会の基盤であるマイナンバーカード普及促進 p105

内閣府

- 1-(1) 新型コロナウイルス等感染症対策における指定都市の機能強化 p1
1-(2) 新型コロナウイルス感染症対策に関する財源措置 p3
1-(5) 新型コロナウイルス感染症対策への対応方針の見直し p9
2-(1) 「特別自治市」の早期実現 p11
2-(3) 地方分権改革の推進 p15
3-(4) 待機児童対策の推進と幼児教育・保育の安定的な基盤づくり p25
3-(6) 国と地方自治体が一体となった子どもの貧困対策の推進 p31
4-(2) 医療的ケア児・者等への切れ目ない支援の充実 p43
6-(4) 「グローバル拠点都市」の推進 p65
6-(5) 持続可能な観光地域づくりの支援の拡充 p67

内閣官房

- 6-(1) 外国人材の受入れ・共生のための環境整備 p59
6-(2) 海外インフラビジネスの一層の推進 p61

総務省

- 1-(1) 新型コロナウイルス等感染症対策における指定都市の機能強化 p1
1-(2) 新型コロナウイルス感染症対策に関する財源措置 p3
1-(5) 新型コロナウイルス感染症対策への対応方針の見直し p9
2-(1) 「特別自治市」の早期実現 p11
2-(2) 持続可能な市政の基盤となる「地方税財政制度」の充実 p13
2-(3) 地方分権改革の推進 p15
2-(4) 三大都市圏の指定都市等を核とした広域連携の促進 p17
11-(4) 国際コンテナ戦略港湾の取組の推進 p89
11-(7) 公共施設の老朽化対策の推進 p95
12-(2) デジタル社会の基盤であるマイナンバーカード普及促進 p105

法務省

- 6-(1) 外国人材の受入れ・共生のための環境整備 p59

外務省

- 6-(2) 海外インフラビジネスの一層の推進 p61
7-(2) 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p71
11-(5) 国際クルーズの再開と港の賑わい創出 p91
11-(6) 安全・安心で環境にやさしい港づくり p93

財務省

- 4-(7) インボイス制度導入におけるシルバー人材センターの安定的運営 p53
6-(2) 海外インフラビジネスの一層の推進 p61
7-(1) 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p69
7-(2) 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p71
9-(2) 花と緑を生かした都市の魅力づくりの推進 p77
10-(2) 持続可能な社会の構築に資する下水道事業への支援 p81
11-(4) 国際コンテナ戦略港湾の取組の推進 p89

文部科学省

- 2-(3) 地方分権改革の推進 p15
3-(4) 待機児童対策の推進と幼児教育・保育の安定的な基盤づくり p25
3-(7) 充実した教育環境の実現のための支援スタッフの配置 p33
3-(8) デジタル・AI時代を見据えたGIGAスクール推進 p35
3-(9) 小学校の児童支援を専任する教員の定数化 p37
3-(10) 小学校高学年における国の教科担任制を踏まえた「チーム学年経営」の推進 p39
4-(2) 医療的ケア児・者等への切れ目ない支援の充実 p43
6-(1) 外国人材の受入れ・共生のための環境整備 p59
6-(3) 文化芸術の持続可能性を高める支援の拡充 p63
11-(7) 公共施設の老朽化対策の推進 p95

厚生労働省

- 1-(1) 新型コロナウイルス等感染症対策における指定都市の機能強化 p1
1-(2) 新型コロナウイルス感染症対策に関する財源措置 p3
1-(3) 新型コロナウイルス感染症や緊迫する国際情勢の影響を受ける事業者への支援 p5
1-(4) 新型コロナウイルス感染症の影響で収入減少した被保険者に対する国民健康保険料等減免の全額財政支援の継続 p7
1-(5) 新型コロナウイルス感染症対策への対応方針の見直し p9
2-(3) 地方分権改革の推進 p15
3-(1) 安心して出産できる社会に向けた出産育児一時金の増額 p19
3-(2) 子どもの医療費助成の充実 p21
3-(3) 児童相談所及び一時保護所の体制強化 p23
3-(4) 待機児童対策の推進と幼児教育・保育の安定的な基盤づくり p25
3-(5) 小学生の放課後対策の推進 p29
3-(6) 国と地方自治体が一体となった子どもの貧困対策の推進 p31
4-(1) 障害児の療育環境整備に係る支援の充実 p41
4-(2) 医療的ケア児・者等への切れ目ない支援の充実 p43
4-(3) 障害者が地域で自立した生活を送るための支援の拡充 p45
4-(4) 総合的な依存症対策の充実に向けた支援 p47
4-(5) 国民健康保険の財政基盤の安定化に向けた支援の拡充 p49
4-(6) 国民健康保険に係る国庫負担金減額措置の廃止 p51
4-(7) インボイス制度導入におけるシルバー人材センターの安定的運営 p53
11-(5) 国際クルーズの再開と港の賑わい創出 p91
11-(6) 安全・安心で環境にやさしい港づくり p93
11-(8) 災害に強い水道システム構築に向けた更新・耐震の推進 p99

農林水産省

- 7-(1) 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p69
9-(1) 国際園芸博覧会の開催に向けた取組の推進 p75

経済産業省

- 1-(3) 新型コロナウイルス感染症や緊迫する国際情勢の影響を受ける事業者への支援 p5
5-(1) 持続可能な脱炭素社会の実現に向けた取組への支援 p55
5-(2) プラスチック資源循環の推進 p57
6-(2) 海外インフラビジネスの一層の推進 p61
9-(1) 国際園芸博覧会の開催に向けた取組の推進 p75
11-(6) 安全・安心で環境にやさしい港づくり p93

国土交通省

- 2-(3) 地方分権改革の推進 p15
6-(5) 持続可能な観光地域づくりの支援の拡充 p67
7-(1) 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p69
7-(2) 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p71
8-(1) 横浜都心・臨海地域における都市再生の推進 p73
9-(1) 国際園芸博覧会の開催に向けた取組の推進 p75
9-(2) 花と緑を生かした都市の魅力づくりの推進 p77
10-(1) 道路・河川における防災・減災、国土強靭化の対策推進 p79
10-(2) 持続可能な社会の構築に資する下水道事業への支援 p81
11-(1) 高速道路の整備推進 p83
11-(2) 市内幹線道路の整備と連続立体交差事業の推進 p85
11-(3) 鉄道整備事業の推進 p87
11-(4) 国際コンテナ戦略港湾の取組の推進 p89
11-(5) 国際クルーズの再開と港の賑わい創出 p91
11-(6) 安全・安心で環境にやさしい港づくり p93
11-(7) 公共施設の老朽化対策の推進 p95
11-(9) 国及び国の関係機関が発注する公共事業における市内中小企業者の受注機会の増大 p101

環境省

- 5-(1) 持続可能な脱炭素社会の実現に向けた取組への支援 p55
5-(2) プラスチック資源循環の推進 p57
6-(2) 海外インフラビジネスの一層の推進 p61
11-(7) 公共施設の老朽化対策の推進 p95

防衛省

- 7-(2) 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p71

横浜市 政策局 大都市制度推進本部室 大都市制度・広域行政部 広域行政課
〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10
Tel : 045-671-2951 Fax : 045-663-6561

この提案・要望書は以下のサイトでご覧になれます。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/bunken/yobo/>